

令和6年度 第4次地域保健福祉計画進捗状況調査(担当課・係)

基本目標	基本施策 取組	担当課・係			ページ
つながり、ささえあう地域づくり	(1) 地域での交流活動の推進				
	①地域の子育てグループの支援	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)	児童館係		1-1
	②地域における交流の場づくりの推進	福祉推進係	地域協働係	社協	1-2・1-3
	③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	福祉推進係	地域協働係	社協	1-4・1-5
	(2) 地域情報の発信				
	①福祉情報の提供・広報活動の充実	福祉推進係		社協	1-6
	②地域資源情報の収集	福祉推進係		社協	1-7
	(3) 利用しやすい施設の環境づくり				
	①公共施設の利用促進	福祉推進係	地域施設係	社協	1-8・1-9
	②交流の場づくり	福祉推進係	児童館係	社協	1-10・1-11
	(4) 世代間交流の活性化				
	①地域交流、世代間交流の推進	福祉推進係 高齢者支援係/地域包括ケア推進係	保育・幼稚園係 地域協働係	社協	1-12・1-13・1-14
	②地域で子どもを育てる環境づくりの推進	児童館係	社会教育係		1-15
	③子育てひろばの拡充	保育・幼稚園係 児童館係	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)		1-16・1-17
	(5) 高齢者や障がい者の社会参加促進				
	①シルバーリソースセンター	高齢者支援係 公園係	維持管理係		1-18・1-19
	②老人クラブへの支援	高齢者支援係		社協	1-20
	③敬老会の開催	高齢者支援係			1-21
	④高齢者福祉センター寿楽の運営	高齢者支援係		社協	1-22
	⑤敬老金の支給	高齢者支援係			1-23
	⑥障がい者の社会参加の促進支援	障がい者支援係		社協	1-24
	⑦社会参加のための支援サービスの充実	障がい者支援係		社協	1-25
	⑧当事者活動の支援	障がい者支援係		社協	1-26
	(6) 介護保険制度の適正な運営				
	①介護保険制度の適正な運営	地域包括ケア推進係	介護支援係		1-27
	②介護予防・日常生活支援総合事業の充実	地域包括ケア推進係	介護支援係		1-28
	③在宅医療・介護連携の推進	地域包括ケア推進係	介護支援係		1-29
	④高齢者支援センター(地域包括支援センター)の充実	地域包括ケア推進係		社協	1-30

2 地域福祉をすすめるための体制づくり	(1) 地域福祉の担い手の養成				
	① 地域福祉の担い手の養成のための研究	福祉推進係	地域包括ケア推進係	社協	2-1・2-2
	② 地域福祉の担い手の活動支援	福祉推進係	地域包括ケア推進係	社協	2-3・2-4
		指導係			
	(2) 地域における福祉教育・学習の推進				
	① 地域福祉の理解促進	福祉推進係		社協	2-5
	② 地域に開かれた福祉教育の実践	福祉推進係		社協	2-6
	(3) ボランティア・NPOの活動の推進				
	① 啓発活動の充実	福祉推進係		社協	2-7
	② 相談体制や情報提供の充実	福祉推進係		社協	2-8
	③ ボランティア・NPO活動への支援	福祉推進係		社協	2-9
	④ 定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供	福祉推進係	高齢者支援係/地域包括ケア推進係	社協	2-10・2-11
(4) 相談体制の充実					
① 相談体制の充実	福祉推進係	保健係(R6.10成人保健係)	社協	2-12・2-13	
② 関係機関との連携強化	福祉推進係		社協	2-14	
③ 自立に向けた援助	福祉推進係		社協	2-15	
④ 生活安定に向けた支援	福祉推進係		社協	2-16	
(5) 福祉サービスの質の向上					
① 福祉関係職員の資質向上	福祉推進係	障がい者支援係	2-17・2-18・2-19		
	地域包括ケア推進係	子育て支援係			
	保健係(R6.10母子保健係/成人保健係)				
② 関係団体等への働きかけ	福祉推進係	社会教育係		2-20	
③ 苦情対応等に基づくサービスの質の向上	福祉推進係	障がい者支援係	2-21・2-22・2-23	社協	
	地域包括ケア推進係	介護支援係			
④ 第三者によるサービス評価の支援	福祉推進係	障がい者支援係	2-24・2-25		
	保育・幼稚園係	介護支援係			

(1)権利擁護の推進(瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)					
①権利の擁護	福祉推進係	障がい者支援係	社協	3-1・3-2・3-3	
	地域包括ケア推進係	介護支援係			
②権利擁護に関する連携と利用者に対する支援	福祉推進係	障がい者支援係	社協	3-4・3-5	
	地域包括ケア推進係				
③成年後見制度の周知	福祉推進係	障がい者支援係	社協	3-6・3-7	
	地域包括ケア推進係				
(2)ユニバーサルデザインの推進					
①ユニバーサルデザインについての啓発	福祉推進係	計画・住宅係		3-8	
②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの対応	福祉推進係	計画・住宅係		3-9	
③公共施設の整備	福祉推進係	維持管理係		3-10・3-11	
	公園係				
④建築物等の整備	福祉推進係	公園係		3-12	
(3)防災・防犯体制の充実(瑞穂町再犯防止推進計画 取組⑤から⑨まで)					
①災害時要配慮者の安全確保体制の整備	障がい者支援係	高齢者支援係/介護支援係		3-13・3-14	
	介護支援係	安全係			
②災害時要配慮者への対応	障がい者支援係	高齢者支援係		3-15	
③災害ボランティアの育成と連携体制	福祉推進係		社協	3-16	
④地域防犯活動の推進	地域協働係	交通防犯担当		3-17・3-18	
	公園係				
⑤相談体制の充実	福祉推進係	地域協働係		3-19	
⑥関係機関との連携強化	福祉推進係	交通防犯担当		3-20	
⑦自立・生活安定の向けた支援	福祉推進係		社協	3-21	
⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援	福祉推進係	交通防犯担当		3-22・3-23	
	指導係				
⑨広報・啓発活動の推進	福祉推進係	交通防犯担当		3-24	
(4)すべての子育て家庭への支援					
①子ども家庭支援センター機能の充実	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)			3-25	
②子育て相談の充実	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)	保育・幼稚園係		3-26・3-27	
	指導係	保健係(R6.10母子保健係)			
③子育て支援情報の提供	福祉推進係	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)		3-28・3-29	
	子育て支援係	保健係(R6.10母子保健係)			
④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実	保育・幼稚園係			3-30	
⑤地域子育て支援事業の充実	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)	保育・幼稚園係		3-31	

誰もが安心して暮らせる環境づくり

3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(5) 支援が必要な子どもと家庭への支援					
	①要保護児童対策地域協議会の充実	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)			3-32	
	②児童虐待の未然防止	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)	保健係(R6.10母子保健係)		3-33	
	③民生委員・児童委員等の活動支援	福祉推進係	子育て支援係		3-34	
	④日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援	子育て支援係	子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)		3-35	
	⑤相談体制の充実	障がい者支援係	指導係		3-36	
	⑥発達障害等支援の充実	障がい者支援係	指導係		3-37	
	⑦子どもの貧困対策の推進	福祉推進係	子育て支援係		3-38・3-39	
		子ども家庭支援センター係 (R6.10子ども家庭支援係)				
(6) 障がい者の就労支援						
①瑞穂町障害者就労支援センター		障がい者支援係			3-40	
②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実		障がい者支援係			3-41	
③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっこぐる」の充実		障がい者支援係			3-42	
(7) 地域包括ケアシステムの推進						
①地域包括ケアシステムの構築推進	福祉推進係	地域包括ケア推進係	社協	3-43・3-44		
	介護支援係					
②認知症対策の推進	地域包括ケア推進係				3-45	
③人材の確保及び資質の向上	地域包括ケア推進係	介護支援係	社協	3-46・3-47		
④ささえあう地域づくり	地域包括ケア推進係		社協	3-48		

いきいきと暮らすための健康づくり	(1)母子保健の充実			
	①母子保健事業の推進	保健係(R6.10母子保健係)		4-1
	②疾病予防・健康増進事業の推進	保健係(R6.10母子保健係)		4-2
	③切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進	保健係(R6.10母子保健係)		4-3
	④食育の推進	保健係(R6.10母子保健係)		4-4
	(2)健康増進の充実			
	①健康増進事業の推進	健康係(R6.10成人保健係)	保健係(R6.10成人保健係)	4-5
	②望ましい生活習慣の確立	健康係(R6.10成人保健係)	保健係(R6.10成人保健係)	4-6
	③食生活の維持・改善	保健係(R6.10成人保健係)		4-7
	④身体活動・運動の実践	保健係(R6.10成人保健係)		4-8
	⑤喫煙・飲酒・薬物と健康被害	健康係		4-9
	⑥休養・心の健康づくり	健康係	保健係(R6.10成人保健係)	4-10
	⑦歯・口腔の健康づくり	健康係	保健係(R6.10母子保健係)	4-11
	(3)医療体制の基盤づくり			
	①救急医療体制の確保	健康係		4-12
	②地域医療体制の基盤づくり	健康係		4-13
	③関係機関との連携	健康係		4-14
(4)健康危機管理対策の推進				
①感染予防事業の推進		健康係		4-15
②健康危機発生時の体制づくり		健康係	保健係(R6.10母子保健係)	4-16

参考

組織名称(R6.10.1~)	福祉部	福祉課	福祉推進係 障がい者支援係
		子育て応援課	子育て支援係 保育・幼稚園係 児童館係
			高齢者支援係 地域包括ケア推進係
		子ども家庭センター課	介護支援係 子ども家庭支援係 母子保健係
			健康係 成人保健係
		協働推進課	地域協働係 地域施設係
		安全・安心課	安全係 交通防犯担当
			都市計画課
		建設課	計画・住宅係 維持管理係
			公園係
		教育指導課	指導係
		社会教育課	社会教育係
		社会福祉協議会	社協

取組指標等について

(1)取組指標 89項目

令和6年度12月末実績

取組の内容の進捗状況	回答件数
取組の内容に記載してある今年度中の進捗状況についての指標	
5 目標達成	2
4 着手しているが引き続き進めることが必要	192
3 事業等具体的に着手又は事業方針(手法)を決定	1
2 具体化に向けて内容を検討	0
1 未検討	0

(2)効果(成果)判定

令和6年度12月末実績

効果(成果)※取組状況(結果)の評価	回答件数
A 想定した以上の高い成果が得られた。	/
B 一定の成果(効果)が得られた。	/
C 少少の成果(効果)が得られた。	/
D 想定を下回った成果(効果)だった。	/
E 成果(効果)が得られなかった。(効果なし、成果がまだ出でていない)	/

(3)評点

評点マトリックス表

単位:点

	5	4	3	2	1
A	100	90	70	—	—
B	90	70	60	—	—
C	70	50	30	—	—
D	40	20	10	10	—
E	0	0	0	0	—

評価指標（瑞穂町第4次地域保健福祉計画P. 116）

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策	評価指標	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
(1)母子保健の充実 (R6.10母子保健係)	健康診査受診率 ・3～4か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	100.7% 100.0% 96.9%	95.9% 94.1% 101.6%	98.5% 100.6% 95.6%		
	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値 【第5次長期総合計画数値評価指標】	93.5%	94.0%	92.3%		
	予防接種自動スケジュール作成モバイルサイト「ワクワクみずほ」 ・0歳児の登録率	85.5%	74.8%	82.5%		
	妊娠の喫煙率	6.7%	4.3%	3.9%		
(2)健康増進の充実 (R6.10健康係、成人保健係)	日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間;要介護2以上:95%信頼区間) 【第5次長期総合計画数値評価指標】	男:77.8～80.7% 女:82.7～85.0%	男:77.3～80.4% 女:83.6～85.2%	男:77.0～80.2% 女:83.0～85.0%		
	がん検診受診率 ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診	10.1% 10.5% 29.8% 12.3% 13.0%	10.9% 10.6% 29.4% 12.9% 14.5%	10.0% 10.0% 27.4% 12.8% 14.7%		
	特定健康診査受診率	47.6%	47.8%	47.4%		
	特定保健指導実施率	21.1%	20.6%	21.6%		
	生活習慣病予防事業の40代・50代の参加率 ・慢性腎臓病予防講座 ・糖尿病予防講座	講座は未実施 3.0%	講座は未実施 0.0%	講座は未実施 2.6%		
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合 ・18～64歳で、1年未満でも継続しているもの	調査未実施	調査未実施	調査未実施		
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合 ・18～64歳で、1年未満でも継続しているもの 【第5次長期総合計画数値評価指標】	調査未実施	調査未実施	調査未実施		
	適性体重($18.5 \leq \text{BMI} < 25.0$)の者の割合 ・特定健康診査受診者	66.0%	66.3%	65.7%		
	1日の野菜摂取推奨量(350g以上)の認知割合 ・20～64歳	調査未実施	調査未実施	調査未実施		
	成人歯科検診受診率	4.8%	6.1%	4.8%		
(2)医療体制の基盤づくり (R6.10母子保健係)	子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合 【第5次長期総合計画数値評価指標】	84.2%	82.4%	82.6%		
	予防接種率 ・麻しん・風しん1期 ・麻しん・風しん2期	100.6% 88.4%	85.6% 90.6%	99.2% 88.0%		

基本目標1	つながり、ささえあう地域づくり
-------	-----------------

基本施策	地域での交流活動の推進						
今後の方向性	誰もが、暮らしやすい地域を築いていくことをめざし、地域における交流やつきあいを深め、交流できる環境づくりをすすめます。						
1-(1)-①	取組名	地域の子育てグループの支援					
取組の内容	子育てを通じて交流を深めた親同士が、その後も継続的な交流活動ができるようなグループづくりと活動を支援します。						
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	子育てグループに活動場所(地域活動室)の提供や備品の貸し出しを行うとともに子ども家庭支援センター館内へのチラシ等の掲示による子育てグループの周知について支援しました。	子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について支援を継続する必要があります。			効果(成果)判定	B	
					評点		
					70		
令和6年度	子育てグループに活動場所(地域活動室)の提供や備品の貸し出しを行うとともに子ども家庭支援センター館内へのチラシ等の掲示による子育てグループの周知について支援しました。	子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について支援を継続する必要があります。			効果(成果)判定	-	
					評点		
					-		
児童館係	取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	おひさまひろば等、児童館事業で交流した保護者同士の自主的な活動を支援しました。(活動者からの申し出を受けて、年に数回ほど活動場所として、幼児室を提供しています)また、幼児室の子育てグループ専用の掲示板を活用し、保護者に様々な情報を提供しました。(各グループにて作成したチラシ等をお預かりして、通年に渡り掲示しています)	児童館事業に多くの方が参加していただき親子の交流の機会を増やすことで、子育てグループづくりにつながります。児童館事業を実施する際に、聴き取り等により需要を確認し、事業の実施場所・頻度・内容を創意工夫することが必要です。また、グループが創設された際は、グループが使いやすい環境の確保につとめます。			効果(成果)判定	B	
					評点		
					70		
令和6年度	保護者同士の自主的な活動を支援するため、年に数回ほど幼児室の使用を認めました。また、幼児室の子育てグループ専用の掲示板の使用を認め、来館者に様々な情報を提供しました。(各グループにて作成したチラシ等をお預かりして、通年に渡り掲示しています)	児童館事業に参加することで親子同士の交流の機会を増やし、それをきっかけとして子育てグループづくりに繋がることを期待しています。また、今後も新しいグループが創設された際は、活動に必要な場合は児童館利用を検討するなど、活動する環境の確保につとめます。			効果(成果)判定	-	
					評点		
					-		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
児童館係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

1-(1)-②	取組名	地域における交流の場づくりの推進		
	取組の内容	地域における交流やつきあいを深め、高齢者等の孤立や所在不明児童等の防止のために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進します。また、関係機関や団体等と連携・協働しながら、地域のさまざまな課題の解決をはかり、地域におけるささえあい活動を支援します。このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて調査研究をすすめます。		
	福祉推進係		取組内容の進捗状況	4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画策定の準備を進めています。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画策定を進める必要があります。	効果(成果)判定 C 評点 50	
令和6年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画を3月末までに策定します。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置推進をはかります。	効果(成果)判定 - 評点 -	
	地域協働係		取組内容の進捗状況	4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことにより、徐々に行事等を行う町内会・自治会等も増え、地域づくり補助金を有効活用してもらうことができました。各種行事等に対し、地域づくり補助金を交付し、町内会・自治会等の活動を側面から支援することで、地域コミュニティの活性化をはかることができました。	地域づくり補助金の補助内容を継続して見直していくとともに、より多くの町内会・自治会に有効活用してもらう必要があります。 また、町内会・自治会が抱えている課題を解決するためには、町内会連合会を中心に横(各町内会・自治会又は各地区)の繋がりを強化し、各町内会・自治会活動の情報共有などを、地域全体の活性化をはかる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	町内会・自治会等を側面から支援するため、各種行事等に対し、地域づくり補助金を交付し、地域コミュニティの活性化を図りました。 また、コロナ禍以降の町内会・自治会の新たな活動の情報を取りまとめ、町内会連合会を通して他の町内会・自治会に情報提供することで、地域コミュニティの増進を図ることができました。	地域づくり補助金の補助内容を継続して見直していくとともに、より多くの町内会・自治会に有効活用してもらう必要があります。 また、町内会・自治会が抱えている課題を解決するためには、町内会連合会を中心に横(各町内会・自治会又は各地区)の繋がりを強化し、各町内会・自治会活動の情報共有などを、地域全体の活性化を図る必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	<p>地域におけるささえあい活動の支援として、サロンの立ち上げ支援(7か所)を行いました。</p> <p>“ささえあい”フードリレーは実行委員会で内容を検討し、各地域のコミュニティセンターなどで食品の配付を実施しました。新たな企業やスクールソーシャルワーカーと協働で、農家の収穫を手伝うなど、事業を通じて地域のささえあいが広がってきています。</p> <p>第2層生活支援コーディネーターとして、モデル地区を設定し、地域懇談会を計4回開催し、地域課題に対して地域で出来る支援を検討しました。その結果、地区集会所での週1回集まりの場が立ち上がり、その後移動スーパーの通知をし、週1回買い物で多くの方が集まっています。また、別地域では、住民主体の体操グループの立上げ支援を行い、現在では月1回定期的に開催でき、主体的に動けるように後方支援しています。</p>	<p>サロン活動については、運営している町民が高齢化してきているため、世代交代が必要です。また、“ささえあい”フードリレーを今後継続していくためにも、多くの町民や企業の理解・参加が必要なため、PR活動も重要です。</p> <p>自主グループが立ち上がった後の後方支援について、住民主体をいかに理解して自ら動くような体制をつくり、関係者で方向性を統一すること(前に出すぎないこと)が必要です。</p>	<p>効果(成果)判定</p> <p>A</p> <p>評点</p> <p>90</p>
令和6年度	<p>町内6地区で実施している「地域つながり推進連絡会」では、参加者の意見をもとにあいさつ運動や誰もが集い交流できる地域の拠点(居場所)づくりのための意見交換を行いました。</p> <p>生活支援コーディネーターの活動では、元狭山地区の方々と立ち上げた、週1回の移動スーパーでの買い物や集会所での集いに地域の多くの方が参加しています。今年度は課題とされる地域交通をテーマに地域懇談会を開催し、デマンドタクシーの活用について、説明会を行いました。</p> <p>地域におけるささえあい活動の支援として、サロン活動に対する相談にのり、ボランティアの調整等を行いました。また、引きこもりや不登校等の課題に少しでも対応できるような地域の居場所づくりについて、関係機関や専門職と協議しました。</p>	<p>地域で具体的な活動を展開していくためには継続して地域に関わり協議を行って行く必要があるため、次年度は地域福祉推進の専門職員である地域福祉コーディネーターを中心に連絡会を展開していく予定です。</p> <p>自主グループの継続化については、運営スタッフが重荷にならないように、グループの中での役割分担や職員の後方支援が必要です。</p> <p>サロン運営は、代表者の負担が大きく、自主的な運営を長く続けていくことが難しい状況です。自主的な活動を阻害しないような後方支援をしていくことが必要です。</p>	<p>効果(成果)判定</p> <p>-</p> <p>評点</p> <p>-</p>

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	C	50	C	50	-	-	-	-	-
地域協働係	C	50	B	70	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	A	90	B	70	A	90	-	-	-	-	-

1-(1)-③	取組名	小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進		
取組の内容	それぞれの小地域区分の実情をふまえながら地域福祉の整備等を行っていきます。また地域ささえあい連絡協議会の開催等の地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	地域ささえあい連絡協議会は、「地域活動について」をテーマとして6地区(殿ヶ谷、石畑、箱根ヶ崎東、箱根ヶ崎西、長岡、むさし野地区)で開催し、参加者の方と意見交換を行い、顔の見える関係性を築いていくことが大切であるなどの意見が出されました。	地域課題への対応について、行政への要望だけでなく、地域で解決していく方法などを、行政と地域が一緒に考える取組みを継続することが必要です。	B 評点 70	効果(成果)判定
令和6年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会(地域ささえあい連絡協議会から名称変更)に参加し、「地域のつながり」をテーマとして、6地区(殿ヶ谷、石畑、箱根ヶ崎、元狭山、長岡、むさし野地区)の参加者の方と意見交換を行いました。共通の趣味を通じたつながりなどは活発でも、地域としてのつながりが希薄化してきているなどの意見が出されました。	地域課題への対応について、それぞれの地域の事情を適切に把握し、行政と地域が一緒に考え取り組むためにも意見交換の場を継続して設けることが必要です。	- 評点 -	効果(成果)判定
地域協働係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことにより、令和5年9月からは毎月地域ささえあい連絡協議会が開催されたため、各地域で抱えている課題、問題等について、意見交換を行うことができました。 また、当該協議会に参加することで、地域で活動している方々と顔の見える関係性を築くことができました。	各地域での課題や問題は、多様化・深刻化し、多岐に渡るような状況です。当該協議会だけでは把握できない部分があるため、そのような部分を補うため、町内会・自治会等との情報共有や職員地域情報コーディネーター活動を通して、各地域における意見、要望等について把握していく必要があります。	B 評点 70	効果(成果)判定
令和6年度	町内の地区ごとに開催された地域ささえあい連絡協議会で、各地域で抱えている課題、問題等について、意見交換を行うことができました。 また、当該協議会に参加することで、地域で活動している方々と顔の見える関係性を築くことができました。 また、町内会・自治会等のイベントに、職員地域情報コーディネーターとして職員が参加し、地域の方と情報共有等をすることが出来ました。	各地域での課題や問題は、多様化・深刻化し、多岐に渡るような状況です。当該協議会だけでは把握できない部分があるため、そのような部分を補うため、更に、町内会・自治会等との情報共有や職員地域情報コーディネーター活動を活発に行い、各地域における意見、要望等について把握していく必要があります。	- 評点 -	効果(成果)判定

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	<p>第2層生活支援コーディネーターとして、高齢者福祉課と行ったアンケートをもとに地域懇談会を開催しました。そこで地域課題について検討し、「集まりの場」が創設されました。参加者が声を掛け合いながら集会所に集まり、楽しく交流しています。</p> <p>昨年度から始まった体操の集まりでは、グループ名を決め、体操だけでなくおしゃべりも大事と、参加者自身が発言し、活動が定着しつつあります。また、地域さえあい連絡協議会は、「地域活動について」をテーマに6地区にて開催しました。</p>	<p>地域活動の継続は、活動をけん引していくキーパーソンの存在が大きく関係します。負担にならず、参加者が楽しく過ごすことができるよう、地域さえあい連絡協議会などで人材の発掘を進めていく必要があります。地域さえあい連絡協議会は、地域のさえあい構築をどのように進めていくかをテーマにしていましたが、今後は地域のつながりを重点に置き、顔の見える関係性から新たな地域活動につなげていく等を検討していく予定です。</p>	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	<p>「地域さえあい連絡協議会」を「地域つながり推進連絡会」と改称し、町内6地区で各2回ずつの連絡会を通じて、地域課題や取組み案について話し合いを行いました。また、「みずほつながりたい」バッジやシールを積極的に配付し、つながりの意識啓発を行いました。</p> <p>生活支援コーディネーターとして、元狭山地区で地域懇談会を開催し、地域の「集まりの場」や「移動スーパー」が創設され、多くの高齢者が集い交流ができる、地域内で声を掛け合って、新たな方が参加する等、今まで以上に地域のつながりが増えてきました。今年度末からは、他地区でのアプローチを検討しています。</p>	<p>今後は取り上げられた意見をもとに具体的な活動へつなげていく必要があります。</p> <p>地域活動の継続は、活動をけん引していくキーパーソンの存在が大きく関係します。主体的に楽しんで取り組めるように、地域つながり推進連絡会などで人材の発掘を進めていく必要があります。</p>	効果(成果)判定 - 評点 -	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	C	50	B	70	B	70	-	-	-	-	-
地域協働係	B	70	C	50	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

基本施策		地域情報の発信									
今後の方向性		必要なときに、しっかり届く戦略的な情報発信を推進します。									
1-(2)-①		取組名	福祉情報の提供・広報活動の充実								
取組の内容		必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい表現による福祉情報の充実につとめます。更に広報みずほ等の従来の周知方法に加え、ICTツールの進歩やそのツールを使える人の増加といった今後の状況も見据え、情報の発信方法や情報伝達の充実について研究します。 また成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりの一環として、広報機能の整備についても推進します。									
福祉推進係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	広報みずほ、町ホームページ等で、継続的に情報を提供しました。			「瑞穂町子育て応援ガイドブック」の令和7年度改定に向け、さらなる利用促進、利用しやすい冊子にするため、検討する必要があります。また、健康課で運営している「子育てモバイル」などを活用し、啓発を行うなど、研究課題とします。				効果(成果)判定	C		
令和6年度	広報みずほ、町ホームページ、SNS等を活用し、継続的に情報を提供しました。			「瑞穂町子育て応援ガイドブック」の令和7年度改定に向け、健康課で運営している「子育てナビ」の活用など、さらなる利用促進について検討する必要があります。				効果(成果)判定	-		
社会福祉協議会			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	社協だより及びボランティア通信は、新聞折込から全戸配布へと変更し、情報発信につとめました。また、新たにSNS活用プロジェクトを発足させ、公式Facebookを運用し、社協の事業の紹介、報告などを行いました。 権利擁護支援に関する情報、成年後見制度の周知を広報みずほや社協だより、ホームページ、公式Facebookを活用し、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりにつとめました。 さらに、瑞穂町内社会福祉法人連絡会では、4年ぶりに開催された福祉ふれあいまつりに出店し、相談窓口や車いすステーションなどの活動について、パネル展示やスタンプラリーを通じて、PRをはかりました。			より情報が届きやすくなるよう、時代に合わせたメール配信を検討します。 成年後見制度利用促進をはかるために制度についての情報や講座の情報をSNSを活用して周知ていきます。				効果(成果)判定	A		
令和6年度	社協だより及びボランティア通信は、全ページカラー印刷に変更しました。写真やイラストを活用し、見やすくわかりやすい紙面作りにつとめました。またインスタグラムを開始し、幅広い世代の方への情報発信につとめました。 瑞穂町内社会福祉法人連絡会では、福祉ふれあいまつりに出店し、相談窓口や車いすステーションなどの活動について、パネル展示やスタンプラリーを通じて、PRを図りました。 権利擁護支援に関する情報、成年後見制度の周知を広報みずほや社協だより、ホームページ、公式Facebook、Instagramを活用し、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりに努めました。			ホームページやSNSの種類によって、掲載内容を変更するなど、各媒体の強みを活かした活用を検討します。				効果(成果)判定	-		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	B	70	C	50	-	-	-	-
社会福祉協議会		A	90	B	70	A	90	-	-	-	-

1-(2)-②	取組名	地域資源情報の収集						
取組の内容	地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、地域ささえあい連絡協議会や地域ケア会議等を通じて地域情報の収集と発掘、及び積極的な活用を推進します。							
福祉推進係	取組内容の進捗状況							4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	地域ささえあい連絡協議会は、「地域活動について」をテーマとして6地区(殿ヶ谷、石畠、箱根ヶ崎東、箱根ヶ崎西、長岡、むさし野地区)で開催し、参加者の方と意見交換を行い、顔の見える関係性を築いていくことが大切であるなどの意見が出されました。	地域課題への対応について、行政への要望だけでなく、地域で解決していく方法などを、行政と地域が一緒に考える取組みを継続することが必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70		
	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会(地域ささえあい連絡協議会から名称変更)に参加し、「地域のつながり」をテーマとして、6地区(殿ヶ谷、石畠、箱根ヶ崎、元狭山、長岡、むさし野地区)の参加者の方と意見交換を行いました。共通の趣味を通じたつながりなどは活発でも、地域としてのつながりが希薄化してきているなどの意見が出されました。	地域課題への対応について、それぞれの地域の事情を適切に把握し、行政と地域が一緒に考え取り組むためにも意見交換の場を継続して設けることが必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-		
			効果(成果)判定		評点			
社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	第2層生活支援コーディネーターとして、2カ月に1回生活支援コーディネーター連絡会、コーディネーターミーティングを開き、高齢者福祉課と1層・2層コーディネーターでの情報共有の場、ボランティアコーディネーターと2層コーディネーターとの情報共有の場を設けています。そこでは地域資源や地域課題検討などの話し合いを進めました。	連絡会や多くの会議などで得た情報を、地域に還元し、地域で活かしていく取り組みが必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70		
	地域ささえあい連絡協議会や地域ケア個別会議では、地域情報や高齢者などの個人を取り巻く地域支援を新たに検討したり、地域資源の情報が得られました。		効果(成果)判定	-	評点	-		
			効果(成果)判定		評点			
令和6年度	地域つながり推進連絡会では地域で活動している人同士がつながる機会でもあり、新たな地域活動のアイディアが意見交換されています。生活支援コーディネーターは定期的にミーティングを開き、行政のコーディネーターやボランティアコーディネーターとの情報共有の場を設けています。そこでは地域資源や地域課題検討などの話し合いを進めました。	地域の連絡会などで得た情報を蓄積し、アセスメントを行うことで、地域の理解を深め、新たな活動に活かしていく取り組みが必要です。地域情報を効果的に集約していくためには、地域福祉推進担う社会福祉協議会の目的を伝える必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-		
	地域ケア個別会議では、地域情報や高齢者などの個人を取り巻く支援を新たに検討したり、地域資源の情報が得られました。地域資源に精通する民生委員・児童委員との協働・連携を重視し、地域づくりや、個別支援を進めています。		効果(成果)判定		評点			
			効果(成果)判定		評点			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	C	50		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

基本施策		利用しやすい施設の環境づくり		
今後の方向性		誰もが本当に利用しやすい施設、きめ細かな配慮が行き届いた施設をめざします。		
1-(3)-①	取組名	公共施設の利用促進		
取組の内容		地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		福祉推進係	取組内容の進捗状況	4
令和5年度	ふれあいセンターの運営を、指定管理者である社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の拠点として、利用促進をはかりました。また、フリーWi-Fiの設備を活用し、テレワークや学習スペースとして利用促進の継続をはかりました。サテライトルームは、令和3年1月29日から開催し、令和5年6月30日をもって好評のうちに終了しました。(2年5か月で延べ735名が利用しました。)		ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点として更に利用してもらえるようPRが必要です。	効果(成果)判定 B 評点 70
	ふれあいセンターの運営を、指定管理者である社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の拠点として、利用促進をはかりました。会議室の利用状況等を考慮し、サテライトルームとしての利用は令和5年度中に終了しましたが、フリーWi-Fi設備を活用し、テレワークや学習スペースとしての利用促進をはかりました。		ふれあいセンターを地域福祉活動を行う拠点として利用してもらえるよう、また、フリーWi-Fi設備があることや懇親会等を行うことができる施設であることなど、継続してPRすることが必要です。	効果(成果)判定 － 評点 －
地域施設係		取組内容の進捗状況		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	—		—	効果(成果)判定 － 評点 －
	—		—	効果(成果)判定 － 評点 －
令和6年度	—		—	効果(成果)判定 － 評点 －
	—		—	効果(成果)判定 － 評点 －

地域施設係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	地区会館及び武蔵野・元狭山・長岡の各コミュニティセンターは、町内会・自治会をはじめとした各種団体等が地域の活動交流拠点として利用しています。施設の適切な維持管理等を行うことで、地域コミュニティの利用促進をはかりました。 令和5年5月8日から制限の解除を行い、元の利用方法に戻ったことで、地域活動が以前の形に戻ってきています。 町民会館の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場としての利用が令和5年10月末で終了し、一般貸出の再開準備を行い、令和6年1月から一般貸出を再開しました。	今後も地域コミュニティ活動の拠点として利用促進をはかっていくことが必要です。 地域の施設としての利用が適切に行えるよう、引き続き、不具合箇所への修繕対応等をはじめとした、適切な管理運営を行っていく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	地区会館、町民会館及び武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターは、町内会・自治会をはじめ、その他各種利用団体等が地域の活動交流拠点として利用しています。施設の適切な維持管理等を行うことで、地域コミュニティの利用促進をはかりました。	今後も地域コミュニティ活動の拠点として利用促進をはかっていくことが必要です。 地域の施設としての利用が適切に行えるよう、引き続き、不具合箇所への修繕対応等をはじめとした、適切な管理運営を行っていく必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	ふれあいセンターでは、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、6月末でサテライトルームを終了し、一般の貸館業務に活用しています。 12月より、高齢者福祉センター寿楽がふれあいセンターの一部を使用し寿楽休館中でも引き続き高齢者の健康増進に向けて活動支援をしました。また、寿楽利用者から希望があったマッサージなどをふれあいセンター2階に一部移転し、一般利用者も利用可能となっています。	部屋の利用に関する利用条件などを再検討していきます。(カラオケが使用できる部屋と時間の制限緩和や、飲食ができる部屋の拡大など)	効果(成果)判定 B 評点 90	
令和6年度	ふれあいセンターでは、毎年好評の映画会を9月に実施しました。また、高齢者福祉センター寿楽では休館に伴いふれあいセンターなど他の公共施設を利用し、高齢者の健康いきがい増進としてデイサービスや主催事業を実施しました。ふれあいセンターにてマッサージ機など健康器具を一部移設し、利用していただきました。	ふれあいセンターでは定期的に利用する団体等の交流を図る事業を検討します。 寿楽では円滑にミズカルへ事業を移行し、健康器具の移設ができるようにする必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
地域施設係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域施設係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
社会福祉協議会	B	90	B	70	B	90	－	－	－	－	－

1-(3)-②	取組名	交流の場づくり		
取組の内容	施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。 あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、地域住民の協力を得ながら、移動児童館事業の拡充をはかります。			
福祉推進係	取組内容の進捗状況			4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	ふれあいセンターの管理・運営では、非常灯のバッテリー等を交換し、利用者の安全と利便性を向上させました。ふれあいセンターのWEB環境では、セキュリティの強化を行うなど、利便性や利用の向上をはかって、住民同士のふれあいを促進しました。	ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点として更に利用してもらえるようPRが必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和6年度	ふれあいセンターの管理・運営では、指定管理者である社会福祉協議会と連絡を密に行い、施設の不具合対応などを行いました。	ふれあいセンターを地域福祉活動を行う拠点として利用してもらえるよう、また、フリーWi-Fi設備があることや懇親会等を行うことができる施設であることなど、継続してPRすることが必要です。	効果(成果)判定	
			-	
			評点	
			-	
児童館係	取組内容の進捗状況			4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	各コミュニティセンターと連携し、幼児及び就学児向けの移動児童館事業を実施しました。(3コミュニティセンターにて、幼児向け72回、就学児向け45回)特に期間限定事業は、町内小中学校長期休業期間中の児童の安心・安全な居場所づくりに貢献しました。(3コミュニティセンターにて、129日開催)	実施内容を充実させ来館しやすい日常的な居場所づくりとすることや、活動のPR等で地域の大人の理解を得ることも必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和6年度	各コミュニティセンターと連携し、幼児及び就学児向けの移動児童館事業を実施しました。(3コミュニティセンターにて、幼児向け47回、就学児向け36回)特に期間限定事業は、町内小中学校長期休業期間中の児童の安心・安全な居場所づくりに貢献しました。(3コミュニティセンターにて、105日開催)	実施内容を充実させ来館しやすい日常的な居場所づくりと、児童館の活動のPR等を推進することも必要です。	効果(成果)判定	
			-	
			評点	
			-	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	ふれあいセンターは、新型コロナウイルスの5類感染症移行後、利用人数や飲食を伴う利用が少しずつ増加しています。 地域交流事業として映画まつりを実施しました。 ふれあいセンター2階に寿楽よりマッサージ機などを一部移転し、一般利用者も利用可能としています。	サテライトルームを終了し、貸会議室として開放し、利用件数も増加傾向でしたが、令和5年12月から寿楽が改修工事より事務所をふれあいセンターの会議室に移転しました。ふれあいセンターの貸出しできる会議室が減少したこと、利用件数と利用人数が減少してしまうことから、現在利用できる会議室を、有効的に活用することが必要です。	効果(成果)判定 B 評点 90
令和6年度	ふれあいセンターでは、毎年好評の映画会を9月に実施しました。	定期的に利用する団体等の交流を図る事業を検討します。	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
児童館係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
社会福祉協議会	B	90	B	70	B	90	－	－	－	－	－

基本施策		世代間交流の活性化		
今後の方向性		希薄化した世代間の交流を活性化させ、住民同士のつながりを強化します。		
1-(4)-①		地域交流、世代間交流の推進		
取組の内容		さまざまな世代が交流することにより、お互いささえあい・助け合いができるよう仕組みづくりをすすめ、住民同士をつなげます。このような活動を推進するために、ボランティア団体に協力を依頼したり、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	ボランティア団体「おひさまキッチンの会」が多世代間交流事業として、朝食と一緒に食べる活動を支援しました。令和5年度は瑞穂第一小学校と第四小学校に加え、瑞穂第三小学校を追加実施しました。3校とも家庭科室を使用し、令和5年度の参加者は、瑞穂第一小学校が280人、瑞穂第三小学校は130人、瑞穂第四小学校は281人が参加しました。	社会福祉協議会等関係団体と連携、協力し、地域交流をはかる必要があります。また多くの年齢層に周知します。	効果(成果)判定	
		多世代間交流事業の「おひさまキッチン」は、感染症など安全対策をしながら実施する必要があります。また、次年度に向け、おにぎりをボランティア団体が握る準備を進めています。	B	評点
			70	
令和6年度	ボランティア団体「おひさまキッチンの会」が多世代間交流事業として、朝食を提供する活動を支援しました。令和6年度より、炊飯を行い、おにぎりを手作りで提供しています。また、民間事業者等からの寄付を受け、ジェラート(7、8、9月)やソーセージ(9月)、からあげ(11月)を提供することができました。12月末時点の参加者は、瑞穂第一小学校が202人、瑞穂第三小学校は284人、瑞穂第四小学校は162人が参加しました。	社会福祉協議会や西多摩農業協同組合等関係団体と連携、協力し、活動の支援を継続する必要があります。また、次年度の地域拡大に向け、ボランティアの拡充と各種団体と調整を進めます。	効果(成果)判定	
			-	評点
			-	
保育・幼稚園係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	各保育園では、地域の特性を活かし、高齢者や障がい者等との交流事業を実施するものです。感染症の感染拡大防止対策を行なながら実施しました。	事業内容の充実をはかるとともに、関係機関との連携強化が必要です。また、感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、事業を継続する必要があります。	効果(成果)判定	
			B	評点
			70	
令和6年度	各保育園では、地域の特性をいかし、高齢者や障がい者等との交流事業を実施するものです。感染症の感染拡大防止対策を行ながら実施しました。	事業内容の充実をはかるとともに、関係機関との連携強化が必要です。また、感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、事業を継続する必要があります。	効果(成果)判定	
			-	評点
			-	

高齢者支援係/地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	寄り合いハウスいこいは、高齢者を中心とした地域交流の場として、運営ボランティアの会が施設の管理運営を行っています。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止していた寄り合いハウスいこい祭りを4年ぶりに開催しました。また、高齢者の居場所づくり事業補助金制度では、高齢者の閉じこもりを防ぎ、健康な生活を維持するため、誰でも気軽に立ち寄ることができる住民主体の居場所づくりを支援しています。補助金の活用有無を問わず、グループ活動を感染症対策を含めた支援をするとともに、補助金活用についてグループの相談に対応しています。令和5年度、補助金を活用開始したグループは2か所増え、計5か所となりました。	寄り合いハウスいこいでは、今後も、運営ボランティアの会と協議しながら、より良い施設の管理運営や事業を実施していく必要があります。高齢者の居場所づくり事業では、引き続き、補助金の活用を問わず、居場所・通いの場づくりを進めるとともに、既存の活動支援も必要です。活動支援の1つとして、補助金の周知を行うとともに、活動に即した活用ができるよう相談に対応する必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	寄り合いハウスいこいは、高齢者を中心とした地域交流の場として、運営ボランティアの会が施設の管理運営を行っています。令和6年度は、7月～10月に運営ボランティアの会で近隣住民向けの野菜販売会を実施しました。また、令和5年度に引き続き、寄り合いハウスいこい祭りを開催しました。高齢者の居場所づくり事業では、補助金の活用の有無を問わず、高齢者の閉じこもりを防ぎ、健康な生活を維持するため、誰でも気軽に立ち寄ることができる住民主体の居場所づくりを進めるとともに、既存の活動を支援しています。活動支援の1つとして、補助金の活用についてグループの相談に対応し、令和6年度は、補助金を活用開始したグループは2か所、補助金の活用を修了したグループが1か所で12月末現在6か所となっています。また11月に郵送で実施した生活支援ニーズ調査時に補助金の周知も行い、適宜相談に対応しています。	寄り合いハウスいこいでは、今後も、運営ボランティアの会と協議しながら、より良い施設の管理運営や事業を実施していく必要があります。また、継続して運営していくために運営ボランティアの人材を確保する必要があります。高齢者の居場所づくり事業では、引き続き、補助金の活用を問わず、居場所・通いの場づくりを進めるとともに、既存の活動支援も必要です。活動支援の1つとして、補助金の周知を行うとともに、活動に即した活用ができるよう相談に対応する必要があります。	効果(成果)判定 評点 70

地域協働係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	町内会・自治会等が実施する世代間交流事業に対し、地域づくり補助金を交付することにより、各地域における世代間の交流を側面から支援しました。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したこととに伴い、徐々に行事等を行う町内会・自治会等も増え、地域づくり補助金を有効活用してもらうことで、地域コミュニティの活性化をはかることができました。	より多くの町内会・自治会に地域づくり補助金を有効に活用してもらい、様々な行事等を通じて世代間交流の活性化をはかっていく必要があります。また、令和5年4月に設置した「協働の窓口(みずほマッチング)」を活用し、地域の各種団体、事業者、ボランティア等と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進していく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	町内会・自治会等が実施する世代間交流事業に対し、地域づくり補助金を交付することにより、各地域における世代間の交流を側面から支援しました。また、令和5年4月に設置した「協働の窓口(みずほマッチング)」を活用し、ボランティア等と協働事業を実施し、協働のまちづくりを推進することができます。	より多くの町内会・自治会に地域づくり補助金を有効に活用してもらい、様々な行事等を通じて世代間交流の活性化をはかっていく必要があります。また、「協働の窓口(みずほマッチング)」を有効に活用してもらい、様々な世代の交流の機会を創設し、協働のまちづくりを推進していく必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	<p>福祉ふれあいまつりでは、子どもや高齢者、障がい者までも楽しめるイベントを開催し、4年ぶりに”ふれあい”を実感することができました。</p> <p>また、夏の体験ボランティアでは多くの学生が参加し、ボランティアグループや活動先で世代間交流をはかりました。</p> <p>さらに、スクールソーシャルワーカーと連携し、不登校の生徒が農業の手伝いを行い交流をはかりました。</p> <p>寿楽では、4年ぶりに地域イベントである「じゅらく秋祭り」を実施し、子どもから高齢者まで楽しい時間を共有でき、交流をはかることができました。</p>	<p>これからも、さまざまな団体や、企業、町民、ボランティア等に関心を持つてもらえるよう取組んでいく必要があります。</p> <p>また、寿楽では、どのように継続してさまざまな世代との交流をはかっていくのかが課題です。</p> <p>デイサービス利用者を地域の学校や保育園、またボランティア団体との間で交流をはかっていくことが重要です。各種団体との交流を通じ、顔の見える関係性を作ることで、今後地域福祉コーディネーター配置に向けた布石とします。</p>	効果(成果)判定 B 評点 90
令和6年度	<p>福祉ふれあいまつりと子育て応援バザーを同時開催し、子どもから高齢者、障がい者、あらゆる方々が交流できる場となりました。</p> <p>学生を主としたボランティア活動体験「夏体験ボランティア」に、51名が参加し、ささえあい・助け合い活動のきっかけづくりにつなげました。学校や保育園、高齢者施設などにボランティアを派遣し、地域の方々との交流や世代間交流を行いました。</p> <p>寿楽では、デイサービスにおいて定期的な保育園との交流が再開し、8月には第二中学校の職場体験も受け入れ、楽しい雰囲気の中で世代間交流を図ることができました。</p>	<p>新しく開所する多世代交流センター(ミズカル)では、日常的に多世代交流ができる場となる予定です。</p> <p>様々な世代が交流するには、イベントや行事がひとつの手段となるため、内容を工夫して、自然と世代間交流が図れるよう、地域の方々と協議して作り上げていく必要があります。</p>	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
保育・幼稚園係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
高齢者支援係/地域包括ケア推進係	B	70	C	50	B	70	－	－	－	－	－
地域協働係	C	50	B	70	B	70	－	－	－	－	－
社会福祉協議会	B	70	A	90	B	90	－	－	－	－	－

1-(4)-②	取組名	地域で子どもを育てる環境づくりの推進							
取組の内容		地域では、子ども会や地区青少年協議会、子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりにつとめます。							
児童館係					取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	地域の子育てサークルからの申し出を受けて、一般利用者に制限を設けない範囲で、年に数回ほど活動場所として、児童館を提供しています。	児童館の限られたスペースの有効活用や職員体制の充実が課題です。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	地域の子育てサークルからの申し出を受けて、一般利用者に制限を設けない範囲で、年に数回ほど活動場所として、児童館を提供しています。	児童館の限られたスペースの有効活用や職員体制の充実が課題です。	効果(成果)判定	-	評点	-			
社会教育係					取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	子ども会連合会では、子ども会への加入促進事業として、紙ひこうき大会や工作教室、モルック大会を実施しました。地区青少年協議会では、非行防止パトロールや地域事業等を実施しました。そして、両団体とも、こどもフェスティバルにもご協力いただきました。また、住民提案型協働事業として、「わくわくしゃべりば」と「リズムに合わせて楽しい親子の運動あそび」の子育て支援事業を実施しました。	子ども会については、年々減少しており、その在り方をどうしていくかが課題であり、子ども会連合会でも検討しているところです。 地域住民が中心となった活動にできる限りの支援を行うとともに、事業を継続し、広げ、繋げていくことが重要です。	効果(成果)判定	C	評点	50			
令和6年度	子ども会連合会では、子ども会への加入促進事業として、モルック大会、紙ひこうき大会を実施しました。また、子ども会加入者対象の工作教室も、多くの参加者のもと実施することができました。 地区青少年協議会では、夏・冬の非行防止パトロールの実施や各地区で事業協力等行いました。 両団体とも、こどもフェスティバルにも協力いただきました。 住民提案型協働事業として、「わくわくしゃべりば」と「リズムに合わせて楽しい親子の運動あそび」、「子育て担い手研修」など子育て支援事業を実施しました。	子ども会については、年々減少しており、その在り方をどうしていくかが課題であり、子ども会連合会でも引き続き検討しているところです。 地区青少年協議会に対しては、各地区で地区的事業に協力したり、独自に事業を開催しています。今後もできる限りの支援に努めます。	効果(成果)判定	-	評点	-			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
児童館係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会教育係	C	50		C	50	C	50	-	-	-	-

1-(4)-③	取組名	子育てひろばの拡充		
	取組の内容	子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館事業及び移動児童館事業の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未就園児と入園児との交流やイベント開催等、子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開につとめます。		
	保育・幼稚園係	取組内容の進捗状況		4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	認可保育園8園、認定こども園2園、幼稚園2園で実施しており、各園未就園児童及び保護者を対象とした事業を展開するものです。感染症の感染拡大防止対策を行いながら実施しました。	内容の充実をはかるとともに、類似事業が同日程とならないよう関係機関との更なる連携強化が必要です。感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、オンラインの活用等、事業内容を研究する必要があります。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	認可保育園8園、認定こども園2園、幼稚園2園で実施しており、各園未就園児童及び保護者を対象とした事業を展開するものです。感染症の感染拡大防止対策を行いながら実施しました。	内容の充実をはかるとともに、類似事業が同日程とならないよう関係機関との更なる連携強化が必要です。感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、オンラインの活用等、事業内容を研究する必要があります。	効果(成果)判定	- 評点 -
	子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	取組内容の進捗状況		4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	保護者交流事業を実施し、保護者の育児負担の軽減及び保護者の孤立化の防止をはかりました。	保護者交流事業へより多くの方に参加してもらえるよう、周知活動を継続する必要があります。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	保護者交流事業を実施し、保護者の育児負担の軽減及び保護者の孤立化の防止をはかりました。	保護者交流事業へより多くの方に参加してもらえるよう、周知活動を継続する必要があります。	効果(成果)判定	- 評点 -

児童館係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	おひさまひろば等、様々な子育て支援事業を行いました。ベビーマッサージ、ごろ寝アート写真など行っていますが、保護者から好評の親子リトミックを開催するなど工夫を凝らしました。また、移動児童館事業として、町内3か所のコミュニティセンターで幼児事業を開催しました。	参加者の要望を柔軟に反映し、親子が共に楽しめる児童館事業及び移動児童館事業の充実をはかることが必要です。 また、参加者同士の気軽な交流が深まるよう促すことも必要です。	効果(成果)判定 B 評点 70
	おひさまひろば等、様々な子育て支援事業を行いました。ベビーマッサージ、ごろ寝アート写真など行っていますが、保護者から好評の親子リトミックを開催するなど工夫を凝らしました。また、移動児童館事業として、町内3か所のコミュニティセンターで幼児事業を開催しました。	参加者の要望を柔軟に反映し、親子が共に楽しめる児童館事業及び移動児童館事業の充実をはかることが必要です。 また、参加者同士の気軽な交流が深まるよう促すことも必要です。	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
保育・幼稚園係	B	70	B	70	B	70
子ども家庭支援センター係(R8.10子ども家庭支援係)	B	70	B	70	B	70
児童館係	B	70	B	70	B	70

基本施策		高齢者や障がい者の社会参加促進		
今後の方向性	高齢者や障がい者が積極的に社会参加できる地域社会の実現をめざします。			
1-(5)-①	取組名	シルバー人材センターへの支援		
取組の内容		高齢者の就労支援により、就業を通じた社会参加を促進することで介護予防に大きな成果が期待されます。センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かにいきいきと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営をめざして、より一層の発展、充実をはかれるよう支援を行います。		
令和5年度	高齢者支援係	取組内容の進捗状況	4	
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	町では高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの運営をサポートしています。令和6年3月末現在のシルバーメンバ数は428人です。前年度末と比較して30人の減となりました。全国的にみても、定年延長や定年後の再雇用の増加等で、会員の確保は難しくなる状況です。会員の交流を促進するため、映画上映会、ボッチャ交流会等の交流事業を実施しています。また、広報みずほへの「入会説明会の案内」の毎月掲載等による支援を行っています。1月からは入会説明会の回数を増やし、会員増強に取り組んでいます。	シルバー人材センターは、高齢者がいきいきと就業し活躍する場としてとても重要です。今後も、会員の交流を促進することやPRを継続していくことで、会員増強に取り組む必要があります。	効果(成果)判定	
			C	評点
令和6年度	町では高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの運営をサポートしています。令和6年12月末現在のシルバーメンバ数は420人です。前年度末と比較して8人の減となりました。全国的にみても、定年延長や定年後の再雇用の増加等で、会員の確保は難しい状況です。会員の交流を促進するため、ボッチャ、絵手紙教室等の交流事業を実施しています。また、広報みずほへの「入会説明会の案内」の毎月掲載等による支援を行っています。また、今年度は入会初年度の会員会費を無料とし、会員増強に取り組んでいます。	シルバー人材センターは、高齢者がいきいきと就業し活躍する場としてとても重要です。今後も、会員の交流を促進することで退会抑制をはかることやPRを継続していくこと等で、会員増強に取り組む必要があります。	効果(成果)判定	-
			評点	-
維持管理係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	違反屋外広告物の撤去及び町道の除草清掃を行いました。	町道の除草作業では、草の伸び具合により除草箇所の優先順位付けが必要となります。	効果(成果)判定	
			B	評点
令和6年度	違反屋外広告物の撤去及び町道の除草清掃を行いました。	町道の除草作業では、草の伸び具合により除草箇所の優先順位付けが必要となります。	効果(成果)判定	70
			-	評点
令和6年度			-	-

公園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	例年どおり、公園等管理委託事業の中で、シルバー人材センターに狭山池公園、さやま花多来里の郷、松原中央公園、六道山公園の管理と公園・ポケットパークの除草・清掃を委託しました。	今後もシルバー人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
		今後もシルバー人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －
		今後もシルバー人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －
		今後もシルバー人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係	C	50	B	70	C	50	－	－	－	－	－
維持管理係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
公園係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－

1-(5)-②	取組名	老人クラブへの支援							
取組の内容	老人クラブ活動を通じ、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取組も行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりがはかられています。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、自ら担い手となる老人クラブの活動への変革を支援します。また、高齢者がいきいきと暮らせるよう財政面を含め、支援にもつとめます。								
	高齢者支援係				取組内容の進捗状況			4	
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	町内にある老人クラブへ支援を行うことで会員の福祉活動への参加促進や生きがい活動、スポーツ等への取組が行われています。寿クラブ連合会は、グランドゴルフ、だれでもcafe、芸能大会、交通安全講習会等の事業を実施しました。また、新たに東京都老人クラブ芸能大会に参加し、活発に活動しています。町は、事業の相談について、随時対応して活動を支援しました。	今後も寿クラブ連合会の事業について、相談に対応し、活動を支援する必要があります。また、新規クラブの立上げ支援や既存クラブの運営を支援していきます。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	町内にある老人クラブへ支援を行うことで会員の福祉活動への参加促進や生きがい活動、スポーツ等への取組が行われています。寿クラブ連合会は、グランドゴルフ、だれでもcafe、芸能大会、交通安全講習会等の事業を実施しました。町は、事業の相談について、随時対応して活動を支援しました。また、クラブの運営支援のため、会員募集の広報掲載を行い、高齢者福祉課が送付する住民への調査に会員募集チラシを同封しました。	今後も寿クラブ連合会の事業について、相談に対応し、活動を支援する必要があります。また、新規クラブの立上げ支援、既存クラブの運営を支援していきます。	効果(成果)判定	-	評点	-			
	社会福祉協議会				取組内容の進捗状況			5	
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	社協では引き続き、活動助成や機材の貸し出し、行事の支援など寿クラブへの支援を継続していきます。 寿楽では老人クラブ連合会と連携をはかり、会長会議等の会場や単位クラブの定例会の会場として部屋を提供し、6月からは定例会での飲食を再開し、カラオケも利用できるようになりました。 定例会では各地域から寿楽までの送迎、またスポーツ大会などのイベント会場までの送迎を、それぞれ休館になる11月まで行いました。 単位クラブに対して活動のサポートを継続していきます。	引き続き、活動助成金や、スカイホールでの送迎などの支援が必要です。 寿楽では、大規模改修工事による12月からの休館以降も、同連合会との連携を継続していくことが課題となります。 部屋の貸出しができなくなりますが、移動支援や手続き支援は継続し、安定したクラブ運営のサポートを行うことが、高齢者の居場所づくりや社会参加を推進することにつながると考えます。	効果(成果)判定	B	評点	90			
令和6年度	寿クラブへの活動助成や機材の貸出し、行事の支援などは継続していきます。 寿楽の改修工事に伴い、設備や部屋を使用できないことから、移動支援として10から11月にかけて、スポーツイベントの会場までの送迎などを行いました。3月には、助成金申請書類作成の支援を予定しています。	今後、従前の寿楽や車両を使用できなくなるため、支援内容や役割について、寿クラブ連合会や町等と調整する必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	C	50		B	70	B	90	-	-	-	-

1-(5)-③	取組名	敬老会の開催						
取組の内容	参加された方に大変喜ばれている事業ですが、新型コロナウイルス感染予防対策と、参加者の満足を両立させる従来とは違う開催方法等を検討していきます。							
高齢者支援係				取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	敬老会は安全対策として、引き続き事前申込制、座席指定で開催しました。速やかな案内を行うとともに、安全面も考慮し、会場内と駐車場等に人員を配置しています。	今後も開催に際しては参加者の安全に配慮して、事業を計画する必要があります。また、多くの方が楽しめる敬老会を計画していきます。	B	評点	効果(成果)判定			
令和6年度	敬老会は安全対策として、引き続き事前申込制、座席指定で開催しました。速やかな案内を行うとともに、安全面も考慮し、会場内と駐車場等に人員を配置しています。	今後も開催に際しては参加者の安全に配慮して、事業を計画する必要があります。また、多くの方が楽しめる敬老会を計画していきます。	-	評点	効果(成果)判定			
効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
高齢者支援係	B	70	B	70	B	70	-	-

1-(5)-④	取組名	高齢者福祉センター寿楽の運営		
取組の内容		高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、その重要性は高まっています。指定管理者による施設運営を行い、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。		
高齢者支援係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	令和5年度の施設利用人数は(令和5年11月末現在)8,978人です。介護予防事業も含めた各種教室の開催や自主サークル活動により、生きがいづくりや仲間づくりを推進しました。寿楽は施設及び設備の老朽化に対応するため、令和4年度より3か年計画で改修事業を実施しています。今年度は、実施設計を完了し、工事に着手しました。12月からは休館となっています。改修後は、現状の高齢者福祉センター機能に加え、瑞穂第五小学校の学童保育クラブを施設内に移転するとともに、多世代の住民が相互交流や健康づくりに活用できる施設にリニューアルし、地域福祉の向上をはかります。	リニューアル後の運営方法を引き続き検討していきます。また、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して改修工事を実施し、令和6年度中の工事完了を目指します。	効果(成果)判定	B
			評点	70
令和6年度	寿楽は施設及び設備の老朽化に対応するため、令和4年度より3か年計画で改修事業を実施しています。令和5年度から工事に着手し、令和7年3月に工事が完了します。指定管理者制度による民間の経験や知識を活かした施設の管理運営を行います。令和7年5月中旬のリニューアルオープンに向け、指定管理者と定例会の実施や施設内の環境整備等を引き続き行なっていきます。	令和7年5月中旬のリニューアルオープンに向け引き続き、みんなの居場所となる施設整備を行ないます。多世代交流施設として来年度が初年度になります。利用者アンケートを実施及び施設の運営協議会を設置し、地域住民や利用者と協働、連携を推進できるよう運営体制の確立と施設運営の安定化を図ります。	効果(成果)判定	-
			評点	-

社会福祉協議会	取組内容の進捗状況	5		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	主催教室は予定通りに実施しました。町委託の通所型サービス事業のデイサービスは、昨年10月から介護保険上の位置づけとなり、利用者それぞれに目標が設定され、居場所づくりや、体力維持のための体操など、個人に合わせた取り組みを行いました。また、6月からはカラオケや軽食コーナー以外の場所での飲食も、再開することができました。大規模改修工事中、他の公共施設で活動を継続希望する自主グループに、施設利用の負担軽減をはかるため、生涯学習団体への移行を案内し、申請書作成の支援を行いました。	大規模改修工事による12月からの休館以降も、寿楽設備を使用しなくてもできることを継続し、高齢者の生きがいや健康づくりに寄与していくことが課題です。デイサービスは、ふれあいセンターで活動を継続しています。主催教室も次年度は他施設を借りて実施を予定します。また、自主グループへは、寿楽を離れて活動する中での相談に乗ったり、生涯学習団体の更新手続きの支援を行う予定です。	効果(成果)判定	B
			評点	90
令和6年度	高齢者福祉センター事業である主催教室は、コミュニティセンターやふれあいセンターなど別の会場を使用し、実施しました。町委託の通所型サービス事業も別の会場を使用し、デイサービスと転倒骨折等予防教室を実施しました。ケアプランに基づき設定された居場所づくりや、体力維持・向上などの目標を達成できるように取り組みました。	リニューアルされる多世代交流センター(ミズカル)の次期指定管理者に引き継ぎ、円滑に次年度事業が実施できるようにする必要があります。	効果(成果)判定	-
			評点	-

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	90		B	70	B	90	-	-	-	-

1-(5)-⑤	取組名	敬老金の支給										
取組の内容		敬老の日現在、住民登録のある77歳・88歳・99歳及び100歳以上の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で使用できる商品券を贈呈していますが、今後は高齢者の増加に伴い支給方法や内容について見直しをはかっていきます。										
高齢者支援係				取組内容の進捗状況			4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者に敬老金を支給しました。支給人数は、502人(令和4年度503人)でした。町の商業協同組合の商品券が廃止となつたため、令和5年度から敬老金を口座振り込みで支給しました。また、高齢者人口が増加する中で、今後も敬老金事業を継続していくために、令和6年度から88歳・100歳以上の方を贈呈対象とします。合わせて、敬老の日を基準としていた対象年齢の算出期間を4月1日から3月31日までの年度に変更します。	敬老金の支給は、令和5年度から口座振り込みとなりました。今後も、制度改正と共に、対象者に周知を実施し、適正に支給を行います。				効果(成果)判定						
令和6年度	4月1日から翌年の3月31日までの間に88歳および100歳以上を迎える高齢者に敬老金を支給しました。また、令和6年度は制度改正の経過措置として、令和5年の敬老の日の翌日から3月31日までに誕生日を迎える方(77歳および99歳の方は4月1日まで)についても支給しました。	今後も対象者に周知を実施し、口座振り込みにより、適正に支給を行います。				効果(成果)判定						
効果(成果)判定		評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係		B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

1-(5)-⑥	取組名	障がい者の社会参加の促進支援							
取組の内容		障がい者の社会参加を促進するため、社会福祉協議会や障がい者の当事者団体、家族会などと連携し、障害福祉サービスによる日中活動の場の提供や地域生活支援事業の充実をはかります。							
障がい者支援係				取組内容の進捗状況				4	
この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）								結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	障がい者の社会参加には、住民の理解と協力が欠かせません。障害者週間などの機会に障がい者への理解をはかるための啓発を行います。 障がい者の日中活動の場は、少しずつ増えており、多様なニーズに応じたサービスが選べるようになってきていますが、充分とは言えません。不足するサービスを補うため、公設4施設の運営を行うとともに、民間事業所の設立相談に応じ、日中活動の場の充実につとめています。（R5に、就労継続支援B型事業所 2か所開設） 3月末現在公設4施設登録者数 あゆみ(地活) 16人、あゆみ(タイムケア) 19人、さくら 28人、ひまわり 44人、ころほっこる 22人 障害者就労支援センターにより障がい者の一般就労及び福祉の就労を支援しています（3月末現在登録者実数162人、一般就労15人、福祉の就労4人）。 自立支援協議会では、地域に不足するサービスの把握と充実のための方法を検討しています。 社会福祉協議会のサロン活動として発足した障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、活動の支援を行っています。	町内及び近隣自治体に障害福祉サービス事業所が充実してきたことと引き換えに、公設の地域活動支援センター利用者が減少し、安定的な施設運営に支障が生じてきています。 一方で日中活動の場は現在も不足しており、特に行動障害を伴う知的障がいのある方、医療的ケアの必要な方などの施設が不足していますが、町単独で全ての施設を充足することは現実的でなく、周辺自治体と足並みを揃え、民間との共働などによりサービスの充実をはかる必要があります。	効果（成果）判定	B	評点	70			
令和6年度	障がい者の社会参加には、住民の理解と協力が欠かせません。障害者週間などの機会に障がい者への理解をはかるための啓発を行います。 障がい者の日中活動の場は、少しずつ増えており、多様なニーズに応じたサービスが選べるようになってきています。放課後等デイサービス事業所の充実に伴い、あゆみ(タイムケア)を令和7年度で終了させる方針とし、利用者の事業所への移行を支援しています。 不足するサービスについては、引き続き公設4施設の運営を行うとともに、民間事業所の設立相談に応じ、日中活動の場の充実につとめています。 1月末現在公設4施設登録者数 あゆみ(地活) 12人、あゆみ(タイムケア) 17人、さくら 31人、ひまわり 39人、ころほっこる 23人 障害者就労支援センターにより障がい者の一般就労及び福祉の就労を支援しています（1月末現在登録者実数171人、一般就労15人、福祉の就労10人）。 自立支援協議会では、地域に不足するサービスの把握と充実のための方法を検討しています。 障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、活動の支援を行っています。	町内及び近隣自治体に障害福祉サービス事業所が充実してきたことと引き換えに、あゆみの地域活動支援センター利用者が減少し、安定的な施設運営に支障が生じてきています。 一方で、行動障害を伴う知的障がいのある方、医療的ケアの必要な方などの施設が不足していますが、町単独で全ての施設を充足することは現実的でなく、周辺自治体と足並みを揃え、民間との共働などによりサービスの充実をはかる必要があります。	効果（成果）判定	-	評点	-			
社会福祉協議会				取組内容の進捗状況				4	
この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）								結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	相談支援事業所連絡会では、町内の相談支援事業所と地域生活支援を行う上で必要な社会資源やサービスの課題などについて情報交換を行いました。 町の障害福祉計画分科会の委員として、障がい者の地域生活支援における課題を共有し、次期計画に向けての検討を行いました。 東京都相談支援専門員研修の演習講師を行い、町内の相談支援専門員にスーパービジョンを実施するなど、町内の相談員のスキルアップをはかりました。 瑞穂町と協議し基幹相談支援センターを令和6年9月より実施することとなりました。障害者(児)の生活相談の充実や成年後見制度等の権利擁護にもつとめています。	短期入所や居宅介護などの制度による支援やインフォーマルな支援の担い手不足により十分なサービスが得られず、社会参加が制限されてしまう事例がふえています。 サービスの担い手の確保やインフォーマルな資源を開発する取り組みが必要です。	効果（成果）判定	B	評点	90			
令和6年度	令和6年10月に瑞穂町基幹相談支援センターを開設しました。センター主催の相談支援事業所連絡会を開催し、各事業所の相談支援に関する課題や地域課題を共有しました。 また拠点機関として、相談支援従事者初任者研修の実習を対応し、町内の相談支援専門員のスキルアップをはかりました。	各事業所共通で、短期入所や居宅介護の担い手不足にが課題になっています。それに伴う、社会参加の機会が制限されてしまう現状があり、フォーマル及びインフォーマルの資源開発が必要になります。 町内の障がい福祉サービス事業者とスキルアップを図りながら、安定したサービス提供や人材確保に向けた取組みを自立支援協議会と連携し実現していきます。	効果（成果）判定	-	評点	-			

効果（成果）判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-
社会福祉協議会	B	90		B	70	B	90	-	-	-

1-(5)-⑦	取組名	社会参加のための支援サービスの充実																									
取組の内容	地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳等のコミュニケーション支援や、また、支援者等の育成等、障がい者が一般市民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。																										
障がい者支援係	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				取組内容の進捗状況	4																					
令和5年度	<p>障がい者の社会参加促進のために町が地域生活支援事業として実施する主な事業は、1-(5)-⑥に記載した地域活動支援センターの他、下記のとおりです。地域の実情に合わせ、必要なものを実施しています。</p> <p>3月末現在利用状況(伝票集計などによる)</p> <table border="0"> <tr><td>相談支援(うち委託分を含む一般相談件数</td><td>2,677件)</td></tr> <tr><td>日中一時支援</td><td>12件</td></tr> <tr><td>移動支援(個別支援型)</td><td>459件</td></tr> <tr><td>意思疎通支援</td><td>20件</td></tr> <tr><td>日常生活用具給付</td><td>395件</td></tr> <tr><td>心身障害者自動車運転教習費助成</td><td>0件</td></tr> <tr><td>身体障害者用自動車改造費助成</td><td>2件</td></tr> <tr><td>訪問入浴サービス</td><td>91件</td></tr> </table> <p>また、移動支援事業(車両移送型)の仕組みを利用し、心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」の利用者送迎を行っています。</p>							相談支援(うち委託分を含む一般相談件数	2,677件)	日中一時支援	12件	移動支援(個別支援型)	459件	意思疎通支援	20件	日常生活用具給付	395件	心身障害者自動車運転教習費助成	0件	身体障害者用自動車改造費助成	2件	訪問入浴サービス	91件				
相談支援(うち委託分を含む一般相談件数	2,677件)																										
日中一時支援	12件																										
移動支援(個別支援型)	459件																										
意思疎通支援	20件																										
日常生活用具給付	395件																										
心身障害者自動車運転教習費助成	0件																										
身体障害者用自動車改造費助成	2件																										
訪問入浴サービス	91件																										
令和6年度	<p>障がい者の社会参加促進のために町が地域生活支援事業として実施する主な事業は、1-(5)-⑥に記載した地域活動支援センターの他、下記のとおりです。地域の実情に合わせ、必要なものを実施しています。</p> <p>12月末現在利用状況(伝票集計などによる)</p> <table border="0"> <tr><td>基幹相談支援センター</td><td>10月開設</td></tr> <tr><td>相談支援</td><td></td></tr> <tr><td>日中一時支援</td><td>5件</td></tr> <tr><td>移動支援(個別支援型)</td><td>345件</td></tr> <tr><td>意思疎通支援</td><td>24件</td></tr> <tr><td>日常生活用具給付</td><td>281件</td></tr> <tr><td>心身障害者自動車運転教習費助成</td><td>1件</td></tr> <tr><td>身体障害者用自動車改造費助成</td><td>0件</td></tr> <tr><td>訪問入浴サービス</td><td>73件</td></tr> </table> <p>また、移動支援事業(車両移送型)の仕組みを利用し、心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」の利用者送迎を行っています。</p>	基幹相談支援センター	10月開設	相談支援		日中一時支援	5件	移動支援(個別支援型)	345件	意思疎通支援	24件	日常生活用具給付	281件	心身障害者自動車運転教習費助成	1件	身体障害者用自動車改造費助成	0件	訪問入浴サービス	73件	移動支援は通勤通学等に使えないなど、国の制度設計上障がい者の移動のニーズを抜本的に解決することが難しいという課題があります。	効果(成果)判定	B	評点	70	効果(成果)判定	-	評点
基幹相談支援センター	10月開設																										
相談支援																											
日中一時支援	5件																										
移動支援(個別支援型)	345件																										
意思疎通支援	24件																										
日常生活用具給付	281件																										
心身障害者自動車運転教習費助成	1件																										
身体障害者用自動車改造費助成	0件																										
訪問入浴サービス	73件																										
令和5年度	<p>障がい者の社会参加促進のために町が地域生活支援事業として実施する主な事業は、1-(5)-⑥に記載した地域活動支援センターの他、下記のとおりです。地域の実情に合わせ、必要なものを実施しています。</p> <p>12月末現在利用状況(伝票集計などによる)</p> <table border="0"> <tr><td>基幹相談支援センター</td><td>10月開設</td></tr> <tr><td>相談支援</td><td></td></tr> <tr><td>日中一時支援</td><td>5件</td></tr> <tr><td>移動支援(個別支援型)</td><td>345件</td></tr> <tr><td>意思疎通支援</td><td>24件</td></tr> <tr><td>日常生活用具給付</td><td>281件</td></tr> <tr><td>心身障害者自動車運転教習費助成</td><td>1件</td></tr> <tr><td>身体障害者用自動車改造費助成</td><td>0件</td></tr> <tr><td>訪問入浴サービス</td><td>73件</td></tr> </table> <p>また、移動支援事業(車両移送型)の仕組みを利用し、心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」の利用者送迎を行っています。</p>	基幹相談支援センター	10月開設	相談支援		日中一時支援	5件	移動支援(個別支援型)	345件	意思疎通支援	24件	日常生活用具給付	281件	心身障害者自動車運転教習費助成	1件	身体障害者用自動車改造費助成	0件	訪問入浴サービス	73件	自立支援協議会などの場で、社会参加促進のために町に必要なサービスの在り方について引き続き検討します。	効果(成果)判定	-	評点	-	効果(成果)判定	-	評点
基幹相談支援センター	10月開設																										
相談支援																											
日中一時支援	5件																										
移動支援(個別支援型)	345件																										
意思疎通支援	24件																										
日常生活用具給付	281件																										
心身障害者自動車運転教習費助成	1件																										
身体障害者用自動車改造費助成	0件																										
訪問入浴サービス	73件																										
令和6年度	<p>障がい者の相談支援事業では87件サービス利用計画を作成し、継続した相談支援を実施しています。</p> <p>地域移行支援では病院から地域移行を支援しました。</p> <p>また、一般相談では障がい福祉サービスや制度のこと、障がい者等が抱える生活課題などさまざまな相談に対応しています。</p>	町内の相談支援事業所では事業所として対応できる契約件数が上限にきていたため、新たな利用者を受け入れにくい状況が起きています。	効果(成果)判定	B	評点	90	効果(成果)判定	-	評点																		
令和6年度	<p>令和6年11月から障がい児の相談支援事業を開始し、7件のサービス利用計画作成の依頼を受けています。</p> <p>障がい者の相談支援事業では、89件のサービス利用計画を作成し、継続した相談支援を実施しています。</p> <p>基本相談では障がい者の退院支援や作品出展に係る支援など、社会参加のための支援を実施しました。</p>	町内の相談支援事業所のマンパワーが不足していることから、新たな利用者を受け入れにくい状況が起きています。そのため、事業所間のネットワーク構築による業務効率化や報酬確保に向けた経営など相談支援体制を整え、安定したサービス提供のための取組みが必要になります。	効果(成果)判定	-	評点	-	効果(成果)判定	-	評点																		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	90		C	50	B	90	-	-	-	-

1-(5)-⑧	取組名	当事者活動の支援						
取組の内容	障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。							
障がい者支援係				取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)							結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	障がい当事者団体の代表を、障害者福祉計画の策定や自立支援協議会の委員として起用し、その意見を町施策に反映させる取り組みを行なうほか、研修や事業の紹介などを行い活動を支援しています。 12月に実施した発達障害者(児)支援講演会は、当事者のニーズに沿って平日午前中の開催としたほか、当日会場に来られない方のためにWeb会議システムでの当日配信と、YouTube動画のオンデマンド配信を行いました。 社会福祉協議会のサロン活動として発足した障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、活動の支援を行っています。	障がい者や障がい者を支える活動団体の高齢化により、支援やボランティアの担い手が少なくなっていくことが懸念されますが、障がい児サークルが新たに発足したことから、新たな当事者団体として支援していきます。障がい当事者のニーズの多様化、共働き家庭の増加などにより、新たな当事者団体や支援者の活動が起こりにくいことが課題となっています。 講演会は当事者ニーズに合わせて実施すると、関係機関の職員などが受講しにくいなどの問題がありますが、オンデマンド配信などを実施することにより、当日参加できない方にも活用しやすいよう引き続き工夫を行います。	効果(成果)判定	B	評点	70		
令和6年度	障がい当事者団体の代表を、障害者福祉計画の策定や自立支援協議会の委員として起用し、その意見を町施策に反映させているほか、研修や事業の紹介などを行い活動を支援しています。 1月に実施した発達障害者(児)支援講演会は、当事者のニーズに沿って日程を決定したほか、当日会場に来られない方のためにWeb会議システムの当日配信を行い、YouTube動画のオンデマンド配信を予定しています。 障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、東京都のこどもTOSCAと連携し、ペアレントメンターとの茶話会を企画するなど、活動の支援を行っています。	当事者団体の高齢化の問題や、手話通訳者やヘルパーなどの支援者の人材不足、ボランティアの担い手不足の課題は継続しています。 「瑞穂おやこの会」については、当事者間活動の担い手としての役割が果たせるよう、支援を継続します。	効果(成果)判定	-	評点	-		
社会福祉協議会				取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)							結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	障がいの子を持つ親のグループが「瑞穂おやこの会」として発足し、サロングループとして定期的な活動を始めています。ボランティアセンターでは広報や企画等を継続して支援しています。	つながりが希薄な方たちに対して、支援者等を通じて、活動周知をはかっていく必要があります。また、障がい者本人が地域の支え手となるよう、福祉体験学習への参加や、当事者の方々が集まり悩みごとを打ち明けられるような「場」を創設するための支援も必要です。 さらに、障がいを理解し、ボランティア活動に参加してくれる人材の育成も必要です。	効果(成果)判定	B	評点	90		
令和6年度	令和6年10月に瑞穂町基幹相談支援センターを開所しました。「瑞穂おやこの会」の主催する集いの場に参加し、障がい児福祉についての現状把握やPR活動を行いました。また、障がいに関する総合的な相談窓口として、当事者活動への側面的支援の役割を周知・PRしました。 障がいを持った方がその人のペースでできるボランティア活動を紹介し、活動を支援しました。引きこもりだった方が、ボランティア活動に定期的に参加し、少しずつ社会へ出て活動の場を増やしています。	障がいを持つ方やその家族が抱える悩みに対して、気軽に共有できる場の創出が必要になります。基幹相談支援センターとして、当事者のニーズ把握し、既存の活動拡充や機会の創出に向けた支援に取り組む必要があります。 また、地域に障がいを持った方が気軽に参加できる場をつくりが必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	90		B	70	B	90	-	-	-	-

基本施策		介護保険制度の適正な運営										
今後の方向性		限られた財源の中で適切にサービスを提供し、介護保険サービスの質を向上させるとともに、介護給付の適正化をはかります。										
1-(6)-①		取組名	介護保険制度の適正な運営									
取組の内容		介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に資する適正なケアマネジメントの推進とともに、必要なサービスを安定して提供できるよう、住民ニーズに即したサービス提供体制の整備や介護サービス事業者の適正な運営に向けた指導・監督につとめます。										
地域包括ケア推進係					取組内容の進捗状況			結果を踏まえた今後の課題				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)												
令和 5 年度												
令和 6 年度												
介護支援係					取組内容の進捗状況			結果を踏まえた今後の課題				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)												
令和 5 年度	介護認定審査会は、年2回の審査会委員合同研修等の開催を通して、公正・公平な介護認定ができるよう支援しています。介護給付適正化では、町内居宅介護支援事業所に協力いただき、主任介護支援専門員を中心に、全介護支援専門員を対象としたケアプラン点検を実施しました平成30年度から着手している縦覧点検については、国民健康保険団体連合会委託分のみの実施となりました。サービス事業者の適正な運営支援の取組として、指定市町村事務受託法人を活用し、令和5年度は町内居宅介護支援事業所2事業所の指導を行いました。					適切な介護サービス提供のため、介護給付適正化の取り組みを進めていますが、要介護認定者の増加により、介護サービス利用者は年々増加していくと推計しているため、事業を効率的、効果的に進める必要があります。また、サービス事業者の指導体制では、専門知識等が必要となるため、関係機関等と連携して実施する必要があります。実地検査については、指定市町村事務受託法人の活用をしているため、継続的に予算を確保する必要があります。			4			
令和 6 年度	介護給付適正化事業の取り組みとして、介護認定審査会における公正・公平な介護認定ができるよう、年2回の委員合同研修会を実施しました。また、毎年実施しているケアプラン点検では、町内・町外居宅介護支援事業所等の協力により、効果的に実施することができます。縦覧点検については、国民健康保険団体連合会への委託により実施しました。サービス事業者の適正な運営支援の取組として、指定市町村事務受託法人を活用し、令和6年度は町内居宅介護支援事業所3事業所の指導検査を行いました。					適切な介護サービス提供のため、介護給付適正化事業の取り組みを実施していますが、要介護認定者の増加により、介護サービス利用者は年々増加していくと推計しているため、事業を効率的、効果的に進める必要があります。また、サービス事業者への適正な指導を行っていくためには、専門知識等が必要となるため、関係機関等と連携して実施する必要があります。指導検査については、指定市町村事務受託法人を活用しているため、継続的に予算を確保する必要があります。			4			
効果 (成果) 判定		評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
介護支援係		B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	

1-(6)-②	取組名	介護予防・日常生活支援総合事業の充実							
取組の内容		高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。また、生活支援コーディネーターの活用や協議体の運営等生活支援サービスの体制の充実をはかります。							
地域包括ケア推進係					取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	令和4年度に引き続き、令和3年度に実施した生活支援事業ニーズ調査の結果を活用し、地区ごとの特徴に沿った働きかけを行い、生活支援コーディネーターと共に、地域活動を主とした生活支援サービスの体制の充実をはかりました。					地区ごとの特徴に沿った働きかけを行う必要があります。前回調査から3年経つため、令和6年度に65歳以上の高齢者を対象とする調査を行う必要があります。また、調査結果を活用して、生活支援コーディネーターと共に、サービスの充実をはかります。		効果(成果)判定	
						C		評点	
令和6年度	65歳以上の高齢者を対象とする生活支援事業ニーズ調査を11月に郵送で実施しました。調査結果・分析内容については、令和7年度以降の地区ごとの特徴に沿った働きかけに活用していきます。令和6年度においては、令和3年度の結果を活用し、生活支援コーディネーターと共に、地域活動を主とした生活支援サービスの体制の充実をはかりました。また、令和6年の介護保険制度改革、報酬改定を受け、実施している事業について柔軟に対応を行いました。					令和6年度に実施した調査結果・分析内容を活用し、地区ごとの特徴に沿った働きかけが必要です。生活支援コーディネーターと共に、地域の実情の沿ったサービスの充実をはかります。令和6年の介護保険制度改革、報酬改定にあわせた事業を実施するとともに、次の改正に向け柔軟に対応する必要があります。		効果(成果)判定	
						-		評点	

介護支援係					取組内容の進捗状況				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	-					-		効果(成果)判定	
						-		評点	
令和6年度	-					-		効果(成果)判定	
						-		評点	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
地域包括ケア推進係	C	50		C	50	C	50	-	-	-
介護支援係	-	-		-	-	-	-	-	-	-

1-(6)-③	取組名	在宅医療・介護連携の推進		
取組の内容	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。			
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	町内医療機関内に、在宅医療・介護連携に関する在宅医療相談窓口を継続して設置し、医療・介護関係者、住民等からの相談業務を行いました。 また、ICTの推進に向けた説明会を事業所連絡会の議題の1つとして実施するとともに、地区医師会に委託してICTを使った多職種による情報連携事業を実施し、登録者の増加及び利用促進を行いました。	在宅医療相談窓口を活用し、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携をさらに推進していく必要があります。 ICTの推進に向け、適宜、説明会等を実施するなど、引き続き活用を推進していきます。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	町内医療機関内に、在宅医療・介護連携に関する在宅医療相談窓口を継続して設置し、医療・介護関係者、住民等からの相談業務を行うとともに、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するため、医療機関及び介護サービス事業所を訪問し周知等行いました。 また、ICTを活用して登録者に対し、講演会等の事業の周知を行いました。適宜、ICTの推進に向けた説明会を事業所連絡会等で実施し、登録者の増加及び利用促進を行う予定です。	在宅医療相談窓口を継続して設置・活用し、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携をさらに推進していく必要があります。 ICTの推進に向け、適宜、説明会等を実施するなど、引き続き活用を推進していきます。	効果(成果)判定 － 評点 －	

介護支援係	取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	—	— 効果(成果)判定 － 評点 －
令和6年度	—	— 効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地域包括ケア推進係	B	70	C	50	B	70
介護支援係	－	－	－	－	－	－

1-(6)-④	取組名	高齢者支援センター(地域包括支援センター)の充実		
取組の内容	2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型のセンターを活用して高齢者支援センターの更なる機能強化をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。			
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護、福祉、健康、医療など総合的に支援する高齢者支援センターを町内2か所に設置し、関係機関と連携しながら、高齢者の相談にきめ細やかに対応し、様々な機会に周知を行いました。 令和5年10月から見守り相談窓口を西部高齢者支援センターに併設し、総合相談等の更なる機能強化をはかりました。 基幹型地域包括支援センターが中心となり、困難事例等の情報共有や検討を行い、介護支援専門員研修では令和4年度に引き続き、座長として介護支援専門員の質の向上につとめました。また、介護支援専門員の職能団体立ち上げ後、自主的な運営となるよう伴走支援を行いました。	2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを中心に、引き続き機能強化と専門性の向上をはかることが必要です。また、支援が必要な人に情報が届くように、周知の徹底が継続して必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	-
			70	
令和6年度	高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護、福祉、健康、医療など総合的に支援する高齢者支援センターを町内2か所に設置し、関係機関と連携しながら、高齢者の相談にきめ細やかに対応し、様々な機会に周知を行いました。 令和5年10月に設置した見守り相談窓口により、西部高齢者支援センターでの総合相談等の更なる機能強化をはかりました。 基幹型地域包括支援センターが中心となり、困難事例等の情報共有や検討を行い、介護支援専門員研修では、運営主体として介護支援専門員の質の向上につとめました。また、介護支援専門員の職能団体立ち上げ後、自主的な運営となるよう伴走支援を引き続き行いました。	2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを中心に、引き続き機能強化と専門性の向上をはかることが必要です。また、支援が必要な人に情報が届くように、周知の徹底が継続して必要です。	効果(成果)判定	-
			評点	-
			-	

社会福祉協議会	取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	基幹型地域包括支援センターとして、2か所ある高齢者支援センターとの連携をはかり、機能強化につとめました。2カ月に1回東西での情報交換会を設け、困難・虐待事例の情報共有、ケース検討などを行いました。ケアマネ連絡会は、今年度から個々のケアマネが会員となり、職能団体として第1歩を踏み出しました。介護支援専門員研修では、ケアマネに有益となる研修と、主任ケアマネ研修を企画しました。また、東部高齢者支援センターとしてジョイフル本田にて出張相談会を昨年に続き開催しました。来所・電話・出張相談だけでなく、地域の高齢者が集まる場に出向き、センターの周知も行いました。	基幹型地域包括支援センターとして、東西両包括の連携を更に強め、両包括共に総合相談の質の向上、困難事例への対応力強化、周知・啓発活動の充実、医療連携の充実をはかる必要があります。 また、窓口の周知としては、引き続き様々な形で地域に出向き、幅広い年代の方に周知していくことが必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	-
			70	
令和6年度	基幹型地域包括支援センターとして、2か所ある高齢者支援センターとの連携をはかり、機能強化につとめました。2カ月に1回東西の高齢者支援センターの情報交換会を設け、困難・虐待事例の情報共有、ケース検討などを行いました。ケアマネ連絡会は、職能団体として活動し、高齢者福祉課とケアマネ連絡会会員との情報交換会を新たに開催しました。ケアマネ研修会では、ケアマネに有益となる研修と、主任ケアマネ研修を企画しました。 東部高齢者支援センターとして、今年度場所を新たに、ファミリーマート瑞穂町役場南店にて出張相談会を開催しました。来所・電話・出張相談だけでなく、地域の高齢者が集まる場に出向き、センターの周知も行いました。	基幹型地域包括支援センターとして、東西両包括の連携を更に強め、両包括共に総合相談の質の向上、困難事例への対応力強化、周知・啓発活動の充実、医療連携の充実をはかる必要があります。 センターの周知としては、引き続き様々な形で地域に出向き、幅広い年代の方に周知していくことが必要です。	効果(成果)判定	-
			評点	-
			-	

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地域包括ケア推進係	B	70	C	50	B	70
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70

基本目標2	地域福祉をすすめるための体制づくり		
基本施策	地域福祉の担い手の養成		
今後の方向性	地域福祉の新たな担い手を確保するために、様々な関係づくりや支援を行います。		
2-(1)-①	取組名	地域福祉の担い手の養成のための研究	
取組の内容		介護予防・日常生活支援総合事業における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、介護予防リーダーの育成、活用をはかります。また、町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていきます。 このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。	
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画策定の準備を進めています。	社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画策定を進める必要があります。	効果(成果)判定 C 評点 50
令和6年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画を3月末までに策定します。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置推進をはかります。	効果(成果)判定 - 評点 -
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	介護予防リーダー養成講座を実施し、地域で活躍できる人材として令和5年度16名のリーダーを育成し、累計113名となりました。既存のグループの仲間として、また自主的に活動しています。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として令和5年度は6名を育成しました。在職中、介護中の方がほとんどであったため、事業所への登録には至りませんでしたが、希望の際には生活支援コーディネーターに連絡が来るようにつなぎやすくとなりました。	介護予防を進めていくために、地域で自主的に個人又はグループで活動する方を引き続き増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は、地域で高齢者を支える際の参考となるため、研修の継続実施が必要です。 引き続き、新たな担い手となる人材発掘のためにも、生活支援コーディネーターとの連携が必要です。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	介護予防リーダー養成講座を実施し、地域で活躍できる人材として令和6年度17名のリーダーを育成し、累計130名となりました。既存のグループの仲間として、また自主的な活動を促しています。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として令和6年度は5名を育成しました。在職中の方がほとんどでしたが、研修終了後、すぐに事業所へ登録し、総合事業ヘルパーとして活動される方もいました。 いずれも、人材発掘・マッチングのために生活支援コーディネーターと連携を行いました。	介護予防を進めていくために、地域で自主的に個人又はグループで活動する方を引き続き増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は、地域で高齢者を支える際の参考となり、人材不足解消のための一助となるよう、研修の継続実施が必要です。 引き続き、新たな担い手となる人材発掘のためにも、生活支援コーディネーターとの連携が必要です。	効果(成果)判定 - 評点 -

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	第2層生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、新たな集まりの場の立上げを支援しました。今年度は、町内会有志が集まりの場を創設、地域懇談会からは体操の集まりの場の創設、地域懇談会から高齢者の集まりの場・移動スーパー誘致など、様々な地域で担い手が活躍しています。地域ささえあい連絡協議会を今年度も各地区にて開催することで、地域の担い手発掘や、地域のつながりを情報共有することができました。	第2層生活支援コーディネーターなどが、より地域に出向き、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつながり、地域活動を発展させていくことが必要です。 一人の担い手に無理な負担がかからないように、新たな担い手を各地域で発掘していく必要があります。	効果(成果)判定 A 評点 90
令和6年度	生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、集まりの場の継続支援をしました。高齢者の集まりの場・移動スーパー誘致など、様々な地域で担い手が活躍しています。 地域ささえあい連絡協議会を今年度も各地区にて開催することで、地域の担い手発掘や、地域のつながりを情報共有することができました。 「みずほつながりたい」の取り組みではつながりを大切にするシンボルマーク(缶バッヂ、ステッカー)をイベントや連絡会、ボランティア活動を通じて広め、担い手の啓発を行いました。	生活支援コーディネーターなどが、地域に出向き、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつながり、地域活動を発展させていくことが必要です。	効果(成果)判定 - 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	C	50	C	50	C	50	-	-	-	-	-
地域包括ケア推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	A	90	B	70	A	90	-	-	-	-	-

2-(1)-②	取組名	地域福祉の担い手の活動支援		
取組の内容		<p>地域福祉の担い手が、地域活動の中心的な役割を担う存在として活躍するための支援を行います。</p> <p>生活支援コーディネーターが地域の自主グループやサロン活動等に足を運びながらネットワークを構築し、地域の社会資源の把握を継続的に行えるよう、また高齢者自身もサービスの担い手として、役割を持ち活動する場の創設や活動への支援を行います。</p> <p>地域福祉を包括的に推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。また、そこから派生する新たな担い手の発掘を行います。</p>		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画策定の準備を進めています。	社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制の整備の実施を推進する必要があります。	効果(成果)判定 C 評点 50	
令和6年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画を3月末までに策定します。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置推進をはかります。	効果(成果)判定 - 評点 -	
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	地域で活躍する介護予防リーダーを継続して養成しています。地域で自主的に活動をするグループの中心的な役割を担えるよう、講座を実施しました。講座実施中は生活支援コーディネーターも関わることで、介護予防リーダーの活動支援を行いやすきました。 自主グループに対して、生活支援コーディネーターが足を運び、チラシの作成等により活動支援を行いました。	介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方々は増え必要となります。そのきっかけづくりとして、介護予防リーダー講習会を継続して実施し、今後も地域の自主グループを増やすとともに、生活支援コーディネーター等による活動支援を継続していく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	地域で介護予防をすすめていくために、自主的に活動をするグループの中心的な役割を担えるよう、地域で活躍する介護予防リーダーを養成する講座を継続して実施しました。講座実施中は生活支援コーディネーターも関わることで、介護予防リーダーの活動支援を行いややすきました。 自主グループに対して、生活支援コーディネーターが足を運び、チラシの作成等により活動支援を行いました。	介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方々は増え必要となります。そのきっかけづくりとして、介護予防リーダー講習会を継続して実施し、今後も地域の自主グループを増やすとともに、生活支援コーディネーター等による活動支援を継続していく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -	

指導係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	高齢者福祉課と連携し、小学校全校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。	継続して実施していくため、引き続き、高齢者福祉課との連携が必要となります。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	-
			評点	-
令和6年度	高齢者福祉課と連携し、小学校全校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。	継続して実施していくため、引き続き、高齢者福祉課との連携が必要となります。	効果(成果)判定	A
			評点	90
			効果(成果)判定	-
			評点	-

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	第2層生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、新たな集まりの場の立上げを支援しました。今年度は、町内会有志が集まりの場を創設、地域懇談会からは体操の集まりの創設、地域懇談会から高齢者の集まりの場・移動スーパー誘致など、様々な地域で担い手が活躍しています。	第2層生活支援コーディネーターなどが、より地域に出向いていき、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつながり、地域活動を発展させていくことが必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	90
			効果(成果)判定	-
			評点	-
令和6年度	生活支援コーディネーターは、様々な通いの場やサロンを訪問したり、新たな集まりの継続支援をしました。活動を継続していくために、運営側のスタッフの困りごとなどを聞き負担軽減をしながら、継続して運営していくように後方支援をしています。次年度は社協独自に地域福祉コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターの役割も兼ねながら、担い手の支援や地域の拠点づくりなど、総合的に地域福祉の推進を図ります。	生活支援コーディネーターなどが、より地域に出向いていき、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつながり、地域活動を発展させていくことが必要です。	効果(成果)判定	A
			評点	90
			効果(成果)判定	-
			評点	-

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	C	50		C	50	C	50	-	-	-	-
地域包括ケア推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
指導係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	A	90		B	70	A	90	-	-	-	-

基本施策		地域における福祉教育・学習の推進											
今後の方向性		より多くの住民が地域福祉活動に携わり、地域福祉についての関心・理解が深められるように福祉教育・学習を推進します。											
2-(2)-①		取組名	地域福祉の理解促進										
取組の内容		地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進します。											
福祉推進係				取組内容の進捗状況			結果を踏まえた今後の課題						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)													
令和5年度	「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」、「瑞穂町要保護児童対策地域協議会」及び「立川児童相談所」との共催による専門家の講演会を通じて、関係機関の相互理解と協働関係を強化しました。参加者63人(会場50名、オンライン13名)				地域福祉活動への関心を引き起こしていくために地域福祉の専門家と福祉教育の研究を継続的に実施することが必要です。			効果(成果)判定	B	評点			
令和6年度	「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」、「瑞穂町要保護児童対策地域協議会」及び「立川児童相談所」との共催による専門家の講演会(テーマ:発達に問題を抱える子供を持つ保護者への支援)を通じて、関係機関の相互理解と協働関係を強化しました。参加者66名(会場46名、オンライン20名)。				地域福祉活動への関心を引き起こしていくために地域福祉の専門家と福祉教育の研究を継続的に実施することが必要です。			効果(成果)判定	-	評点			
社会福祉協議会				取組内容の進捗状況			結果を踏まえた今後の課題						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)													
令和5年度	今年度は校長会に参加し、福祉体験講座のPRをしました。 当日のプログラム作成については、授業内容とリンクするよう担当の先生との打合せも含め、企業やボランティアを巻き込みながら地域福祉にも興味をもてるような取組みをしています。 また、町内企業(観光バス業者)から依頼があり、特別支援学校の送迎に従事する運転手や添乗員に向けた社内研修会を行いました。社協職員を講師として、障がいの捉え方や地域共生社会をテーマに講義を行いました。				町内全ての小・中学校で、福祉体験を行えるようPRしていく必要があります。また、各学校の地域のボランティア発掘や、企業との連携も必要です。また、地域福祉の理解促進や協働の機会となるため、企業や団体に対して積極的な関係づくりが求められます。			効果(成果)判定	B	評点			
令和6年度	福祉教育に取り組んでいくために、ボランティアセンター職員が養成研修を受け福祉教育推進員となり、小学校での福祉体験の授業を、地域のボランティアや企業、当事者と共に行いました。 「みずほつながりたい」の取り組みは、つながりを大切にするシンボルマーク(缶バッヂ・ステッカー)の普及・啓発を通して福祉への関心につなげていきます。				町内全ての小・中学校や高校、住民に対して福祉教育・学習を推進していくことができる社協の体制づくりが今後より一層必要です。			効果(成果)判定	-	評点			
効果(成果)判定		評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		
福祉推進係		C	50	B	70	B	70	-	-	-	-		
社会福祉協議会		B	90	B	70	B	90	-	-	-	-		

2-(2)-②	取組名	地域に開かれた福祉教育の実践								
取組の内容	地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進し、すべての住民が地域福祉について関心・理解を深めていけるよう、講座等の開催や体験する場の提供等を行います。									
福祉推進係	4									
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題									
令和5年度	町や地域の講座などを広報みずほや町ホームページを通じて積極的に情報を提供しました。 町や社会福祉協議会のイベントを通じて、福祉に触れる場を提供しました。	多様な講座や体験する場の提供ができるよう、引き続き、社会福祉協議会、教育委員会と連携することが必要です。	効果(成果)判定	C	評点	50				
令和6年度	町や地域の講座などを広報みずほや町ホームページ、福祉課が所管する会議などを通じて、積極的に情報提供を行いました。 町や社会福祉協議会のイベントを通じて、地域福祉について関心・理解を深めている機会を提供しました。	地域福祉活動への関心を引き起こしていくための講座の開催や体験する場の提供等を行うため、社会福祉協議会や教育委員会等と連携し取り組むことが必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-				
社会福祉協議会	4									
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題									
令和5年度	第一小学校、第三小学校で福祉体験講座を実施しました。また、地域福祉活動につながるよう、さまざまな講座を開催しました。 高齢者支援センターでは、認知症サポーター養成講座を、住民向け、町内小学校5年生向け、町職員向けに、町と協働して実施し、住民への認知症理解を深める取り組みをしました。また、認知症サポーターステップアップ講座を町と協働で行い、認知症カフェへの参加を進めました。	地域にはさまざまな方が生活しているため、小さいころから触れる福祉学習はとても有意義であるため、すべての小学校で福祉体験講座を実施していく必要があります。また、今後も、幅広くより多くの認知症サポーターを養成していくことにより、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいきます。	効果(成果)判定	B	評点	70				
令和6年度	第一小学校、第三小学校の総合学習において、福祉体験を実施しました。実施の際は、企業や地域のボランティア、当事者に協力してもらいました。 夏休み期間を利用した「夏体験ボランティア」を実施し、51名が参加しました。福祉への関心を深めるために、多くの施設や団体がボランティアの受入れに協力してくれました。 東部高齢者支援センターでは、認知症サポーター養成講座を住民向け、町内小学校5年生向け、町職員向けに町と協働で実施し、認知症の理解を深める取り組みをしました。また、新たに認知症ミニ講座を開催しました。 認知症サポーターステップアップ講座受講者が集まる「チームオレンジ」の後方支援を行いました。	福祉体験を、町内の全ての小中学校で実施できるよう、学校側にわかりやすいプログラムを作成しPRしていく必要があります。 認知症人口が増加するため、今後も幅広く多世代の多くの住民に認知症の理解を深めていく必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-				
効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
福祉推進係	C	50	C	50	C	50	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-

基本施策		ボランティア・NPOの活動の推進										
今後の方向性		ボランティアやNPO活動の自主的、自発的活動を総合的に推進、支援します。										
2-(3)-① 取組名		啓発活動の充実										
取組の内容		ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、情報提供や相談体制の充実等をはかることで、ボランティアやNPO活動の推進をはかります。										
福祉推進係		取組内容の進捗状況			4							
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題										
令和5年度	多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援しています。7月、8月には、町内の事業者からジェラートの提供を受けることができました。また、ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、チラシやポスターを設置し住民や学校(生徒)に周知しました。町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。		ボランティアセンターと協力し、さらなる周知が必要です。						効果(成果)判定	B		
令和6年度	多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援しています。民間事業者等からの寄付を受け、ジェラートやソーセージ、からあげの提供を受けることができました。また、ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。		ボランティア活動への支援を継続しつつ、ボランティアセンターと協力し、情報提供や相談体制の充実を図ること必要です。						効果(成果)判定	-		
社会福祉協議会		取組内容の進捗状況			4							
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題										
令和5年度	登録している団体で、申請のあった15団体に助成金(1万円)を交付しました。さらに、民間の助成金情報の提供や申請書類作成の協力、表彰の推薦など後方支援を行いました。また、福祉ふれあいまつりやサロン、福祉施設での発表の場をマッチングすることで、ボランティア活動の推進をはかりました。さらに、夏の体験ボランティア活動にも協力してもらうことで、団体のPR活動やメンバー集め、各種相談にも対応しました。		ボランティアが主体的に活動できるよう、情報提供を効果的に実施する必要があります。また長年活動してきている団体などはメンバーの高齢化に伴い、活動が困難になってきているケースもみられるため、メンバー集めのサポートが重要です。						効果(成果)判定	B		
令和6年度	ボランティアセンターみずほに登録しているグループは37あり、活動の支援や相談を実施し、情報交換の場として連絡会を開催しました。ボランティア情報をSNSで発信し、情報提供を行いました。NPO法人に、瑞穂町で開催する合同就職説明会(福祉のしごと相談・面接会)への出展募集を呼びかけ人材確保の支援しました。		ボランティア情報の充実を図るためにには、様々な広報媒体を活用していく必要があります。しごと相談面接会開催以外にも福祉人材センターと連携した人材確保の支援を行っていく必要があります。						効果(成果)判定	-		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	-	-	-
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	-	-	-

2-(3)-②	取組名	相談体制や情報提供の充実								
取組の内容	ボランティア活動をしたい人と必要とする人のコーディネーターや、活動相談・支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。									
福祉推進係				取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)								結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、庁舎内にチラシやポスターを設置し住民に周知しました。 また、活動に対し町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。				ボランティアセンターと協力し、町ホームページやSNS配信など、様々手段を活用しての周知が必要です。			効果(成果)判定	B	
									評点	
									70	
令和6年度	ボランティアセンターが行っているボランティア活動や講座等について、庁舎内でのチラシやポスターの設置を設置し住民に周知しました。 また、活動に対し町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。				ボランティアセンターと協力し、町ホームページやSNS配信など、様々手段を活用しての周知が必要です。			効果(成果)判定	-	
									評点	
									-	
社会福祉協議会				取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)								結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	ボランティア活動をしたい人(33件)と、希望する方(59件)をマッチングするため、情報を収集したり、新たなボランティア活動を創出しています。また、情報発信として、広報みずほに積極的に情報を掲載しました。 また、ボランティアセンターへの来所や電話での相談は522件ありました。				ボランティア活動を希望する全ての方に、希望どおりのボランティア活動がマッチングできるよう、たくさんの情報を持っておく必要があります。また、ボランティアを頼みたいと思った時に連絡をしてもらえるよう、ボランティアセンターの広報が重要です。			効果(成果)判定	B	
									評点	
									70	
令和6年度	ボランティア活動をしたい人26名が、新たにボランティア登録をしました。ボランティア活動を必要とする人や施設・団体70件のボランティア活動をマッチングし、活動を推進しました。 ボランティアセンターを多くの方々の知つてもらうために広報に力を入れ、利用しやすいセンターを目指してリニューアルしました。 ボランティアセンターへの来所や電話での相談は、494件ありました。				ボランティアセンターには、町民の社会参加や協働を促進し、地域交流や地域の課題解決につなげる役割があります。なかなか活動への一步を踏み出せないという人が、気軽に相談できる場となり、様々な地域情報をもって情報提供できることが必要です。			効果(成果)判定	-	
									評点	
									-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

2-(3)-③	取組名	ボランティア・NPO活動への支援								
取組の内容	地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。									
福祉推進係					取組内容の進捗状況			4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	福祉有償運送団体(NPO法人)へ補助金を交付し、支援を行いました。福祉有償運送団体のホームページを、町のホームページにリンクさせ検索しやすくしています。また、多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援しています。7月、8月には、町内の事業者からジェラートの提供を受けることができました。	補助金交付や各種支援が地域福祉の充実に結びつくよう、福祉有償運送団体の事業内容等について評価し必要に応じて指導、助言を実施していくことが必要です。 また、多世代間交流事業におけるボランティア団体の活動の側面支援を継続していく必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70				
令和6年度	公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院・通所など移送サービスを有償で行う福祉有償運送団体(NPO法人)へ補助金を交付し、支援を行いました。 また、多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援しています。ボランティアによる手作りのおいぎりの提供や、民間事業者等からの寄付によるおかげの提供など内容の充実がはかられました。	福祉有償運送団体の事業内容等について評価し必要に応じて指導、助言を実施していくことが必要です。今後、運送の対価の変更について、団体と調整し、運営協議会に諮る必要があります。 また、多世代間交流事業におけるボランティア団体の活動の側面支援を継続する必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-				
社会福祉協議会					取組内容の進捗状況			4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	協働推進課と年に2回打合せをするとともに、6月からは協働でアンネのバラ講座を実施し、継続的に活動しています。将来的にはボランティアが一人で活動していくよう、支援をしています。	NPOやボランティア団体が一堂に集う場を設ける必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70				
令和6年度	ボランティアセンターみずほに登録し活動しているグループに助成金を交付しました。37グループ中、20グループから申請があり、1グループ1万円を交付しました。民間助成の案内もし申請の支援もしました。	助成金を多くの地域福祉活動で活用できるよう再検討が必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-				
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-

2-(3)-④	取組名	定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供		
	取組の内容	定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを、地域のなかで活用し、生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。生活支援コーディネーターが中心となり、地域活動の環境整備、促しなどを行います。		
	福祉推進係		取組内容の進捗状況	4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	社会福祉協議会と連携して、定年退職者やシニア世代に夏の体験ボランティアへの参加を促し、地域活動への参加等につなげることができました。また、多世代間交流事業では、シニア世代の方もボランティアとして、参加してもらっています。	社会福祉協議会と連携し、定年退職者がスムーズに仕事から地域活動にと関心を寄せて頂けるような働きかけを進めていく必要があります。	効果(成果)判定	C
令和6年度	社会福祉協議会と連携して、定年退職者やシニア世代に夏の体験ボランティアへの参加を促し、地域活動への参加等につなげることができました。また、多世代間交流事業では、シニア世代の方もボランティアとして、参加してもらっています。	社会福祉協議会と連携し、定年退職者がスムーズに仕事から地域活動にと関心を寄せて頂けるような働きかけを進めていく必要があります。	効果(成果)判定	-
	高齢者支援係/地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	地域で自主的に活動するグループの中心的な役割を担えるよう介護予防リーダーを養成しています。また、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として、シルバー人材センターの運営を支援しました。介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修も実施し、地域福祉の担い手として希望者を事業所に登録紹介しました。生活支援コーディネーターを中心に、地域活動のニーズや担い手の発掘のため、アンケートの結果報告会を実施し、自主的な活動につなげました。	高齢者が、地域活動の担い手になれるよう介護予防リーダーの養成やシルバー人材センターの会員増強等が引き続き必要です。また、生活支援コーディネーターと連携した地域活動の整備、参加への促しなども引き続き必要です。	効果(成果)判定	B
令和6年度	地域で自主的に活動するグループの中心的な役割を担えるよう介護予防リーダーを養成しています。また、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として、シルバー人材センターの運営を支援しました。介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修も実施し、地域福祉の担い手として希望者を事業所に登録紹介しました。生活支援コーディネーターを中心に、地域活動のニーズや担い手の発掘のため、生活支援ニーズ調査を実施しました。	高齢者が、地域活動の担い手になれるよう介護予防リーダーの養成やシルバー人材センターの会員増強等が引き続き必要です。また、生活支援コーディネーターと連携した地域活動の整備、参加への促しなども引き続き必要です。	効果(成果)判定	-

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	高齢者向け、ケアマネ向けそれぞれに、高齢者が集うサロン、通いの場などを周知紹介する講座を開催しました。 ボランティアセンターではあらゆる人が地域で活躍できるようボランティアのスタートをサポートしており、ちょいボラをはじめとしたボランティアでは定年退職した方々が地域で活躍しています 有償家事援助や在宅移送など、在宅支援サービスでは、主に定年退職した方々がスキルを活かして、支え合いの活動に参加しています。	定年退職者に対して、地域活動への促しは、今後も継続して行う必要があります。特に、男性向けの働きかけを進めていく必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			60	
令和6年度	ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターで定期的に情報共有を行い、シニア世代の地域活動への参加について協議しました。 在宅福祉サービスでは、有償家事援助や在宅移送を実施し、シニア世代の方が活躍しています。 地域のサロン、通いの場には、多くの定年退職者がおり、特に男性の方は、グループのまとめ役として活躍しています。東部高齢者支援センターではシニアの地域活動をサポートしサロン・通いの場などにもつなげています。	定年退職者やシニア世代の方々にボランティア活動を広く知ってもらうためのイベントの開催に向けて、ボランティアグループと協議して進めていく事が必要です。 在宅移送は、生活ニーズに対応できるよう柔軟に利用ができるよう検討が必要です。 定年退職者に対して、地域活動への促しは、今後も継続して行う必要があります。特に男性向けの働きかけを進めていく必要があります。	効果(成果)判定	
			-	
			評点	
			-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	C	50	C	50	C	50	-	-	-	-	-
高齢者支援係/地域包括ケア推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	60	B	70	B	60	-	-	-	-	-

基本施策		相談体制の充実		
今後の方向性		福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できるように相談体制を充実し、利用しやすい福祉サービスをめざします。		
2-(4)-① 取組名		相談体制の充実		
取組の内容		関係機関と連携しながら相談体制の充実をはかり、相談しやすい環境の構築につとめます。平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づいた支援制度やひきこもりについても周知をすすめ、制度に基づいた支援につとめます。また成年後見利用促進の一環として相談機能について、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを念頭に置いた相談体制の整備について推進します。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	相談内容に応じて各専門機関につなげられる体制を整えています。部門によって相談内容が異なりますので、社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの関係機関と連携し、相談者に適切に案内をしました。また、生活困窮者自立支援会議へ参加し、関係機関との連携をはかりました。	各相談窓口のさらなる周知及び社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの関係機関と連携を進めるため、生活困窮者自立支援会議への参加などを継続する必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
令和6年度	相談内容に応じて社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの専門機関と連携し、相談者が適切な支援を受けられるよう案内しました。また、生活困窮者自立支援会議へ参加し、関係機関との連携をはかりました。	各相談窓口のさらなる周知及び社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの関係機関と連携を進めるため、生活困窮者自立支援会議への参加などを継続する必要があります。	効果(成果)判定	
			－	
保健係(R6.10成人保健係)		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	毎週、火曜日に保健センターで行っている健康相談(健康・育児・栄養・歯科(歯科は第2・第4火曜日))に加え、訪問や電話での随時相談など、住民が気軽に相談できる体制を整えています。また、保健センターはひきこもりの相談窓口になっており、相談内容に応じて関係部署や各専門機関につなげられる体制を整えています。令和5年度は福祉課や高齢者支援センターと連携して相談にあたった事例がありました。	瑞穂町の特徴的な取組である毎週実施の相談事業について、引き続きこまめな周知や関係機関との綿密な連携が必要です。ひきこもりの相談についても関係部署や関係機関等との連携を推進していく必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
令和6年度	毎週、火曜日に保健センターで行っている成人を対象とした健康相談(健康・栄養・歯科(歯科は第2・第4火曜日))に加え、窓口や電話での随時相談を受けられる体制を整えています。栄養に関して管理栄養士資格のある栄養指導専門員による相談体制の継続を図りました。また、保健センターはひきこもり支援の相談窓口になっており、個別事情に応じて関係部署や各専門機関につなげられる体制を整えています。	毎週実施の相談事業は、瑞穂町の特徴的取組で、継続していくには専門職の確保と関係機関との綿密な連携が必要です。ひきこもり支援の相談についても関係部署や関係機関等との連携体制を確認していくとともに、実態把握手法の研究が必要です。	効果(成果)判定	
			－	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	よろず相談として生活全般の相談を受け、利用できるサービスの案内や関係機関との連携をはかりながら支援を行いました。また、法律、精神保健、成年後見制度、終活についての専門相談を実施しています。精神保健の相談について、個々の利用者の状況に配慮した相談を実施できるよう、対面だけでなくウェブによる相談にも対応できるようになりました。さらに、今年度新たに行政書士による相続や遺言など終活に関する相談を実施しました。 認知力低下が見られる方にも地域福祉権利擁護事業において、本人に寄り添い本人が必要とする福祉サービスの利用を支援しました。 東部高齢者支援センターでは、電話・来所・訪問・出張相談を実施し、センターで対応が難しい内容の場合は、速やかに関係機関につなぎ、連携をはかりました。	専門的な相談で明らかになった生活課題やニーズは、相談者の同意のもと適切な支援や機関につないでいきます。 東部高齢者支援センターの出張相談は利用者数が少ないため、場所の変更を検討することと、センターの周知をする場としても活用していく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 90
	よろず相談から福祉くらしなんでも相談と名称を変更し、生活全般に係る相談を受け、関係機関との連携をはかりながら総合的な相談対応を実施しています。また、法律、成年後見制度、終活についての専門相談を実施し、家庭の問題や相続、遺言などの相談に対応しました。 認知力低下が見られる方にも地域福祉権利擁護事業において、本人に寄り添い本人が必要とする福祉サービスの利用を支援しました。 東部高齢者支援センターでは、電話・来所・訪問・出張相談を実施し、センターで対応が難しい内容の場合は、速やかに関係機関につなぎ、連携をはかりました。	専門的な相談で明らかになった生活課題やニーズは、相談者の同意のもと適切な支援や機関につないでいきます。 専門的な相談で明らかになった生活課題やニーズは、相談者の同意のもと適切な支援や機関につないでいきます。 東部高齢者支援センターの出張相談は利用者数が少ないため、場所の変更を検討することと、センターの周知をする場としても活用していく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
保健係(R6.10成人保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	90	B	70	B	90	-	-	-	-	-

2-(4)-②	取組名	関係機関との連携強化								
取組の内容	府内関係部局、関係機関等で、相談体制の連携を強化します。新たに、司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをめざし、関係機関との連携の構築につとめ、成年後見制度の利用を更に促進します。									
福祉推進係				取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	府内関係課と社会福祉協議会(権利擁護センター)、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターと連携しました。				府内関係課と権利擁護センター、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター等関係機関との連携を強化することが必要です。令和6年度に予定されている基幹相談センター設置に向けた連携強化も進める必要があります。			効果(成果)判定	B	評点
令和6年度	府内関係課と権利擁護センター、基幹相談支援センター、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携をはかり、成年後見制度の利用促進につとめました。				府内関係課と各関係機関との連携を強化するための取組みを継続することが必要です。			効果(成果)判定	-	評点
令和5年度	司法専門職を講師とした一般向け講座を開催し、福祉関係者の参加もあり、個別支援における連携促進をはかりました。また司法書士が演者として寸劇を交えた成年後見制度の講座を開催しました。				今後も行政、福祉関係者、司法専門家などを交え、成年後見制度の利用促進が必要です。			効果(成果)判定	B	評点
令和6年度	司法専門職を講師とした一般向け講座を開催し、福祉関係者の参加もあり、個別支援における連携促進を図りました。また、成年後見制度や法律的判断をするケース会議にも専門職に参加を依頼する機会が増えています。 また司法書士団体による紙芝居を交えた成年後見制度の入門講座を企画しました。				今後も成年後見利用促進法に伴い、行政、福祉関係者、司法専門家などを交え、成年後見制度推進の基盤整備を進めていく必要があります。			効果(成果)判定	-	評点
効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	-	-	-	

2-(4)-③	取組名	自立に向けた援助						
	取組の内容	西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。また、ハローワークと連携し、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。						
	福祉推進係	取組内容の進捗状況						
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	西多摩くらしの相談センターでは、相談者の就労支援のほか、自立に向けた助言や指導が受けられるため、町から積極的に相談者をつなげました。その他、ハローワークの就労支援制度などの紹介も行いました。また、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関と連携しました。	西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関で気軽に相談できることを広く住民に周知することが必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70	効果(成果)判定	-
令和6年度	生活困窮者自立支援事業を実施している西多摩くらしの相談センターでは、自立に向けた各種支援を実施しているため、町から積極的に相談者をつなげました。その他、必要に応じてハローワークの就労支援制度などの紹介も行いました。また、西多まくらしの相談センター職員が、民生委員・児童委員協議会の場で事業内容を改めて説明いただくなど、関係機関同士の連携をはかりました。	西多まくらしの相談センター、西多ま福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関の連携を深め、相談者が適切な支援を受けることができるようになります。	効果(成果)判定	-	評点	-	効果(成果)判定	-
	社会福祉協議会	取組内容の進捗状況						
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	貸付の相談を受け、家計改善が必要であると判断したケースについては、西多まくらしの相談センターと連携をはかり、情報共有を行いました。社会福祉協議会の貸付で対応ができないケース(お金が手元になく、緊急を要する等)については、西多ま福祉事務所と連携をはかり、生活保護申請に繋げました。また、貸付決定後も、民生委員・児童委員と連携し、世帯の状況把握につとめました。東京都福祉人材センター協力のもと、福祉しごとの相談面接会を2月に実施し、福祉系の仕事の紹介と就学支援につとめました。	相談を受けた際に充実した情報を提供し、相談者にとってより良い結果となるように、今後も連携の強化や情報共有を行っていきます。	効果(成果)判定	B	評点	90	効果(成果)判定	-
令和6年度	社会福祉協議会が実施する貸付の相談の中では、家計改善や就業、住居等の支援が必要であると判断したケースについては、西多まくらしの相談センターと連携を図り、支援を実施しています。新型コロナ特例貸付実施後のフォローアップ支援として、償還が困難な世帯の生活再建のための相談・支援を行っています。必要に応じて、西多ま福祉事務所や民生委員・児童委員と連携し、世帯の状況把握に努めました。	相談を受けた際に充実した情報を提供し、相談者にとってより最善の結果となるように、今後も連携の強化や情報共有を行っていきます。	効果(成果)判定	-	評点	-	効果(成果)判定	-

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
福祉推進係	B	70	B	70	B	-
社会福祉協議会	B	90	B	70	B	-

2-(4)-④	取組名	生活安定に向けた支援							
	取組の内容	各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターを住民に周知するとともに、生活に不安を抱えている人が自立し、安心できる生活を送ることができますよう、相談センターと連携をはかりながら支援します。							
	福祉推進係	取組内容の進捗状況				4			
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	生活保護に至らない低所得者には、社会福祉協議会の生活福祉資金や西多摩くらしの相談センター、ハローワークの就労支援制度などを紹介しました。 また、住民税非課税世帯や住民税均等割りのみ課税世帯、物価高騰などの影響で家計急変のあった世帯を対象に臨時特別給付金を支給しました。	関係機関の連携を強化するとともに更に支援機関をPRします。 また、令和6年度の新たな給付金についても、迅速かつ、適切に給付することが必要です。				効果(成果)判定	B	評点	70
令和6年度	相談者の状況に応じて、社会福祉協議会の生活福祉資金や西多摩くらしの相談センター、ハローワークの就労支援制度などを紹介しました。 また、東京都が実施したくらし応援事業への協力、住民税非課税世帯等への支援金給付業務の迅速な支給なども行いました。	関係機関の連携を強化するとともに、支援機関のPRを継続して実施します。 また、国や東京都の動向を注視し、適切に対応する必要があります。				効果(成果)判定	-	評点	-
令和5年度	各種資金の広報では、社協だよりや広報みずほなど広報媒体を積極的に活用し、受験生チャレンジの広報では、町のメール配信サービス、町内の中学校・高校の保護者会での説明、みずほケーブルテレビ、公式FacebookでのPR活動を行いました。特例貸付では、借り入れを行っている方からの相談は西多摩くらしの相談センターと連携をはかり、少額・猶予・免除申請を行いました。 12月23日に、「ささえあい」フードリレーとあわせて、初めて「子育て応援バザー」を実施しました。子育てに関係する団体からなる実行委員会を発足し、収益ではなく子育て世代を応援することを目的として実施しました。	必要としている人に必要な情報が届くように、広報活動には更に力を入れていきます。生活に不安を抱えている方については引き続き関係機関と連携をはかっていきます。 SNSを活用するなどPRを拡大し、実施回数を重ねていきます。必要な方が活用できるよう実施方法を検討します。 子育てバザー実施後の実行委員会ではPRや募集品目等多くの課題があがりました。次年度についても実施となりますが、課題改善をはかりながら、さらに効果を検証していきます。				効果(成果)判定	B	評点	90
令和6年度	各種資金の広報では、社協だよりや広報みずほなどの広報媒体を積極的に活用しました。受験生チャレンジの広報では、町のメール配信サービス、みずほケーブルテレビでのPR活動を行いました。新型コロナ特例貸付では、借り入れを行っている方からの相談は西多摩くらしの相談センターと連携をはかり、少額・猶予・免除申請を行うなど、世帯のフォローアップ支援を行いました。	必要としている人に必要な情報が届くように、広報活動には更に力を入れていきます。生活に不安を抱えている方については引き続き関係機関と連携をはかっていきます。 SNSを活用するなどPRを拡大し、実施回数を重ねていきます。必要な方が活用できるよう実施方法を検討します。				効果(成果)判定	-	評点	-

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-
社会福祉協議会	B	90		B	70	B	90	-	-	-

基本施策		福祉サービスの質の向上		
今後の方向性		従来の指示的・指導的・管理的なサービスから脱却し、利用者への十分な情報提供とその意向を尊重した、質の高いサービス提供をめざします。		
2-(5)-① 取組名		福祉関係職員の資質向上		
取組の内容		福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。		
令和 5 年度	福祉推進係		取組内容の進捗状況	4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
福祉部の部内研修(50名参加)では福生警察署生活安全課署員を講師に、研修を行いました。(犯罪被害者防止対策等)	係内、課内で調整し、研修等に継続的に参加し、資質向上につとめる必要があります。	効果(成果)判定	B	
		評点	70	
令和 6 年度	福祉部の部内研修(44名参加、講師:西多摩保健所市町村連携課長)や庁内各課、社会福祉協議会等関係団体が実施する講演会等に参加し、職員の資質向上につとめました。	部内、課内、係内で調整し、研修等に継続的に参加し、職員の資質向上につとめる必要があります。	効果(成果)判定	-
		評点	-	
令和 5 年度	障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
必要な研修・会議は係内で業務を分担し、可能な限り参加して職員の資質向上につとめています。 また、研修等の資料を職員間で共有し、参加できなかつた職員と共有しています。 町内の保育園・幼稚園等職員の発達障がい児支援力の向上を目的として、全3回コースの勉強会を5~7月に開催しました。 12月に開催した発達障がい者(児)支援講演会でも、関係機関職員などが受講しやすいよう、Web会議システムでの当日配信と、YouTube動画のオンデマンド配信を行いました。	引き続き、職員及び福祉サービス等関係職員の資質向上につとめます。	効果(成果)判定	B	
		評点	70	
令和 6 年度	病気休暇などで人員が限られる中で、業務を調整し、可能な限り研修や会議に参加して職員の資質向上につとめています。 また、研修等の資料を職員間で共有し、参加できなかつた職員と共有しています。 町内の放課後等デイサービス事業所や学童保育等職員の発達障がい児支援力の向上を目的として、全3回コースの勉強会を5~10月に開催しました。 1月に開催した発達障がい者(児)支援講演会では、関係機関職員など受講に配慮し、Web会議システムでの当日配信を行い、YouTube動画のオンデマンド配信を予定しています。	引き続き、職員及び福祉サービス等関係職員の資質向上につとめます。	効果(成果)判定	-
		評点	-	

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和 5 年度	介護保険制度や福祉制度など、専門的な知識を必要とするため、オンライン等も活用して研修会や会議等にできるだけ参加をしています。制度についても、高齢者支援センター職員との内部研修を実施するなど、職員の専門的な資質の向上につとめました。	制度改正も多く、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続き研修等に参加をすることで、資質の向上に継続してつとめる必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和 6 年度	介護保険制度や福祉制度など、専門的な知識を必要とするため、オンライン等も活用して研修会や会議等にできるだけ参加をしています。制度についても、高齢者支援センター職員との内部研修を実施するなど、職員の専門的な資質の向上につとめました。	制度改正も多く、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続き研修等に参加をすることで、資質の向上に継続してつとめる必要があります。	効果 (成果) 判定
			-
			評点
			-
子育て支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和 5 年度	リモートを含め研修、説明会等可能な限り職員が参加し、最新情報の収集や資質の向上につとめました。	今後も引き続き研修等に参加をすることで、資質の向上につとめる必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和 6 年度	オンライン及び参集方式の研修・説明会等に可能な限り参加しました。また、西多摩郡町村福祉担当福祉課長会にも出席し、最新情報の収集及び資質の向上につとめました。	引き続き可能な範囲で研修・説明会等に参加をすることで、情報収集や資質の向上につとめます。	効果 (成果) 判定
			-
			評点
			-

保健係(R6.10母子保健係/成人保健係)		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	母子保健研修や国保データベース(KDB)システム操作・活用研修等、様々な研修や会議、説明会等(リモート開催を含む)に積極的に職員が参加し、最新情報の収集や資質の向上につとめました。	制度改正への対応や実践的な技能の習得等、職員の専門性を担保するため、今後も引き続き研修等に積極的に参加し、資質の向上につとめる必要があります。 特に令和6年度以降は、区市町村にこども家庭センター設置の努力義務が課せられるため、それに伴う研修が増えてくることが想定されます。町も子ども家庭センターの機能発揮のため、必要な知識や技術が得られるよう積極的に研修等に参加する必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	母子保健研修や国保データベース(KDB)システム操作・活用研修等、様々な研修や会議、説明会等(オンライン開催を含む)に積極的に職員が参加し、最新情報の収集や資質の向上につとめました。 特に令和6年度は、区市町村に設置の努力義務が課せられた「こども家庭センター」関連の研修を東京都が複数回開催しました。10月に開設した子ども家庭センターの機能発揮のため、子育て世代包括支援センターを担当する職員は、必要な知識や技術が得られるよう可能な限り研修(オンライン開催を含む)に参加しました。	制度改正への対応や実践的な技能の習得等、職員の専門性を担保するため、今後も引き続き研修等に積極的に参加し、資質の向上につとめる必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
地域包括ケア推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
子育て支援係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
保健係(R6.10母子保健係/成人保健係)	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－

2-(5)-②	取組名	関係団体等への働きかけ							
取組の内容		民間事業者、NPO、関係団体に対し、研修会など人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。							
福祉推進係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	東京都等で開催する研修会の情報を積極的に周知したことと、NPO団体が参加し有意義な研修であったと報告がありました。	引き続き研修会の情報を積極的に提供し、関係者の資質向上に繋がるよう働きかける必要があります。	効果(成果)判定	C	評点	50	効果(成果)判定	-	評点
令和6年度	東京都等で開催する研修会等の情報を、福祉課が所管する会議での周知、庁内でのチラシ配架などで積極的に周知しました。	引き続き研修会の情報を積極的に提供し、関係者の資質向上に繋がるよう働きかけを継続します。	効果(成果)判定	-	評点	-	効果(成果)判定	-	評点
社会教育係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	総合人材リスト、生涯学習まちづくり出前講座について、協働推進課と情報共有をはかるとともに、登録及び活用について、広報とホームページで周知しましたが、福祉分野の活用実績はありませんでした。	総合人材リストの定期的な更新が課題です。引き続き、広く周知し、制度の活用につとめる必要があります。 ※令和6年度に更新を予定しています。	効果(成果)判定	D	評点	20	効果(成果)判定	-	評点
令和6年度	総合人材リストについては、ここ数年実施していなかった更新作業を行っています。まとまり次第、周知を行います。また、生涯学習まちづくり出前講座と合わせ、利用促進に向け、広報やホームページでPRを行いました。 総合人材リストへの登録は1件、問合せは1件ありました。	総合人材リストの更新は定期的に行っていく必要があります。 また、新規登録や利用実績が少ないため、引き続き広く周知し、制度の活用につとめる必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-	効果(成果)判定	-	評点

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	C	50		C	50	C	50	-	-	-
社会教育係	D	20		D	20	D	20	-	-	-

2-(5)-③	取組名	苦情対応等に基づくサービスの質の向上		
取組の内容		<p>養護者等の高齢者への虐待について、高齢者福祉課及び高齢者支援センターで受付け、高齢者虐待の早期発見・早期解決につとめます。</p> <p>認知症等により判断能力が十分でない高齢者等が、虐待や消費者被害等の権利侵害や様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々の権利が守れるよう権利擁護センターとの連携を強化します。</p> <p>相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、苦情内容を検証し、更なるサービスの質の向上につとめます。</p> <p>また、権利擁護センターの窓口は成年後見制度利用促進の一環としての相談機能や他事業者のサービスに対する苦情相談窓口でもあるため、専門機関と連携する体制を構築します。</p>		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	町や権利擁護センター、高齢者支援センター等、どの部署で苦情や相談を受けても、必要に応じて情報の共有化を行い、適切に対応できるよう連携をはかりました。	相談窓口に寄せられた苦情を関係機関等で共有し対応するとともに、内容を検証し、継続してサービスの質の向上をはかる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	町や権利擁護センター、高齢者支援センター等、どの部署で苦情や相談を受けても、必要に応じて情報の共有化を行い、適切に対応できるよう連携をはかりました。	相談窓口に寄せられた苦情を関係機関等で共有し対応するとともに、内容を検証し、継続してサービスの質の向上をはかる必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -	
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。権利擁護センターと連携をはかるような苦情はありませんでした。 障がい者虐待(疑いを含む)通告の際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら、事実確認、環境の改善などに取り組みました。	相談窓口に寄せられた苦情を関係機関等で共有し、サービスの質の向上を継続してはかる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。権利擁護センターと連携をはかるような苦情はありませんでした。 障がい者虐待(疑いを含む)通告の際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら、事実確認、環境の改善などに取り組みました。	相談窓口に寄せられた苦情を関係機関等で共有し、サービスの質の向上を継続してはかる必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -	

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	虐待等の案件では、高齢者支援センターとともに早期発見・早期解決につとめ、対応しました。また、家族間で多問題を抱えていることがあるため、高齢者支援センターと連携するとともに、権利擁護センター等の関係機関とケース会議を実施し、対応しました。	今後、多問題を抱える家族が増えていくことが予想されます。関係機関との更なる連携をはかり、対応していく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	虐待等の案件では、高齢者支援センターとともに早期発見・早期解決につとめ、対応しました。また、家族間で多問題を抱えていることがあるため、高齢者支援センターと連携するとともに、権利擁護センター等の関係機関とケース会議を実施し、対応しました。	今後、多問題を抱える家族が増えていくことが予想されます。関係機関との更なる連携をはかり、対応していく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -
介護支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。	引き続き、苦情等の困難な案件について、関係機関等との連携を強化し、適切な対応をする必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。	引き続き、苦情等の困難な案件について、関係機関等との連携を強化し、適切な対応をする必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	<p>権利擁護センターみずほでは、町内の福祉サービスを利用している方が、事業者との間で苦情を解決することが困難な場合に、第三者の立場から相談を受ける「福祉サービス苦情相談窓口」を設置しています。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、高齢者福祉課と共に早期発見・解決につとめました。高齢者虐待に気づきやすいケアマネジャーやサービス事業所に向けて研修を実施しました。</p>	<p>権利擁護センターみずほの福祉サービス苦情相談窓口は行政機関と連携し窓口の周知が必要です。各公共施設などにポスターの設置をするなど新たな取組みが必要です。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、引き続き関係機関への高齢者虐待に係る研修を実施し、相談しやすい体制を整えることが必要です。</p>	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	<p>権利擁護センターみずほでは、町内の福祉サービスを利用している方が、事業者との間で苦情を解決することが困難な場合に、第三者の立場から相談を受ける「福祉サービス苦情相談窓口」を設置しています。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、高齢者福祉課と共に早期発見・解決につとめました。高齢者虐待に気づきやすいケアマネジャーやサービス事業所に向けて研修を実施する予定です。</p>	<p>権利擁護センターみずほの福祉サービス苦情相談窓口は行政機関と連携し窓口の周知が必要です。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、引き続き関係機関への高齢者虐待に係る研修を実施し、相談しやすい体制を整えることが必要です。</p>	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
地域包括ケア推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
介護支援係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－

2-(5)-④	取組名	第三者によるサービス評価の支援		
	取組の内容	第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知をはかります。 東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援します。		
	福祉推進係	取組内容の進捗状況	4	
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題		
令和 5 年 度	町内福祉施設に第三者機関によるサービス評価システムについて、パンフレットの配布などの周知につとめました。また、東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援しました。	東京都の補助制度を活用し、第三者機関によるサービス評価の実施を適切に支援できるよう、関係部署と連携することが必要です。	効果 (成果) 判定	B 評点 70
令和 6 年 度	町内福祉施設に第三者機関によるサービス評価システムについて、パンフレットの配布などの周知につとめました。また、東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援しました。	東京都の補助制度を活用し、第三者機関によるサービス評価の実施を適切に支援できるよう、関係部署と連携を継続します。	効果 (成果) 判定	- 評点 -
	障がい者支援係	取組内容の進捗状況	4	
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題		
令和 5 年 度	都の補助制度を活用し、第三者評価を受ける事業所に費用の助成を行っています。 町内の事業所は定期的に第三者評価を受けています。 令和5年度に受審した事業所は2か所です。	今後も第三者評価の啓発と支援を継続します。	効果 (成果) 判定	B 評点 70
令和 6 年 度	都の補助制度を活用し、第三者評価を受ける事業所に費用の助成を行っています。 町内の事業所は定期的に第三者評価を受けています。 令和6年度は受審対象事業所はありませんでした。	今後も第三者評価の啓発と支援を継続します。	効果 (成果) 判定	- 評点 -

保育・幼稚園係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	認可保育所、認定こども園、認証保育所に補助金を交付するものです。 令和5年度は、認定こども園1園に交付しました。	第三者評価を受審し、その結果をいかに運営に反映させるかが課題です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和6年度	認可保育所、認定こども園、認証保育所に補助金を交付するものです。 令和6年度は、認定こども園1園に交付予定です。	第三者評価を受審し、その結果をいかに運営に反映させるかが課題です。	効果(成果)判定	
			-	
			評点	
			-	

介護支援係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業者に補助金を交付するものです。 令和5年度は、1事業所に対し補助を行いました。	評価結果を事業者が質の向上、利用者へのサービス向上に活かすことができるよう、指導していくことが課題です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和6年度	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業者に補助金を交付するものです。 令和6年度は、1事業所に対し補助を行いました。	評価結果を事業者が質の向上、利用者へのサービス向上に活かすことができるよう、指導していくことが課題です。	効果(成果)判定	
			-	
			評点	
			-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
保育・幼稚園係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
介護支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

基本目標3	誰もが安心して暮らせる環境づくり		
基本施策	権利擁護の推進(瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)		
今後の方向性	認知症や障がいにより日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じることの無いように、地域における権利擁護を推進します。		
3-(1)-①	取組名	権利の擁護	
取組の内容	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、消費者保護に関する機関との連携を強化することにより、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。また、介護等従事者による虐待の通報に迅速に対応し、高齢者や障がい者の権利擁護につとめるとともに、事業者の提供するサービスの質の向上に向け指導、助言をします		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会や権利擁護センターみずほ、関係各課と連携をはかりました。	権利侵害の防止、早期解決をはかるため、社会福祉協議会や権利擁護センターみずほ、関係各課と連携をさらにはかる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課との連携をはかりました。	権利侵害の防止、早期解決をはかるため、引き続き社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課と連携をはかる必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	障がいにより意思能力や判断能力が低下している方を支援する際は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、利用の促進につとめました。 虐待(疑いを含む)通告を受けた際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら事実確認、環境の改善などに取り組みました。	引き続き社会福祉協議会と連携し、障がい者の権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	障がいにより意思能力や判断能力が低下している方を支援する際は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、利用の促進につとめています。 虐待(疑いを含む)通告を受けた際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら事実確認、環境の改善などに取り組んでいます。	引き続き社会福祉協議会と連携し、障がい者の権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。	効果(成果)判定 － 評点 －

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	高齢者の権利擁護に対する相談に、高齢者支援センターで対応しました。また、高齢者支援センターと消費者相談員との情報交換会や法律事務所との情報交換会に参加するなど、連携強化をはかっています。	意思決定能力や判断能力が低下した方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護についての理解を更に推進する必要があります。また、消費者保護に関する機関との連携を引き続き強化する必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	高齢者の権利擁護に対する相談に、高齢者支援センターで対応し、権利擁護に関する講座を高齢者支援センターの社会福祉士が中心となり開催しました。また、高齢者支援センターと消費者相談員との情報交換会や法律事務所との情報交換会に参加するなど、連携強化をはかっています。	意思決定能力や判断能力が低下した方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護についての理解を更に推進する必要があります。また、消費者保護に関する機関との連携を引き続き強化する必要があります。	効果(成果)判定 － 評点 －
介護支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	高齢者施設等での虐待通報に対し、適正かつ迅速に対応できるよう、体制を整えています。また、困難な事例に対しては、関係機関等と連携し対応しています。	高齢者施設等での虐待の通報時には、迅速な対応が求められているため、専門的なアドバイスに基づき、関係機関との連携強化が必要となります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	高齢者施設等での虐待通報に対し、適正かつ迅速に対応できるよう、体制を整えています。また、困難な事例に対しては、関係機関等と連携し対応しています。	高齢者施設等での虐待の通報時には、迅速な対応が求められているため、専門的なアドバイスに基づき、関係機関との連携強化が必要となります。	効果(成果)判定 － 評点 －

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	<p>権利擁護センターみずほでは、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を実施しています。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、相談内容に応じて権利擁護センターみずほや消費者生活相談窓口と連携して対応しています。介護等従事者からの通報にも迅速に対応し、虐待の研修も実施しました。また、おひさまカフェや認知症啓発講座を広く地域に向けて実施しました。認知症対応型デイの運営委員を委託し、事業への助言等を行うなど権利擁護を推進しました。</p> <p>障がい者相談支援事業では自分らしい暮らしが実現できるよう、公的支援や住民等の力を活用した支援を適宜実施しました。</p>	<p>課題を抱えている方の早期発見のためには、支援関係者や住民に権利擁護センターみずほを周知していく必要があります。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、西部高齢者支援センターと共に、権利擁護に関する周知や研修の実施、町民への情報提供等を進めていく必要があります。</p>	効果 (成果) 判定 B 評点 70
令和6年度	<p>権利擁護センターみずほでは、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を実施しています。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、相談内容に応じて権利擁護センターみずほや消費者生活相談窓口と連携して対応しています。介護等従事者からの通報にも迅速に対応しています。また、介護等従事者に向けた権利擁護の研修を実施する予定です。さらに、一般市民向けに権利擁護に関する講座を権利擁護センターと共に実施しました。また、おひさまカフェや認知症啓発講座を広く地域に向けて実施しました。</p>	<p>地域で一人ひとりがその暮らししていくためにには、成年後見制度等と一緒に本人が守られるべき権利など「権利擁護」の意識の啓発が今後一層必要です。</p> <p>東部高齢者支援センターでは、西部高齢者支援センターと共に、権利擁護に関する周知や研修の実施、町民への情報提供等を進めていく必要があります。</p>	効果 (成果) 判定 － 評点 －

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
地域包括ケア推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
介護支援係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－

3-(1)-②	取組名	権利擁護に関する連携と利用者に対する支援			
取組の内容	'権利擁護センターみずほ'を中心に関係部署の相談体制の充実につとめるとともに関係部署、関係機関が連携し相談者や成年後見制度利用者に対する支援を行います。また制度利用者に関わる地域連携ネットワークづくりをめざし、新たな連携の構築を検討します。				
福祉推進係	取組内容の進捗状況		4	結果を踏まえた今後の課題	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					
令和5年度	高齢者や障がい者等が自立した社会生活を営めるよう、権利擁護センターみずほや関係部署、関係機関との連携し、相談者や成年後見制度利用者に対する支援の充実をはかりました。	権利擁護センターみずほや関係各課と連携をはかり、相談者や成年後見利用者に対する支援の充実をさらに進める必要があります。		B	効果(成果)判定
				評点 70	-
令和6年度	高齢者や障がい者等が自立した社会生活を営めるよう、権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター、関係機関等と連携し、相談者や成年後見制度利用者に対する支援の充実をはかりました。	引き続き権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター他、関係機関と連携をはかり、相談者や成年後見利用者に対する支援の充実をはかる必要があります。		効果(成果)判定 評点 -	-
					-
障がい者支援係	取組内容の進捗状況		4	結果を踏まえた今後の課題	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					
令和5年度	障がい者の相談支援を通じて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、必要に応じて成年後見の町長申し立てを行うなど、利用の促進につとめました。 3月末時点 成年後見制度町長申立 0件 成年後見報酬費用助成 1件	障がい者・ご家族の高齢化や単身生活者の増加などにより、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の必要性が高まっています。引き続き「権利擁護センターみずほ」との連携により利用促進につとめます。 低所得者や生活保護受給者など資力がない方にも成年後見制度を利用していただくためには後見報酬助成を充実する必要がありますが、町長申立者以外は補助対象外となっており、財源確保が難しいことが課題となっています。		B 評点 70	効果(成果)判定
					-
令和6年度	障がい者の相談支援を通じて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、必要に応じて成年後見の町長申し立てを行うなど、利用の促進につとめています。 1月末時点 成年後見制度町長申立 0件 成年後見報酬費用助成 1件	障がい者・ご家族の高齢化や単身生活者の増加などにより、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の必要性が高まっています。引き続き「権利擁護センターみずほ」との連携により利用促進につとめます。 低所得者や生活保護受給者など資力がない方にも成年後見制度を利用していただくためには後見報酬助成を充実する必要がありますが、町長申立者以外は補助対象外となっており、財源確保が難しいことが課題となっています。		評点 -	効果(成果)判定
					-

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	認知症高齢者等で必要な方に成年後見制度の説明を行っています。また、親族等がいないなど、後見開始の申立てができない場合、それに代わって町が申立てを行い、令和5年度は2件の申立てを行いました。「権利擁護センターみずほ」からの情報の引継ぎや、候補者に関する相談等、連携して申立てを行いました。	今後も高齢化に伴い、身寄りがない認知症の高齢者等が増えてくると、ますます成年後見制度の利用が必要となります。「権利擁護センターみずほ」との連携を更に進める必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	認知症高齢者等で必要な方に成年後見制度の説明を行っています。また、親族等がいないなど、後見開始の申立てができない場合、それに代わって町が申立てを行い、令和6年度は2件の申立てを行いました。「権利擁護センターみずほ」からの情報の引継ぎや、申立ての適否及び候補者に関する相談等、連携して申立てを行いました。	今後も高齢化に伴い、身寄りがない認知症の高齢者等が増えてくると、ますます成年後見制度の利用が必要となります。「権利擁護センターみずほ」との連携を更に進める必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	相談者の自立生活を支えるために制度利用の決定や支援内容、後見人等の選定などは、関係する多職種との支援会議を行うなどし、支援の方針を決定しています。また、本人や親族の申立てが困難なケースは、高齢者支援係や障がい者支援係と連携した首長申立てを実施しています。	低所得者や生活保護受給者など資力がない方であっても、必要な方には円滑に制度が利用できるよう、申し立ての補助や報酬助成制度などの充実が必要です。 表面化しない潜在的なニーズが多く住民や関係者との連携の中で、支援が必要とされる方の早期発見につとめる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	相談者の自立生活を支えるために制度利用の決定や支援内容、後見人等の選定などは、関係する多職種との支援会議などを行い、支援の方針を決定しています。また、本人や親族の申立てが困難なケースは、高齢者支援係や障がい者支援係と連携した首長申立てを実施しています。	低所得者や生活保護受給者など資力がない方であっても、必要な方には円滑に制度が利用できるよう、申し立ての補助や報酬助成制度などの充実が必要です。 表面化しない潜在的なニーズが多く住民や関係者との連携の中で、支援が必要とされる方の早期発見につとめる必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
地域包括ケア推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

3-(1)-③	取組名	成年後見制度の周知		
取組の内容	「権利擁護センターみずほ」を中心に広報機能の整備について推進します。また、広く住民に知ってもらうためセンターと協力し、チラシやホームページでも継続して周知をはかります。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	制度の利用が必要な方に権利擁護センターみずほを案内したり、チラシを設置しています。また、委託先の社会福祉協議会では住民を対象に講座を行い、周知をはかっています。	成年後見制度推進機関が設置されたことから、広報みずほに定期的に記事を掲載したり、窓口で案内するなど周知をはかる必要があります。	効果(成果)判定	B
			評点	70
令和6年度	制度の利用が必要な方に権利擁護センターみずほを案内したり、チラシを設置しています。また、委託先の社会福祉協議会が行う住民を対象とした講座について、町ホームページでの周知をはかりました。	成年後見制度の更なる周知を進めるため、広報みずほや町ホームページでの周知、チラシ等の配布など継続して取り組む必要があります。	効果(成果)判定	-
			評点	-
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	成年後見制度の利用が望ましい方の支援を行う際は、権利擁護センターみずほと連携して支援を行いました。 権利擁護センターみずほが講座などを実施する際は、町内の障害福祉サービス事業所に周知し、利用の促進をはかりました。	引き続き、障がい者及び関係機関への周知につとめます。	効果(成果)判定	B
			評点	70
令和6年度	成年後見制度の利用が望ましい方の支援を行う際は、権利擁護センターみずほと連携して支援を行っています。 権利擁護センターみずほの開催する講座は、町内の障害福祉サービス事業所に周知し、利用の促進をはかりました。	引き続き、障がい者及び関係機関への周知につとめます。	効果(成果)判定	-
			評点	-

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	介護支援専門員研修会で高齢者虐待に関する研修を実施するとともに、成年後見制度についても周知を行いました。	様々な機会を通じ、成年後見制度の周知について、権利擁護センターみずほを中心に、連携して推進していく必要があります。	効果(成果)判定 C 評点 50
	介護支援専門員研修会で高齢者虐待に関する研修を実施するとともに、高齢者支援センターの社会福祉士を中心し権利擁護センターみずほと連携し、権利擁護についての市民講座を開催し、成年後見制度についても周知を行いました。	様々な機会を通じ、成年後見制度の周知について、権利擁護センターみずほを中心に、連携して推進していく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	権利擁護センターみずほでは、広く一般や支援者向けに制度の講座を開催しています。関係機関に講座のポスターとチラシを配布、毎月1回実施している成年後見利用相談のメール配信を行いました。社協だよりやホームページ、公式Facebook、広報みずほ、福祉部各課が発行するサービス等を案内する刊行物に制度や権利擁護センター事業を掲載し、周知をはかりました。	町内の金融機関、福祉事業所、住民などに権利擁護センターみずほの周知をより一層はかっていく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 90
	権利擁護センターみずほでは、広く一般や支援者向けに制度の講座を開催しています。関係機関に講座のポスターとチラシを配布、毎月1回実施している成年後見利用相談のメール配信を行いました。社協だよりやホームページ、公式Facebook・Instagram、広報みずほ、福祉部各課が発行するサービス等を案内する刊行物に制度や権利擁護センター事業を掲載し、周知を図りました。	社会情勢の変化に伴い、認知症や終活などといった、関心のもちやすいテーマとともに制度の啓発を効果的に進めていく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
地域包括ケア推進係	C	30	C	50	C	50	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	90	B	70	B	90	-	-	-	-	-

基本施策		ユニバーサルデザインの推進								
今後の方向性		年齢、性別、文化、身体の状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。								
3-(2)-① 取組名		ユニバーサルデザインについての啓発								
取組の内容		「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。				取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		福祉推進係				結果を踏まえた今後の課題		効果(成果)判定		
令和5年度	都市計画課などと連携し、町や開発業者が公共施設や建築物等を整備する場合、福祉のまちづくり条例に沿った開発等を行うよう、情報提供・指導を行いました。					開発業者が土地開発の届出をする際には、必ず福祉課にも立ち寄り、福祉のまちづくり条例の適用有無を確認をするよう指導するなど、引き続き関係課との連携をはかります。		B		
								評点		
								70		
令和6年度	都市計画課などと連携し、町や開発業者が公共施設や建築物等を整備する場合、福祉のまちづくり条例に沿った開発等を行うよう、情報提供・指導を行いました。					開発業者が土地開発の届出をする際には、必ず福祉課にも立ち寄り、福祉のまちづくり条例の適用有無を確認をするよう指導するなど、引き続き関係課との連携をはかります。		効果(成果)判定		
								-		
								評点		
								-		
計画・住宅係		取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)						結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	瑞穂町都市計画マスタープランの中で、ユニバーサルデザインを積極的に推進することとしています。					各種公共・公益施設だけでなく民間の建築物も含めて不特定多数の方が利用する施設について、引き続きユニバーサルデザインを推進するよう誘導していくことが必要です。		効果(成果)判定		
								B		
								評点		
								70		
令和6年度	瑞穂町都市計画マスタープランの中で、ユニバーサルデザインを積極的に推進することとしています。					各種公共・公益施設だけでなく民間の建築物も含めて不特定多数の方が利用する施設について、引き続きユニバーサルデザインを推進するよう誘導していくことが必要です。		効果(成果)判定		
								-		
								評点		
								-		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
計画・住宅係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

3-(2)-②	取組名	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応							
取組の内容	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を確実に行うよう指示します。								
福祉推進係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	公共施設、道路、公園等を整備する場合、福祉のまちづくり条例を遵守するよう情報提供しました。令和5年度は3件の届出書が提出されました。	制度について引き続き周知を行い、適切に事務処理を進めます。					効果(成果)判定	B	
令和6年度	公共施設、店舗や事務所等を整備する際に、福祉のまちづくり条例を遵守するよう指導しました。令和6年度は1件の届出書が提出されました。	制度について引き続き周知を行い、適切に事務処理を進めます。					評点	70	
計画・住宅係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	瑞穂町宅地開発等指導要綱の適用案件のうち、届出が必要な建築物を建築する事業主に対し、東京都福祉のまちづくり条例について担当部署と協議するよう指導しています。 令和5年度末の指導状況:3件	宅地開発等指導要綱に基づく指導の中で、引き続き担当部署との協議を指導していくことが必要です。					効果(成果)判定	B	
令和6年度	瑞穂町宅地開発等指導要綱の適用案件のうち、届出が必要な建築物を建築する事業主に対し、東京都福祉のまちづくり条例について担当部署と協議するよう指導しています。 令和6年12月末現在の指導状況:1件	宅地開発等指導要綱に基づく指導の中で、引き続き担当部署との協議を指導していくことが必要です。					評点	70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	—	—	—
計画・住宅係	B	70		B	70	B	70	—	—	—

3-(2)-③	取組名	公共施設の整備		
取組の内容	公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線への歩道等の設置や歩道の段差解消を推進します。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	○長岡南会館女子トイレ改修(和式から洋式へ変更)	今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。	効果(成果)判定	B
令和6年度	箱根ヶ崎駅東西自由通路トイレ改修 ・和式6基を洋式へ変更 ・手摺設置	今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。	効果(成果)判定	-
令和5年度	維持管理係	取組内容の進捗状況	4	
令和6年度	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	住民の方々や通行者からの情報提供や職員による道路の巡回パトロールを行い、不良箇所の早期発見につとめ、迅速かつ的確な対応により事故の未然防止をはかっています。	歩道の設置や段差解消については、隣接地権者の協力やその場所に適した施工方法を選択することが必要となります。	効果(成果)判定	B
令和6年度	住民の方々や通行者からの情報提供や職員による道路の巡回パトロールを行い、不良箇所の早期発見につとめ、迅速かつ的確な対応により事故の未然防止をはかっています。	歩道の設置や段差解消については、隣接地権者の協力やその場所に適した施工方法を選択することが必要となります。	効果(成果)判定	-

公園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	令和5年度の実施はありませんでした。	今後も新設公園の園名板や既存公園の園名板を修繕する際には、英語表記を取り入れていきます。建設予定の公園は、福祉のまちづくり条例に基づいた公園整備を検討する必要があります。	効果 (成果) 判定 — 評点 —
令和6年度	令和6年度の実施はありませんでした。	今後も新設公園の園名板や既存公園の園名板を修繕する際には、英語表記を取り入れていきます。建設予定の公園は、福祉のまちづくり条例に基づいた公園整備を検討する必要があります。	効果 (成果) 判定 — 評点 —

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	—	—	—	—	—
維持管理係	B	70	B	70	B	70	—	—	—	—	—
公園係	—	—	B	70	—	—	—	—	—	—	—

3-(2)-④	取組名	建築物等の整備							
取組の内容	新築の町有建築物については、ユニバーサルデザイン化につとめるとともに、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進します。								
福祉推進係	取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	○長岡南会館女子トイレ改修(和式から洋式へ変更)					今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。	効果(成果)判定		B
							評点		70
令和6年度	箱根ヶ崎駅東西自由通路トイレ改修 ・和式6基を洋式へ変更 ・手摺設置					今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。	効果(成果)判定		-
							評点		-
公園係	取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	令和5年度の実施はありませんでした。					公園の改修や新築をする場合は、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。	効果(成果)判定		-
							評点		-
令和6年度	令和6年度の実施はありませんでした。					公園の改修や新築をする場合は、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。	効果(成果)判定		-
							評点		-

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-
公園係	-	-		B	70	-	-	-	-	-

基本施策	防災・防犯体制の充実(瑞穂町再犯防止推進計画 取組⑤から⑨まで)			
今後の方向性	防災・防犯体制を充実・強化し、災害に強く、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちをめざします。また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことに伴い、再犯防止施策の推進に取り組みます。取組⑤から⑨までを再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「瑞穂町再犯防止推進計画」として位置付けます。			
3-(3)-①	取組名	災害時要配慮者の安全確保体制の整備		
取組の内容		災害時において、要配慮者が正しく情報及び支援を得て、適切な行動がとれるようになります。被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携並びに事業者及び住民の役割を明確にし、住民、行政及び事業者が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化をはかり、日頃からコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自衛消防組織を整備し、地域及び行政との連携体制の推進をはかります。 訓練等を通じて災害時における高齢者等の受入れに関する協定の実効性を高めます。		
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	地域防災計画に則り、「災害時避難行動要支援者名簿」の対象となる方に、障害者手帳の申請などの機会に個別に登録を促すとともに、登録者情報を電算システムにより管理しています。 高齢者福祉課と協力し、名簿の情報を地域課をはじめとした自主防災組織や民生委員・児童委員協議会等に提供し、共有をはかっています。		災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。	
			効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	地域防災計画に則り、「災害時避難行動要支援者名簿」の対象となる方に、障害者手帳の申請などの機会に個別に登録を促すとともに、登録者情報を電算システムにより管理しています。令和6年度は対象者の一斉調査を実施し、登録内容を更新しました。 高齢者福祉課と協力し、名簿の情報を地域課をはじめとした自主防災組織や民生委員・児童委員協議会等に提供し、共有をはかっています。		災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。	
			効果(成果)判定 - 評点 -	
高齢者支援係/介護支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成しています。名簿とマップは、安全・安心課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、新規対象者等に名簿登録の希望調査を行いました。なお、災害時における高齢者の受入れに関する協定に基づき介護保険施設等との共同訓練については、福生消防署と連携し実施しました。		今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施します。 介護保険施設等と定期的な共同訓練の実施に向けては、関係機関との連携を深め、実施方法を工夫していく必要があります。	
			効果(成果)判定 B 評点 70	
令和6年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成しています。名簿とマップは、安全・安心課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。なお、災害時における高齢者の受入れに関する協定に基づき介護保険施設等との共同訓練では、町関係部署、福生消防署等と連携し実施しました。		今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施します。 介護保険施設等と定期的な共同訓練の実施に向けて、関係機関との連携を深めるとともに、今年度の実績を踏まえ効果的に実施できるよう工夫していく必要があります。	
			効果(成果)判定 - 評点 -	

介護支援係		取組内容の進捗状況			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和 5 年 度	—		—		効果 (成果) 判定
	—		—		
令和 6 年 度	—		—		効果 (成果) 判定
	—		—		

安全係		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和 5 年 度	災害時避難行動要支援者名簿については、地域防災計画に避難支援関係者となる者に規定されている自主防災組織、消防署、警察署等に名簿を提供し、共有をはかりました。	各自主防災組織に当該台帳を預けてあるが、個人情報が多く記載されているため、同組織内での活用方法等が課題です。			効果 (成果) 判定
令和 6 年 度	災害時避難行動要支援者名簿については、地域防災計画に避難支援関係者となる者に規定されている自主防災組織、消防署、警察署等に名簿を提供し、共有をはかりました。また、自主防災組織と名簿の活用について、情報交換を行いました。	各自主防災組織に当該台帳を預けてあるが、個人情報が多く記載されているため、同組織内での活用方法等が課題です。また、個別避難計画の作成が進捗しておらず、速やかに整備が必要となります。			効果 (成果) 判定

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	—	—	—	—
高齢者支援係/介護支援係	B	70		C	50	B	70	—	—	—	—
介護支援係	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
安全係	B	70		B	70	B	70	—	—	—	—

3-(3)-②	取組名	災害時要配慮者への対応							
取組の内容		要配慮者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要配慮者マップの整備を行います。							
障がい者支援係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	高齢者福祉課と連携し、災害時避難行動要支援者名簿をマップに落とし、発災時に利用できるよう備えています。災害時避難行動要支援者名簿システムにより、登録者の情報を管理し、対象者へは窓口での手続きなどの際に個別に登録を呼びかけています。地域での相互支援に活用していただくため、平常時から関係機関への情報提供の了承を得ている要支援者の情報を提供しています。	今後も高齢者福祉課等の関係機関と足並みを揃え、対象者の情報を更新するため、定期的なアンケート調査を実施します。個別避難計画の作成には、住民、自主防災組織、福祉関係者が問題を共有し、避難支援を担う方の確保の方策などについて検討するなど、更なる連携が必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	高齢者福祉課と連携し、災害時避難行動要支援者名簿をマップに落とし、発災時に利用できるよう備えています。災害時避難行動要支援者名簿システムにより、登録者の情報を管理し、対象者へは窓口での手続きなどの際に個別に登録を呼びかけています。また、令和6年度は対象者の一斉調査を実施し、登録内容を更新しました。地域での相互支援に活用していただくため、平常時から関係機関への情報提供の了承を得ている要支援者の情報を提供しています。	今後も高齢者福祉課等の関係機関と足並みを揃え、対象者の情報を更新するため、定期的なアンケート調査を実施します。発災時に住民、自主防災組織、福祉関係者が効率的に要配慮者の安否確認を行うためには、更なる連携が必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-			
高齢者支援係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成し、安全・安心課をはじめ、消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、新規対象者等に名簿登録の希望調査を行いました。	今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施します。災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、更なる連携が必要です	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成し、安全・安心課をはじめ、消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。	今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施します。災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、情報共有や協力体制の更なる強化が必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-
高齢者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-

3-(3)-③	取組名	災害ボランティアの育成と連携体制					
取組の内容		柔軟性やきめ細かさといった特性をもつボランティアやNPOなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。 毎年の防災訓練に合わせ、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。 また、新型コロナウイルス感染症にも対応した、オンラインを活用した訓練も実施します。					
福祉推進係		取組内容の進捗状況			4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	民生委員・児童委員協議会では、救命救急講習会を実施しました。 社会福祉協議会では、災害ボランティアセンター設置訓練を実施しました。	災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。				効果(成果)判定	B
令和6年度	社会福祉協議会では、ICTを活用した災害ボランティアセンター設置訓練(社協職員向け)を実施予定です。訓練内容等について、ボランティアセンターみずほ運営協議会の場で共有されます。	災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。				効果(成果)判定	-
社会福祉協議会		取組内容の進捗状況			3		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	4年ぶりに対面での災害ボランティアセンター設置訓練を実施しました。今回は、瑞穂町社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの概要説明を実施した後、実際の訓練としました。当日は、瑞穂町の危機管理官や役員、民生委員・児童委員も参加し、実際の動きを体験していただきました。 2月に石川県かほく市の災害ボランティアセンターに職員1名を派遣し、運営の支援を実施しました。	災害ボランティアセンターの設置場所についても、引き続き検討が必要です。 運営マニュアルを見直し、訓練内容を精査していく必要があります。				効果(成果)判定	B
令和6年度	9月に石川県輪島市の災害ボランティアセンターに職員1名を派遣し、運営の支援を実施しました。	災害ボランティアセンターの運営を効率よく進めていくために、ICTの活用を検討し、マニュアルの見直しも併せて行う必要があります。また、平時から地域住民や企業、関係機関と顔の見える関係性を構築し、有事の際に連携がとれるような体制をとることが必要です。				効果(成果)判定	-

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	C	50		B	70	B	90	-	-	-	-

3-(3)-④	取組名	地域防犯活動の推進		
取組の内容	警察や地域住民等と連携しながら、防犯対策をすすめます。町内会・自治会単位で防犯パトロールが行われている地域もあり、今後も安全・安心なまちをめざし、防犯に関する取組を推進していきます。			
地域協働係	取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	町内会・自治会が行う防犯パトロール活動に対して、地域づくり補助金を交付することにより、側面からの支援を行いました。また、防犯等に関するチラシやポスターを、町内会・自治会の回覧板や地域の掲示板に掲示し、周知等を行うことで、防犯に関する取組を推進しました。	今後も、町内会・自治会が行う防犯パトロール活動を支援するため、地域づくり補助金を活用し、側面からの支援を続けることが必要です。また、より安全・安心なまちを目指すには、警察等と連携し、継続して防犯に関する情報等を周知・啓発していく必要があります。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	町内会・自治会が行う防犯パトロール活動に対して、地域づくり補助金を交付することにより、側面からの支援を行いました。また、防犯等に関するチラシやポスターを、町内会・自治会の回覧板や地域の掲示板に掲示し、周知等を行うことで、防犯に関する取組を推進しました。	今後も、町内会・自治会が行う防犯パトロール活動を支援するため、地域づくり補助金を活用し、側面からの支援を続けることが必要です。また、より安全・安心なまちを目指すには、警察等と連携し、継続して防犯に関する情報等を周知・啓発していく必要があります。	効果(成果)判定	- 評点 -
交通防犯担当	取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	警察、防犯協会と連携して、年金支給日におけるキャンペーンや通学時間帯の防犯パトロールを実施するなど防犯活動を推進しました。 福生警察署管内で自転車盗難の被害が多発しているため、従来の啓発に自転車盗難対策を加えた啓発を行いました。 広報紙や防犯メール、防災無線を活用して犯罪発生情報や防犯対策に関する情報提供を行いました。	引き続き関係機関との連携を強化し、効果的な地域防犯活動を推進していきます。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	警察、防犯協会と連携して、年金支給日におけるキャンペーンや通学時間帯の防犯パトロールを実施するなど防犯活動を推進しました。 福生警察署管内で自転車盗難の被害が多発しているため、従来の啓発に自転車盗難対策を加えた啓発を行いました。 広報紙や防犯メール、防災無線を活用して犯罪発生情報や防犯対策に関する情報提供を行いました。	引き続き関係機関との連携を強化し、効果的な地域防犯活動を推進していきます。	効果(成果)判定	- 評点 -

公園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	令和5年度は、防犯カメラを設置していません。 福生警察へ防犯関係データを提供し、防犯活動を行っています。	公園・緑道に防犯カメラが21基設置されています。 令和6年度も、既存の防犯カメラを調査し、令和7年度以降の予算要求に向けて研究していく必要があります。	効果 (成果) 判定 C 評点 50
令和6年度	令和6年度は、防犯カメラを設置していません。 福生警察へ防犯関係データを提供し、防犯活動を行っています。	公園・緑道に防犯カメラが21基設置されています。 令和7年度も、既存の防犯カメラを調査し、令和7年度以降の予算要求に向けて研究していく必要があります。	効果 (成果) 判定 - 評点 -

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域協働係	C	50	B	70	B	70	-	-	-	-	-
交通防犯担当	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
公園係	C	50	B	70	C	50	-	-	-	-	-

3-(3)-⑤	取組名	相談体制の充実							
取組の内容	国や東京都等の関係機関、保護司会と連携して罪を犯した人の立ち直りを支えるため、窓口職員の資質向上につとめます。また町内会・自治会からの相談を受けるなど、地域住民等が相談しやすい環境の構築につとめます。								
福祉推進係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	保護司会、更生保護女性会や法務省などと連携し、保護司会の会議等で情報交換を行いました。窓口職員の資質向上に努めると同時に、再犯防止計画を進めています。	西多摩地区保護司会瑞穂分区では、更生保護施設での視察研修を行い、資質の向上をはかりました。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	保護司会、更生保護女性会や法務省などと連携し、保護司会の会議等で情報交換を行いました。保護司の面談の場として公共施設を活用する取組みを継続するとともに、窓口職員の資質向上にもつとめ、再犯防止計画を進めています。	西多摩地区保護司会瑞穂分区では、府中刑務所での視察研修を行い、資質の向上をはかりました。保護司の活動内容を住民に周知するため、啓発活動の継続、町ホームページを活用した活動報告の周知などの取組みを継続します。	効果(成果)判定	-	評点	-			
地域協働係					取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	令和5年4月に設置した「協働の窓口(みずほマッチング)」により、町内会・自治会だけではなく、地域住民等から様々な相談等を受けることがあったため、地域協働係が窓口となり、他の部署等へ橋渡しをしました。また、身の上・行政相談の窓口でもあるため、近隣でのトラブル、環境問題等、どんなことでも気軽に相談できる体制を構築することができました。	令和5年4月に設置した「協働の窓口(みずほマッチング)」は、様々な相談等をワンストップで受ける窓口であることを、多くの方に周知していく必要があります。また、今後も、地域住民等が気軽に相談できる窓口としての役目を果たすため、現在の体制を維持していくことが必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	協働の窓口(みずほマッチング)、身の上・行政相談の窓口でもあるため、町内会・自治会だけではなく、地域住民等から様々な相談等を受け、関係部署や専門窓口等へ橋渡しを行い、どんなことでも気軽に相談できる体制を構築することができました。	協働の窓口(みずほマッチング)、身の上・行政相談は、様々な相談等を受ける窓口であることを、多くの方に周知していく必要があります。また、今後も、地域住民等が気軽に相談できる窓口としての役目を果たすため、現在の体制を維持していくことが必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-
地域協働係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-

3-(3)-⑥	取組名	関係機関との連携強化									
取組の内容	社会復帰をめざす人の様々なニーズに対応できるよう、日頃から庁内関係課、関係機関等で必要な情報を共有し、支援体制の強化をはかります。										
福祉推進係	取組内容の進捗状況				4						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題										
令和5年度	府内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと連携し、情報共有を行っています。	引き続き府内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと情報を共有し、支援体制の強化をはかることが必要です。	効果(成果)判定	B							
				評点	70						
令和6年度	府内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと連携し、情報共有を行っています。	引き続き府内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと情報を共有し、支援体制の強化をはかることが必要です。	効果(成果)判定	-							
				評点	-						
交通防犯担当	取組内容の進捗状況				4						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題										
令和5年度	警察などの関係機関と情報共有を行うとともに、官公庁から発信される情報などについても府内関係課と共有を行いました。	引き続き情報共有につとめ、連携を強化することが必要です。	効果(成果)判定	B							
				評点	70						
令和6年度	警察などの関係機関と情報共有を行うとともに、官公庁から発信される情報などについても府内関係課と共有を行いました。	引き続き情報共有につとめ、連携を強化することが必要です。	効果(成果)判定	-							
				評点	-						
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度			
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-		
交通防犯担当	B	70	B	70	B	70	-	-	-		

3-(3)-⑦	取組名	自立・生活安定に向けた支援								
	取組の内容	社会復帰をめざしている人で、高齢者や障がいがある等で適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉支援へ結び付けられるよう国や東京都の制度に関する情報提供をすすめ、利用の促進をはかります。また就労や住居等の生活に不安を抱えている人が、安心できる生活を送ることができるよう、東京都と連携をはかりながら支援していきます。								
	福祉推進係	4								
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談に乗り、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し支援を行いました。	関係機関との連携を進め、支援制度の情報提供を行うこと、就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談体制の充実をはかる必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70				
令和6年度	就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談に乗り、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し支援を行いました。	関係機関との連携を進め、支援制度の情報提供を行うこと、就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談体制の充実をはかる必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-				
	社会福祉協議会	4								
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	生活に不安を抱えている方の相談を受け、東京都社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し情報提供等の支援を行いました。 自立・生活安定に向けた支援では、分野を問わない相談体制構築のためにインフォーマルを含めた地域のあらゆる関係機関と連携した相談支援を実施しています。 東部高齢者支援センターでは、高齢者の住居の確保のため、不動産事業者の同行や居住支援協議会と連携をはかるなど支援を行いました。	相談者が安心して生活を送るために充実した情報提供が行えるよう、これからも関係機関との連携をはかります。	効果(成果)判定	B	評点	70				
令和6年度	生活に不安を抱えている方の相談を受け、東京都社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し、必要な相談支援を実施しました。 東部高齢者支援センターでは、高齢者の住居確保のため、不動産事業者への同行や居住支援法人との連携を行いました。また、不動産事業者と個別に高齢者との契約について、また都市計画課と空き家対策について話し合いを行い、瑞穂町の高齢者の住まいについて現状の把握を行いました。	相談者が安心して生活を送るために充実した情報提供が行えるよう、これからも関係機関との連携をはかります。	効果(成果)判定	-	評点	-				

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-
社会福祉協議会	B	70		B	70	B	70	-	-	-

3-(3)-⑧	取組名	学校関係者等と連携した非行防止、学習支援		
取組の内容	児童生徒の非行防止に向け保護司等が学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援します。また東京都と連携して、学習支援事業ならびに居場所づくりに取り組みます。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	学校ごとに保護司が配置されています。学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援しました。また、瑞穂中学校、第2中学校では対面形式で生徒全員に非行防止などの学校訪問を実施し、「社会を明るくする運動」の啓発グッズを配布しました。 瑞穂中学校では、保護司の講話と東京都から派遣された劇団員による演劇。 瑞穂第2中学校では、保護司の講話とDVD鑑賞を行いました。	引き続き、学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援する必要があります。中学校での非行防止の授業(再犯防止)は継続して行う必要があります。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	-
令和6年度	学校ごとに保護司が配置されています。学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援しました。 また、保護司、更生保護女性会、安全・安心課、福生警察とともに瑞穂中学校、第二中学校に対して学校訪問を実施しました。瑞穂中学校では保護司の講話とDVD鑑賞を、第2中学校では保護司の講話と東京都から派遣された劇団員による演劇を実施しました。 7月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間における駅頭広報活動では、瑞穂中学校の生徒にも参加していただきました。	引き続き、学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援する必要があります。中学校における非行防止の授業(再犯防止)は継続して行う必要があります。	効果(成果)判定	-
			評点	70
			効果(成果)判定	-
交通防犯担当		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	学校関係者からの情報を警察や青色防犯パトロールなどと共有し、活動に生かしました。また、防犯パトロール中に得た情報についても学校関係者や警察に提供し、共有しました。 警察、保護司会、福祉課と連携して都の劇団を招致して瑞穂中学校の生徒に対して、演劇の鑑賞と保護司の講話を行いました。 瑞穂町安全・安心まちづくり協議会を通じて警察、PTA、保護司会などの関係団体と情報共有をはかりました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を密にして活動します。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	-
令和6年度	学校関係者からの情報を警察や青色防犯パトロールなどと共有し、活動に生かしました。また、防犯パトロール中に得た情報についても学校関係者や警察に提供し、共有しました。 瑞穂町安全・安心まちづくり協議会を通じて警察、PTA、保護司会などの関係団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を密にして活動します。	効果(成果)判定	-
			評点	70
			効果(成果)判定	-

指導係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	地域の人材を活用した地域学校協働本部を各学校に設置し、その運営のもと放課後学習「学びのテーマパーク」を実施することで、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指します。また、各学校の特色を生かし、児童・生徒の学ぶ意欲を高めています。	地域の住民の協力を得て、地域コーディネーターを委嘱し、地域学校協働本部の運営を行いました。また、各学校で「学びのテーマパーク」の内容を工夫し、学校の独自性を生かして進められるよう、各学校の取り組み内容を共有していく必要があります。	効果 (成果) 判定 B 評点 70
令和6年度	地域の人材を活用した地域学校協働本部を各学校に設置し、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の育成を図ります。地域学校協働本部で、取組を工夫し、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指します。また、各学校の特色を生かし、児童・生徒の学ぶ意欲を高めています。	地域の住民の協力を得て、地域コーディネーターを委嘱し、地域学校協働本部の運営を行いました。各学校の独自性を生かして進められるよう、各学校の取り組み内容を共有していく必要があります。	効果 (成果) 判定 － 評点 －

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
交通防犯担当	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－
指導係	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－

3-(3)-⑨	取組名	広報・啓発活動の推進							
取組の内容	保護司会や更生保護女性会等と協力し、犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。また、再犯の防止や犯罪を犯した人の地域での立ち直り等について、地域住民の理解を深めるようつとめます。								
福祉推進係	4								
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	「社会を明るくする運動」の実施委員会、駅頭・町内広報などは、インフルエンザ等感染症の影響により、中止となりましたが公共施設10箇所で非接触型の啓発活動を実施しました。また、中学校では、「社会を明るくする運動」啓発グッズの配布をし、対面式で全校生徒に非行防止の学校訪問を実施しました。瑞穂中学校では、保護司の講話と東京都から派遣された劇団員による演劇を行いました。瑞穂第2中学校では、保護司の講話とDVD鑑賞しました。また、産業まつりでは法務省等から着ぐるみを借り、保護司会や更生保護女性会と協力し、啓発事業を行いました。	引き続き保護司や更生保護女性会等と連携し、「社会を明るくする運動」の活動を行います。また、活動内容について検討する必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70	-	-	
令和6年度	7月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間では、5年ぶりに駅頭広報活動を実施し、公共施設10箇所の啓発活動も引き続き実施しました。また、瑞穂中学校、第二中学校に対して学校訪問を実施し、保護司から非行防止などについて講話を行いました。瑞穂中学校では保護司の講話とDVD鑑賞を、第2中学校では保護司の講話と東京都から派遣された劇団員による演劇を実施しました。産業まつりでは保護司会や更生保護女性会と協力し、啓発活動を行いました。	引き続き保護司や更生保護女性会等と連携し、「社会を明るくする運動」の活動を行います。活動の在り方について関係者と協議を重ね、実施委員会形式を改め、町と保護司会、更生保護女性会の協力し、必要に応じて関係機関等と連携して実施する形への見直しを行いました。	効果(成果)判定	-	評点	-	-	-	
交通防犯担当	4								
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	瑞穂町安全・安心まちづくり協議会において、「社会を明るくする運動」をはじめとした活動状況等の報告を受け、各団体と情報共有をはかりました。警察、保護司会、福祉課と連携して都の劇団を招致して瑞穂中学校の生徒に対して、演劇の鑑賞と保護司による講話を行いました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を強化します。	効果(成果)判定	C	評点	50	-	-	
令和6年度	瑞穂町安全・安心まちづくり協議会において、「社会を明るくする運動」をはじめとした活動状況等の報告を受け、各団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を強化します。	効果(成果)判定	-	評点	-	-	-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-
交通防犯担当	C	50		C	50	C	50	-	-	-

基本施策		すべての子育て家庭への支援							
今後の方向性		すべての子育て家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受けながら、地域で助け合い、充実した生活を送れるように、環境整備をはかります。							
3-(4)-① 取組名		子ども家庭支援センター機能の充実							
取組の内容		子ども・子育て支援事業計画を推進し、安心・安全な環境づくりを行いつつ、すべての子育て家庭の支援を通じて、子どもの健やかな成長をめざします。							
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)				取組内容の進捗状況		4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	関係機関と連携し、支援が必要な家庭に関する情報共有と、相談者に寄り添い適切な支援につとめました。また、子育てに関する情報の集積、子育てサークル活動の支援、保護者同士の孤立化防止に向けた主催事業の実施、育児負担軽減のための在宅サービスを提供しました。				子ども家庭支援の中核機関として、子育て支援サービスの提供を継続します。児童相談所からの業務移管や、新たな事務について適切に対応するとともに、関係機関と緊密な連携をはかる必要があります。				効果(成果)判定
									B
令和6年度	関係機関と連携し、支援が必要な家庭に関する情報共有と、相談者に寄り添い適切な支援につとめました。また、子育てに関する情報の集積、子育てサークル活動の支援、保護者同士の孤立化防止に向けた主催事業の実施、育児負担軽減のための在宅サービスを提供しました。				子ども家庭支援の中核機関として、子育て支援サービスの提供を継続します。児童相談所からの業務移管や、新たな事務について適切に対応するとともに、関係機関と緊密な連携をはかる必要があります。				評点
									70
効果(成果)判定	評点		3年度		4年度		5年度		効果(成果)判定
	子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)		B	70	B	70	B	70	-
		3年度		4年度		5年度		6年度	
		B	70	B	70	B	70	-	-
		7年度							

3-(4)-②	取組名	子育て相談の充実		
取組の内容	子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、保健センター、子育て世代包括支援センター等の相談事業において、関係機関との連携及び相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導・援助を行います。			
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	子ども家庭支援センターでの相談業務についてのチラシの配布や、広報、ホームページ等を活用し、周知をはかりました。また、関係機関との連携を密に行い、相談対応においての情報共有をはかりました。相談員の専門性強化については、専門研修に参加し職員のスキルアップをはかりました。	子ども家庭支援センターの相談業務の周知を継続するとともに、関係機関との連携、相談員の人材確保及び専門研修への参加を継続し、相談内容に応じた適切な指導・助言を行える安定的な体制の確保が必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	70
令和6年度	子ども家庭支援センターでの相談業務についてのチラシの配布や、広報、ホームページ等を活用し、周知をはかりました。また、関係機関との連携を密に行い、相談対応においての情報共有をはかりました。相談員の専門性強化については、専門研修に参加し職員のスキルアップをはかりました。 児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを令和6年10月に開設しました。	子ども家庭支援センターの相談業務の周知を継続するとともに、関係機関との連携、相談員の人材確保及び専門研修への参加を継続し、相談内容に応じた適切な指導・助言を行える安定的な体制の確保が必要です。	効果(成果)判定	-
			評点	-
保育・幼稚園係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	保育園では子育てひろば事業等の中で相談業務を実施します。相談を受ける保育士等の資質向上のために、研修を年3回実施しました。	適切な相談対応ができるよう子育て講演会等研修の充実及び関係機関との情報共有及び連携強化を推進する必要があります。	効果(成果)判定	B
			評点	70
令和6年度	保育園では子育てひろば事業等の中で相談業務を実施します。相談を受ける保育士等の資質向上のために、研修を2回実施し、2月にも1回実施予定です。	適切な相談対応ができるよう子育て講演会等研修の充実及び関係機関との情報共有及び連携強化を推進する必要があります。	効果(成果)判定	-
			評点	-

指導係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	教育相談室の臨床心理士の専任相談員が教育相談を実施しています。また、保育園・幼稚園の要請に基づき、相談員が保育園・幼稚園を訪問し、関係機関と連携をはかっています。	今後も継続して、相談内容に応じた適切な助言、支援を行い、関係機関と連携をはかっていく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	教育相談室の臨床心理士の専任相談員が教育相談を実施しています。また、保育園・幼稚園の要請に基づき、相談員が保育園・幼稚園を訪問し、関係機関と連携をはかっています。さらに、2月には、就学相談説明会を実施しています。	今後も継続して、相談内容に応じた適切な助言、支援を行い、関係機関と連携をはかっていく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

保健係(R6.10母子保健係)		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	育児・栄養・歯科相談、心理相談、保健師・管理栄養士の随時相談を実施し、子育てに関する相談を適宜受けています。 また、保健センター内の子育て世代包括支援センターで、利用者支援事業(母子保健型)と「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」を合わせて行い、専門職によるきめ細かい相談支援や関係機関と連携した支援により、子育て世代の負担軽減をはかっています。さらに1歳児へのバースデーサポート事業を開始し、要支援者の把握機会を拡充しました。	児童福祉法等の改正により、市町村は、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置につとめなければならず、子育て世代包括支援センターの機能もその機関に一体化されていく予定です。 バースデーサポート事業は、東京都の要綱改正により令和6年度の対象者から経済的支援が1人当たり5万円分増額となるための対応が必要です。 また、利用者支援事業実施要綱の改正に伴い、令和7年度までに利用者支援事業(母子保健型)に困難事例対応職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、困難ケースへの対応強化をはかる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	毎週、火曜日開催の育児・栄養・歯科相談(歯科は第2・第4火曜日)に加え、心理相談、保健師・管理栄養士の随時相談等を実施し、子育てに関する相談を適宜受けています。 また、子ども家庭センター課母子保健係で、利用者支援事業(こども家庭センター型)と「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」を合わせて行い、専門職によるきめ細かい相談支援や関係機関と連携した支援により、子育て世代の負担軽減をはかっています。子ども家庭センターを開設する10月には、精神保健福祉士の資格を持つ困難事例対応職員(母子保健ワーカー)を任用し、困難ケースへの対応強化をはかりました。さらに1歳児へのバースデーサポート事業では、経済的支援の増額も行いました。	支援を要する妊娠婦・子育て家庭は多問題化、複雑化しており、相談支援の過程において様々な関係機関との連携が必要になります。 令和6年10月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援体制が構築されました。相談支援を効果的に実施できるよう運営方法等の検証は必要であり、状況に応じて運営方法の見直し等、対応が必要な場合もあります。	効果(成果)判定 - 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
保育・幼稚園係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
指導係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
保健係(R6.10母子保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

3-(4)-③	取組名	子育て支援情報の提供		
取組の内容	広報みずほ、ホームページ、チラシ等、多様で子育て家庭がアクセスしやすい媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実をはかります。			
福祉推進係	取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和7年度の改訂に向け、作成の研究をしました。	「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、利用者の意見も取り入れ、町と民生委員・児童委員の協働で作成する必要があります。令和7年度の改定に向け、引き続き作成方法を検討する必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
令和6年度	民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和7年度の改訂に向け、子育て世代にとって見やすい・活用しやすい形になるよう検討を進めました。	「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、利用者の意見も取り入れ、町と民生委員・児童委員の協働で作成する必要があります。	効果(成果)判定	
			-	
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	来館する方からの問合せに適切に対応できるように子育て支援情報を集積するとともに、子ども家庭支援センター館内の掲示を工夫し、迅速な情報提供と見やすい掲示につとめました。	子育て支援に資する多様な情報の集積につとめるとともに、関係機関や団体との新たな連携を模索し、より多くの方へ必要な情報が届くよう周知方法の充実をはかる必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
令和6年度	来館する方からの問合せに適切に対応できるように子育て支援情報を集積するとともに、子ども家庭支援センター館内の掲示を工夫し、迅速な情報提供と見やすい掲示につとめました。	子育て支援に資する多様な情報の集積につとめるとともに、関係機関や団体との新たな連携を模索し、より多くの方へ必要な情報が届くよう周知方法の充実をはかる必要があります。	効果(成果)判定	
			-	

子育て支援係		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	子育て支援等に関する情報を記載した冊子「子育てほっとブック」を窓口で配布し、説明の際にも活用しました。また、当該冊子の情報をホームページにも掲載し、周知をはかりました。	「子育てほっとブック」は、年に1度の発行のため、年度途中の制度改正等の情報は、他媒体を活用して周知する必要があります。	効果(成果)判定	B	
			評点	70	
			効果(成果)判定	-	
	子育て支援サービスが掲載された「子育てほっとブック(冊子)」を転入時や出生時に配布し、制度の説明等を行いました。また、当該冊子の情報をホームページにも掲載し、周知をはかりました。その他として、東京都が実施している「018サポート」のチラシや児童手当等の制度改正に関するチラシ等も窓口に配置し、周知をはかりました。	「子育てほっとブック(冊子)」は、毎年発行(更新)し、最新の各種事業が分かりやすく掲載されているため、転入時や出生時以外の相談時等でも活用することができました。今後も申請漏れ等を防ぐため、さまざまな情報を提供していく必要があります。	評点	-	
令和6年度			効果(成果)判定	-	
			評点	-	
			効果(成果)判定	-	
			評点	-	

保健係(R6.10母子保健係)		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	予防接種スケジューラーとして運用しているモバイルサービス「子育てナビ ワクワクみずほ」により、子育て関連部署と協力して、子育て関連情報をまとめて掲載しており、様々な機会を通じて子育て世代にアプリケーションの活用を促すことで、利便性の向上もはかっています。 また、子育て世代包括支援センターで行う伴走型相談支援では、養育者が子どもの成長段階に応じて、必要なサービスや健診等を適切な時期に受けられるよう、子育てガイド(出産・子育てに関し、健診の時期や利用できるサービス及び育児休業や復職の情報を案内)を活用し情報提供しています。	子育て世代が必要な情報を検索しやすいよう、内容を充実させるため、今後も関係各課と掲載するべき情報を協議することが必要です。	効果(成果)判定	B	
			評点	70	
			効果(成果)判定	-	
			評点	-	
令和6年度	広報みずほ、ホームページ等、多様な媒体で情報提供していますが、子育て世代にはプッシュ通知も可能なモバイルサービス「子育てナビ ワクワクみずほ」の活用が効果的です。予防接種スケジューラーとして活用できるほか、子育て関連情報をまとめて見ることができるため、様々な機会を通じて子育て世代にアプリケーションの活用を促し、利便性の向上もはかっています。 また、子育て世代包括支援センターで行う伴走型相談支援では、養育者が子どもの成長段階に応じて、必要なサービスや健診等を適切な時期に受けられるよう、子育てガイド(出産・子育てに関し、健診の時期や利用できるサービス及び育児休業や復職の情報を案内)を活用し情報提供しています。	「子育てナビ ワクワクみずほ」については、子育て世代が必要な情報を検索しやすいよう、内容を充実させるため、今後も関係各課と掲載するべき情報を協議することが必要です。 また、子育て世代への情報提供は、文字情報だけでなく動画等の視覚的に分かりやすい情報も有効なため、優良な情報コンテンツがあれば積極的に紹介していくことも必要です。	効果(成果)判定	-	
			評点	-	
			効果(成果)判定	-	
			評点	-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
子育て支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
保健係(R6.10母子保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

3-(4)-④	取組名	待機児童の解消への取組と保育サービスの充実		
取組の内容	認可保育所の増改築等あらゆる施策を駆使し、待機児童〇の継続をめざします。幼稚園の預かり保育を現在、町内全幼稚園において実施しており、事業の継続と拡充を促進します。			
保育・幼稚園係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	令和5年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。保育園に依頼し、弾力的に定員以上の入所対応をしてもらいました。保育士等の質向上のために、研修会を3回実施しました。令和5年9月から新たに医療的ケア児保育支援事業を開始し、医療的ケアが必要な児童を受け入れている保育所等に対し、支援を行いました。定員割れとなっている幼稚園について、定員のスリム化を実施しました。	第2期子ども・子育て支援事業計画で掲げた目標の待機児童数〇を継続するために認可保育所の増改築等、様々な施策を研究し、定員を確保することが必要です。既存施設には、定員弾力化を引き続き依頼していきます。また、児童人口減少の影響により、定員割れとなる園も発生していることから4歳児から5歳児の定員のスリム化の対策を研究する必要があります。保育士等の研修は、園長会等で協議の上、効果的な内容で実施することが必要です。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	令和6年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。保育園に依頼し、弾力的に定員以上の入所対応をしてもらいました。保育士等の質向上のために、研修会を2回実施し、2月にも1回実施予定です。医療的ケアが必要な児童を受け入れている保育所等に対し、支援を行いました。	待機児童数〇を継続するために様々な施策を研究し、定員を確保することが必要です。既存施設には、定員弾力化を引き続き依頼していきます。また、児童人口減少の影響により、定員割れとなる園も発生していることから4歳児から5歳児の定員のスリム化の対策を研究する必要があります。保育士等の研修は、園長会等で協議の上、効果的な内容で実施することが必要です。	効果(成果)判定	- 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
保育・幼稚園係	B	70	B	70	B	70

3-(4)-⑤	取組名	地域子育て支援事業の充実							
取組の内容	時間外(延長)保育事業、放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業等の充実をはかります。								
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	乳幼児ショートステイ事業は令和5年度140件、ファミリー・サポート・センター事業は令和5年度129件の実績となっています。各事業について広報やホームページ、ひばりだよりを通じて周知し、利用促進につとめました。	支援の必要な方の利用につながるよう、様々な媒体を活用し、効果的な周知方法を検討する必要があります。							効果(成果)判定
									B
									評点
									70
令和6年度	乳幼児ショートステイ事業は令和6年12月末142件、ファミリー・サポート・センター事業は令和6年12月末13件の実績となっています。各事業について広報やホームページ、ひばりだよりを通じて周知し、利用促進につとめました。	支援の必要な方の利用につながるよう、様々な媒体を活用し、効果的な周知方法を検討する必要があります。							効果(成果)判定
									-
									評点
									-
保育・幼稚園係				取組内容の進捗状況				4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	病児・病後児保育利用補助事業、時間外(延長)保育事業、幼稚園及び保育園一時預かり事業は継続実施中です。放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業は、期間限定入所(夏季限定保育)を実施しました。利用者支援事業(特定型)、いわゆる保育サポートコンシェルジュ事業を実施し、保育に関する相談を受け付けています。	幼稚園型一時預かり事業は、適正かつ効率的な運営ができるよう幼稚園と連携強化をはかる必要があります。放課後健全育成(学童保育クラブ)事業は、委託しているNPO法人との連携強化をはかる必要があります。 保育サポートコンシェルジュ事業を担当する子育て支援員の知識及び技術の向上が必要です。							効果(成果)判定
									B
									評点
									70
令和6年度	病児・病後児保育利用補助事業、時間外(延長)保育事業、幼稚園及び保育園一時預かり事業は継続実施中です。放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業は、期間限定入所(夏季限定保育)を実施しました。利用者支援事業(特定型)、いわゆる保育サポートコンシェルジュ事業を実施し、保育に関する相談を受け付けています。	幼稚園型一時預かり事業は、適正かつ効率的な運営ができるよう幼稚園と連携強化をはかる必要があります。放課後健全育成(学童保育クラブ)事業は、委託しているNPO法人との連携強化をはかる必要があります。 保育サポートコンシェルジュ事業を担当する子育て支援員の知識及び技術の向上が必要です。							効果(成果)判定
									-
									評点
									-
効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-
保育・幼稚園係	B	70	B	70	B	70	-	-	-

基本施策		支援が必要な子どもと家庭への支援							
今後の方向性		ひとり親家庭やがいのある子どもや保護者への支援等、町内に住んでいる子どもの誰もが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、さまざまな支援を行います。							
3-(5)-① 取組名		要保護児童対策地域協議会の充実							
取組の内容		児童虐待の予防・早期発見・早期対応をはかるため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携をはかる要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。							
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)				取組内容の進捗状況			4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	実務者会議や講演会等を通じて、要保護児童等に関する問題について理解を深めるとともに、各関係機関の連携の強化につとめました。また、個別ケース検討会議において、各関係機関の役割分担を確認し適切な支援につなげることができました。				児童虐待対応等に関する課題について議論し、活発な意見交換につながる実務者会議の運営につとめるとともに、より効果的な要保護児童対策地域協議会の在り方について研究する必要があります。				効果(成果)判定
									B
令和6年度	実務者会議や講演会等を通じて、要保護児童等に関する問題について理解を深めるとともに、各関係機関の連携の強化につとめました。また、個別ケース検討会議において、各関係機関の役割分担を確認し適切な支援につなげることができました。				児童虐待対応等に関する課題について議論し、活発な意見交換につながる実務者会議の運営につとめるとともに、より効果的な要保護児童対策地域協議会の在り方について研究する必要があります。				評点
									70
令和6年度									効果(成果)判定
									-
効果(成果)判定		評点	3年度		4年度		5年度		6年度
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)		B	70	B	70	B	70	-	-
									7年度

3-(5)-②	取組名	児童虐待の未然防止							
	取組の内容	子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子の観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応をはかります。また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。							
	子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	取組内容の進捗状況							
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	関係機関向けに配布している「子どもへの虐待防止・対応の手引き」を基に、関係機関に対し迅速な情報提供を呼びかけ、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では産業まつり会場で児童虐待防止について広く周知を行い、児童虐待の早期発見・早期対応につとめました。	関係機関との緊密な連携を継続し、地域全体で虐待を未然に防止する必要があります。							
効果(成果)判定	B								
評点	70								
令和6年度	関係機関向けに配布している「子どもへの虐待防止・対応の手引き」を基に、関係機関に対し迅速な情報提供を呼びかけ、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では産業まつり会場で児童虐待防止について広く周知を行い、児童虐待の早期発見・早期対応につとめました。	関係機関との緊密な連携を継続し、地域全体で虐待を未然に防止する必要があります。							
効果(成果)判定	-								
評点	-								
保健係(R6.10母子保健係)	取組内容の進捗状況								4
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	子育て世代包括支援センター事業及び各種母子保健事業を通じ、健康診査未受診や養育放棄等、児童虐待につながるおそれのある事例を把握した場合には、子ども家庭支援センターと情報共有しています。また、産婦訪問で産後メンタルヘルスチェックを実施したり、面談や電話で産婦の気分の落ち込みに気付いた場合等、産後うつなどのおそれのある方に産後ケア事業などによる支援を行い、虐待の未然防止・早期発見につとめました。	引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を推進し、その充実につとめ、児童虐待の未然防止をはかることが必要です。特に子ども家庭支援センターとの連携では、保健係が把握している妊婦とその家庭の状況の情報共有について、子ども家庭支援センターとの綿密な協議が必要です。							
効果(成果)判定	B								
評点	70								
令和6年度	子育て世代包括支援センター事業及び各種母子保健事業を通じ、健康診査未受診や養育放棄等、児童虐待につながるおそれのある事例を把握した場合には、子ども家庭支援係と情報共有しています。また、産婦訪問で産後メンタルヘルスチェックを実施したり、面談や電話で産婦の気分の落ち込みに気付いた場合等、産後うつなどのおそれのある方にサポートプランを作成し、必要な支援を受けられるようにすることで、虐待の未然防止・早期発見につとめました。	引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を推進し、その充実につとめ、児童虐待の未然防止をはかる必要があります。令和6年10月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、組織上同じ課になったことで子ども家庭支援係と連携しやすくなりましたが、一方で子ども家庭支援係と関係が悪くなったり要支援妊婦や要支援家庭の相談支援に当たっては、母子保健係の支援も拒否されないよう注意が必要です。							
効果(成果)判定	-								
評点	-								

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70	B	70	B	70	B	70	B	70	B
保健係(R6.10母子保健係)	B	70	B	70	B	70	B	70	B	70	B

3-(5)-③	取組名	民生委員・児童委員等の活動支援			
取組の内容		地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実につとめるとともに、子育てガイドブックの発行の支援を行います。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和7年度の改訂に向け、作成の研究をしました。	「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、利用者の意見も取り入れ、町と民生委員・児童委員の協働で作成する必要があります。令和7年度の改定に向け、引き続き作成方法を検討する必要があります。	B	効果(成果)判定	
令和6年度	民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和7年度の改訂に向け、子育て世代にとって見やすい・活用しやすい形になるよう検討を進めました。	「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、利用者の意見も取り入れ、町と民生委員・児童委員の協働で作成する必要があります。	-	効果(成果)判定	

子育て支援係	取組内容の進捗状況	4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	ホームページの「ひとり親家庭支援」の情報を更新し、各支援の周知につとめました。 各手当の現況届提出時期(6月及び8月)に必要となる自宅訪問調査では、電話連絡等により必要な情報を提供した上で、4人の民生委員へ6人の調査を依頼しました。	民生委員・児童委員に対し、適時、ひとり親支援等に関する情報を提供する必要があります。	B	効果(成果)判定	
令和6年度	ひとり親家庭を支援するための手当や医療費助成制度の変更等に関する情報を、広報みずほや町ホームページで周知しました。 各手当の現況届提出時期(6月及び8月)及び手当の新規申請等の際に必要となる自宅訪問調査では、電話連絡等により必要な情報を提供した上で調査を依頼しました(現況届:5人の民生委員へ6件の調査、新規申請等:4人の民生委員へ5件の調査を依頼)。	民生委員・児童委員に対し、適時、ひとり親支援等に関する情報を提供する必要があります。また調査時だけではなく、民生委員・児童委員との連携をはかっていく必要があります。	-	効果(成果)判定	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
子育て支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

3-(5)-④	取組名	日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援					
取組の内容		子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、学校給食費補助金交付、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施につとめます。就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、ひとり親家庭関連の手当の給付や福祉資金の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。					
子育て支援係		取組内容の進捗状況			4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	8月の児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を3日間開催しました。「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」「ひとり親家庭等学校給食費補助金(学校教育課)」「乳がん検診無料受診(健康課)」を実施しました。ひとり親家庭応援リーフレットを窓口で配布し、各支援の周知につとめました。	西多摩福祉事務所等の関係機関と連携を強化していくことが必要です。また、当該リーフレットを最新情報に更新し、各支援を周知していく必要があります。対象者が出現した際は、関係機関を活用できるよう、積極的に支援していく必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	8月の児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を2日間開催し、18件の相談がありました。また、「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」は12件、「乳がん検診無料受診(健康課)」は3件の利用がありました。その他、ひとり親家庭応援リーフレットを窓口で配布し、各支援の周知につとめました。	引き続き西多摩福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、相談者等が関係機関を活用できるよう、積極的に情報提供し支援していく必要があります。また、当該リーフレットを最新情報に更新し、各支援を周知していく必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-	
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)		取組内容の進捗状況			4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	広報、ホームページ、ひばりだより等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知につとめました。依頼に対する支援を全て提供することができました。	支援の必要な方の利用につながるよう、様々な媒体を活用し、周知につとめる必要があります。また、安定した支援を行なうことができるよう、提供会員の確保が課題となっています。	効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	広報、ホームページ、ひばりだより等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知につとめました。依頼に対する支援を全て提供することができました。	支援の必要な方の利用につながるよう、様々な媒体を活用し、周知につとめる必要があります。また、安定した支援を行なうことができるよう、提供会員の確保が課題となっています。	効果(成果)判定	-	評点	-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子育て支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

3-(5)-⑤	取組名	相談体制の充実					
取組の内容	障がい児や発達障がい児、不登校児童生徒等の相談体制の充実をはかり、障がいのある子ども等の親の精神的負担の軽減や、相談者のニーズに応じたサービス等の提供につとめます。また、これに伴い関連機関との連携を強化します。						
障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)						結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	相談事業所による相談を実施しているほか、発達障がい児には、心理士による個別相談及び保育園等支援を実施しています。 保健センター、子ども家庭支援センター、教育相談など、障がいのある子どもの相談は多機関が担っているため、切れ目なく支援できるよう、関係機関との連携をはかっています。 障がいに関する相談支援体制の充実と、地域の相談支援事業者の支援力向上を目的とした、基幹相談支援センターを設置するため、令和6年度予算に計上しました。	計画相談事業所等の不足が続いている。引き続き民間事業所の開設相談に丁寧に対応していくことが必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	基幹相談支援センターを10月に開設したほか、障害児相談支援を社会福祉協議会で新たに開始しました。 発達障がい児には、心理士による個別相談及び保育園等支援を実施しています。 保健センター、子ども家庭支援センター、教育相談など、障がいのある子どもの相談は多機関が担っているため、切れ目なく支援できるよう、関係機関との連携をはかっています。	基幹相談支援センターの設置により、専門的な相談体制の充実を図ることができました。 障害児相談支援事業所を1か所整備しましたが、計画相談事業所の不足を解消するまでには至っていません。引き続き民間事業所の開設相談に丁寧に対応し、相談事業所の整備を継続します。	効果(成果)判定	-	評点	-	
指導係			取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)						結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	小・中学校への就学に際し、障がい等のある子どもの保護者や、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に応じ、就学相談を実施します。就学相談では、子どもにとってどのような支援をしていくのがよいのか、十分な教育を受けるためにどのような環境が必要なのかを教育相談室の専任相談員が保護者とともに考え、就学に向けた支援を行います。なお、就学相談への理解を広めるため保護者に向けた就学相談説明会を実施します。 また、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、不登校や学校に行きづらい児童・生徒の支援を行います。	障がい等のある子どもが適切な就学先に就学できるよう、関係機関との連携を充実していく必要があります。また、就学相談の充実をはかるため、説明会において就学相談に関する情報等を分かりやすく提供する必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	障がい等のある子どもの保護者や、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に応じ、就学相談を実施します。 就学相談では、子どもにとって必要な支援内容や環境について、教育相談室の専任相談員が保護者とともに考え、就学に向けた支援を行います。 なお、就学相談への理解を広めるため保護者に向けた就学相談説明会を実施します。 また、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、不登校や学校に行きづらい児童・生徒の支援を行います。	障がい等のある子どもが適切な就学先に就学できるよう、関係機関との連携を充実していく必要があります。 また、就学相談の充実をはかるため、就学相談説明会において就学相談に関する情報等を分かりやすく提供する必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
指導係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

3-(5)-⑥	取組名	発達障害等支援の充実					
取組の内容		自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群(ASD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。 また、同じ考え方や悩みを持つ親同士のつながりをサポートし、互いの悩みや情報交換がはかれる環境を作っています。					
障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	心理士による発達障がい児(者)の個別相談、保育園等への巡回相談を行なっています。個別相談につながりにくい保護者には、巡回先保育園等での出張個別相談を行っています。 3月末現在実績 発達相談 21人 延相談回数 54回 (うち保育園への出張相談 2回) 保育園等支援 11園 延支援回数 71回 今年度から、町内の保育園・幼稚園等職員の発達障がい児支援力の向上を目的として、全3回コースの研修を5~7月に開催しました。健康課・教育指導課・子育て応援課と連携し、発達に心配のある未就学児童の情報共有と、支援策の検討を行なっています。また、社会福祉協議会のサロン活動として発足した障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、活動の支援を行っています。	発達障がい児の早期発見、早期療育につなげるため、関係機関と連携し、支援の在り方について検討を継続する必要があります。		効果(成果)判定		B	評点
令和6年度	心理士による発達障がい児(者)の個別相談、保育園等への巡回相談を行なっています。個別相談につながりにくい保護者には、巡回先保育園等での出張個別相談を行っています。 1月末現在実績 発達相談 13人 延相談回数 30回 (うち保育園への出張相談 2回) 保育園等支援 9園 延支援回数 168回 発達障がい児支援者研修(全3回コース) 12事業所 56名参加 教育指導課・子育て応援課・子ども家庭センター課と連携し、発達に心配のある未就学児童の情報共有と、支援策の検討を行なっています。また、障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、東京都こどもTOSCAと連携してペアレントメンターによる茶話会を企画するなど、活動の支援を行っています。	発達障がい児の早期発見、早期療育につなげるため、関係機関と連携し、支援の在り方について検討を継続する必要があります。		効果(成果)判定		-	評点
令和5年度	町立小・中学校全校に設置されている特別支援教室では、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を実施し、改善・克服を目的とした支援を行っています。 また、特別支援教室での指導だけでは改善・克服が難しい児童に向けた自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、自閉症や情緒障がいのある児童への支援体制の充実をはかります。令和6年度の開設に向けた準備を行います。	特別支援教室の円滑な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、発達障害等のある児童・生徒が必要な支援・指導を受けられるよう、関係機関の連携を充実していく必要があります。 また、自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設へ向けた準備を、学校等の関係機関と協力し進めていく必要があります。		効果(成果)判定		B	評点
令和6年度	自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童に対する支援体制の充実を図ります。 また、小・中学校全校に設置されている特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を実施し、改善・克服を目的とした支援を行っています。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の支援内容の充実に向けて、学校等の関係機関と協力し進めていく必要があります。 また、特別支援教室の適切な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、発達障害等のある児童・生徒が必要な支援・指導を受けられるよう、関係機関の連携を充実していく必要があります。		効果(成果)判定		-	評点

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
指導係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

3-(5)-⑦	取組名	子どもの貧困対策の推進		
取組の内容	町の実情を踏まえ、福祉や教育施策の取組過程から得る子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して事業の充実をはかります。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	西多摩福祉事務所等関係機関との連携をはかりました。 また、ボランティア団体「おひさまキッチンの会」が貧困対策も視野に入れた多世代間交流事業として、瑞穂第一小学校、瑞穂第三小学校、瑞穂第四小学校の3校で、朝食と一緒に食べる活動を行いました。	引き続き西多摩福祉事務所等関係機関との連携強化をはかります。また、多世代間交流事業を実施しているボランティア団体への支援も継続します。		効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	西多摩福祉事務所等関係機関との連携をはかりました。 また、ボランティア団体「おひさまキッチンの会」が貧困対策も視野に入れた多世代間交流事業として、瑞穂第一小学校、瑞穂第三小学校、瑞穂第四小学校の3校で、朝食を提供する活動を行いました。	引き続き西多摩福祉事務所等関係機関との連携強化をはかります。また、多世代間交流事業を実施しているボランティア団体への支援も継続します。		効果(成果)判定 - 評点 -
子育て支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	他市町村の状況を注視し、情報収集等につとめました。また、引き続き西多摩福祉事務所等の関係機関と連携をはかりました。 その他、住民税均等割のみ課税世帯(276世帯)及び住民税非課税世帯への支援金の支給対象となった世帯に対し、子育て世帯加算金として18歳以下1人当たり50,000円を支給しました(均等割のみ課税世帯72人、非課税世帯492人)。	西多摩福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、他市町村の情報を収集する必要があります。また、対象者が出現した際は、関係機関を活用できるよう、積極的に支援していく必要があります。		効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	西多摩郡町村福祉担当福祉課長会に出席し、西多摩福祉事務所等の関係機関と連携をはかるとともに、他市町村の状況を注視し、情報収集等にもつとめました。 その他、新たに住民税非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、子育て世帯加算金として18歳以下1人当たり50,000円を支給しました(非課税世帯35世帯65人、均等割のみ課税世帯24世帯49人)。	引き続き西多摩福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、他市町村の情報を収集する必要があります。また、窓口において、相談者等が関係機関を活用できるよう、積極的に情報提供し、支援していく必要があります。		効果(成果)判定 - 評点 -

子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	要保護児童・要支援児童として受理したケース家庭に 関わる中で、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親 家庭や、多子世帯に対し、自立支援に向け関係機関 窓口に繋ぐことができました。	子どもが貧困による不利益をできる限り被ることの ないよう、関係機関と連携をはかりながら、貧困の 予防、早期支援に適切に繋げていくことが必要です。	効果 (成果) 判定 B 評点 70
令和6年度	要保護児童・要支援児童として受理したケース家庭に 関わる中で、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親 家庭や、多子世帯に対し、自立支援に向け関係機関 窓口に繋ぐことができました。	子どもが貧困による不利益をできる限り被ることの ないよう、関係機関と連携をはかりながら、貧困の 予防、早期支援に適切に繋げていくことが必要です。	効果 (成果) 判定 - 評点 -

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
子育て支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
子ども家庭支援センター係(R6.10子ども家庭支援係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

基本施策		障がい者の就労支援											
今後の方向性		障害や病気をもっていても働くことができるよう就労を支援します。											
3-(6)-① 取組名		瑞穂町障害者就労支援センターの充実											
取組の内容		障がい者の就労意欲の向上及び一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。				取組内容の進捗状況		4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題											
令和5年度	就労支援センターの3月末現在の実績は、登録者数162人、一般就労15人です。 障がい者支援サービスの就労継続支援(いわゆる福祉的就労)、就労移行支援、自立訓練など、一般就労に向けた準備となるサービス事業所が周辺自治体に増加し、ニーズに合ったサービスを選択しやすくなっています。 障がい者庁内実習として11月に2名の障がい者を3日間受け入れました。				障がい者の一般雇用は少しずつ進んでいますが、未だに低いため、継続した支援が必要です。 町内に障がい者雇用を行う事業所が増えることも重要であるため、ハローワークなどとも連携し、障がい者雇用の啓発・促進を継続することが必要です。				効果(成果)判定				
									B 評点 70				
令和6年度	就労支援センターの1月末現在の実績は、登録者数171人、一般就労15人です。 障害福祉サービス事業所と連携し、一般就労に挑戦したい方を支援しています。 一般就労を見据えた職場体験として、障がい者庁内実習を11月に実施し、3名の障がい者が4日間役場の仕事を体験しました。				障がい者の一般雇用は少しずつ進んでいますが、未だに低いため、継続した支援が必要です。 町内に障がい者雇用を行う事業所が増えることも重要であるため、ハローワークなどとも連携し、障がい者雇用の啓発・促進を継続します。				効果(成果)判定 － 評点 －				
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B		70		B		70		－		－	

3-(6)-②	取組名	瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実									
取組の内容	利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労継続支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。										
	障がい者支援係					取組内容の進捗状況		4			
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度	就労継続支援B型事業を実施している当作業所では、既存の受注作業のみならず、自主製品の製作・販売や新規受注を積極的に開拓し、個人の特性に応じた様々な作業を行なうことで、利用者の社会参加への意欲を引き出しています。 3月末現在 登録者28人				利用者の重症化、高齢化により、利用者の健康管理や作業内容に一層の配慮が必要になってきます。				効果(成果)判定		
令和6年度	就労継続支援B型事業を実施している当作業所では、既存の受注作業のみならず、自主製品の製作・販売や新規受注を積極的に開拓し、個人の特性に応じた様々な作業を行なうことで、利用者の社会参加への意欲を引き出しています。 令和6年度は、コロナ禍以降控えていた日帰り旅行を再開しました。 1月末現在 登録者31人				利用者の重症化、高齢化により、利用者の健康管理や作業内容に一層の配慮が必要になってきます。 また、ご家族も高齢化しているため、家族支援も含めた支援を行うことが必要になっています。				効果(成果)判定		
	効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		
	障がい者支援係	B	70	B	70	B	70	-	-		
									7年度		

3-(6)-③	取組名	瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実		
取組の内容	利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、さまざまな方法で就労支援につながる取組を行います。			
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	就労継続支援B型及び就労移行支援事業を提供している当作業所では、個人の能力に応じた精神障がい者の日中活動の場の提供と、就労に向けた訓練を行なっています。新規事業や受注先の開拓などを積極的に行なうほか、利用者の障がい特性に合わせた支援を行うために、職員の研修受講などによる質の向上にも取り組んでいます。 3月末現在登録者 22人 床の修繕を行い、カーペットから長尺シートに張替も行いました。これによって台車の移動などがスムーズになるとともに、これまで床に座って行っていた作業を机で実施するようになり、利用者の利便性の向上と作業の効率化がはかれました。	利用者の障がい特性が多様化してきており、利用者同士の人間関係の調整や、特性に合わせた作業内容の工夫などが必要になってきています。施設老朽化が課題ですが、個別施設計画に基づき、計画的な修繕を進めます。	効果(成果)判定	B
令和6年度	就労継続支援B型及び就労移行支援事業を提供している当作業所では、個人の能力に応じた精神障がい者の日中活動の場の提供と、就労に向けた訓練を行なっています。新規事業や受注先の開拓などを積極的に行なうほか、利用者の障がい特性に合わせた支援を行うために、職員の研修受講などによる質の向上にも取り組んでいます。 1月末現在登録者 23人	利用者の障がい特性が多様化しており、利用者同士の人間関係の調整や、特性に合わせた作業内容の工夫などのため、職員の資質向上が必要です。施設老朽化が課題ですが、個別施設計画に基づき、計画的な修繕を進めます。	効果(成果)判定	-

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
障がい者支援係	B	70	B	70	B	70

基本施策		地域包括ケアシステムの推進		
今後の方向性		医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを整備し、ささえあいの仕組みづくりを推進します。		
3-(7)-① 取組名		地域包括ケアシステムの構築推進		
取組の内容		団塊の世代が75歳以上になる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加します。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、また年齢や属性を越えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制を推進します。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	社会福祉協議会等との連携をはかりました。		社会福祉協議会との連携強化をはかる必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会に参加し、6地区(殿ヶ谷、石畠、箱根ヶ崎、元狭山、長岡、むさし野地区)の参加者の方と意見交換を行いました。		地域つながり推進連絡会で挙がった地域課題等について、社会福祉協議会や関係機関と連携し、取組みを進める必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	令和7年(2025年)、令和22年(2040年)に向け、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を目指し、それぞれの分野でできることから進めています。令和3年度に創設した高齢者の居場所づくり事業補助金により、住民主体の居場所づくり及び活動を支援しました。また、見守り相談窓口を令和5年10月に西部高齢者支援センターに併設し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、安心して住み慣れた地域で過ごすことができるような体制を整備しました。調査結果等から地域課題を分析し、第8期計画の進捗管理・評価を行い、対応策を検討し、第9期計画を策定しました。		引き続き、医療と介護の連携、介護予防、住まい、生活支援サービス体制の整備等、順次更に進めていく必要があります。令和6年度からの第9期計画に基づき、2040年を含む中・長期的な視点で、必要な介護サービス量を見込むとともに、新たなサービス等を創設していく必要があります。また、第10期計画に向けて、PDCAサイクルにより進捗管理し、計画とのかい離の原因を分析するとともに、対応策を検討していく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	令和7年(2025年)を含む令和6年度からの第9期計画に基づき、令和22年(2040年)を含む中・長期的な視点で、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を目指し、それぞれの分野でできることから進めています。高齢者の居場所づくり事業補助金により、住民主体の居場所づくり及び活動の支援、見守り相談窓口により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、安心して住み慣れた地域で過ごすことができるよう体制整備、在宅医療相談窓口により、在宅医療と介護の連携の推進等を継続して実施しました。第10期計画に向けて、進捗管理を行い、計画とのかい離の原因を分析し、対応策を検討していきます。		引き続き、医療と介護の連携、介護予防、住まい、生活支援サービス体制の整備等、順次、第9期計画に基づき、2040年を含む中・長期的な視点で、更に進めていく必要があります。また、第10期計画に向けて、PDCAサイクルにより進捗管理し、計画とのかい離の原因を分析するとともに、対応策を検討していく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

介護支援係		取組内容の進捗状況			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	—		—		効果(成果)判定 — 評点 —
	—		—		効果(成果)判定 — 評点 —
	—		—		効果(成果)判定 — 評点 —

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和5年度	高齢者支援センターでは、今年度から自立支援・重度化防止を目的とした「地域ケア個別会議」を開催しました。地域資源を活用し、いかに自分らしく暮らせるかを関係専門職等で検討しました。 また、ケアマネに地域資源を知り、理解していただくために、ケアマネ学習会を開催しました。 「地域さえあい連絡協議会」は、通常開催に戻し、「地域活動について」をテーマに、地域課題や地域のつながりについて情報交換を行いました。		「地域ケア個別会議」や「地域さえあい連絡協議会」で挙がった地域課題については、生活支援コーディネーターと連携し、評価・検討する場が必要です。 住まいや日常生活の生活支援体制整備については、福祉関係者だけではなく、地域の多くの方を巻き込んだ地域づくりの取り組みが必要です。		効果(成果)判定 B 評点 70
	東部高齢者支援センターでは、自立支援・重度化防止を目的とした「地域ケア個別会議」を開催しました。地域資源を活用し、いかに自分らしく暮らせるかを関係専門職等で検討しました。また、関係機関とのネットワークづくりとして、みずほ介護サービス事業者連絡会の組織化にむけての取り組みを、介護支援係と行いました。		「地域ケア個別会議」や「地域さえあい連絡協議会」で挙がった地域課題については、生活支援コーディネーターと連携し、評価・検討する場が必要です。 住まいや日常生活の生活支援体制整備については、福祉関係者だけではなく、地域の多くの方を巻き込んだ地域づくりの取り組みが必要です。		効果(成果)判定 — 評点 —
					効果(成果)判定 — 評点 —

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係	B	70	B	70	B	70	—	—	—	—	—
地域包括ケア推進係	B	70	C	50	B	70	—	—	—	—	—
介護支援係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	—	—	—	—	—

3-(7)-②	取組名	認知症対策の推進								
	取組の内容	認知症の方が、できる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるようには地域で支えるため、認知症にやさしい社会の実現をめざします。取組としては、認知症の早期発見・早期診断を促進することや住民に対する認知症についての理解を深める施策を推進していきます。								
	地域包括ケア推進係	取組内容の進捗状況								
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	認知症施策の推進及び認知症の方とその家族の支援のため、認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを配置しています。認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、認知症ガイドブックの作成・配布、認知症サポーター養成講座の開催、9月のアルツハイマー月間に合わせた図書館と連携した関連本の展示などを行いました。また、令和4年度から開始した認知症検診を実施し、認知症ガイドブックを活用するとともに、認知症の早期発見、早期対応を進めました。	認知症ガイドブックを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の早期発見、早期対応を進め、認知症にやさしい社会の実現を目指していくことが引き続き必要です。								
効果(成果)判定	B	評点								
令和6年度	認知症施策の推進及び認知症の方とその家族の支援のため、認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを継続して配置しています。認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、認知症ガイドブックの作成・配布、認知症サポーター養成講座の開催、9月のアルツハイマー月間に合わせた図書館と連携した関連本の展示などを行いました。また、認知症ガイドブックを活用して認知症検診を実施し、認知症の早期発見、早期対応を進めました。7月の認知症サポートステップアップ講座でチームオレンジが発足し、認知症本人の視点に立った活動について検討を重ねています。	認知症ガイドブックを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の早期発見、早期対応を進め、チームオレンジをはじめとする認知症のある本人の視点に立った、認知症にやさしい社会の実現を目指していくことが引き続き必要です。								
効果(成果)判定	-	評点								
地域包括ケア推進係	B	70	-							

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地域包括ケア推進係	B	70	C	50	B	70

3-(7)-③	取組名	人材の確保及び資質の向上		
取組の内容		<p>高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、NPOや地域、ボランティア等さまざまな場面で支援する側として従事することができる環境の構築をめざします。</p> <p>また、高齢者自らも支援する側になることで、生きがいを持って活動することができるよう支援します。また、様々な人材の資質の向上や研修、セミナー等を高齢者が受講しやすい体制を整備していきます。</p> <p>介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職をはじめ、介護サービス提供に必要な人材の確保に取り組みます。また、東京都や関係機関と連携し、介護従事者等のスキルアップのための研修参加などを支援します。</p>		
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	令和4年度に引き続き、高齢者がサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成講座等を実施しました。また、生活支援を行う住民向けの介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー養成研修を実施しました。	サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備は、ますます必要となります。引き続き研修等を行い、今後、多くの高齢者が担い手となれるような仕組み作りが必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	70
	高齢者がサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成講座等を継続して実施しました。また、生活支援を行う住民向けの介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー養成研修も継続して実施しました。	サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備は、ますます必要となります。引き続き研修等を行い、今後、多くの高齢者が担い手となれるような仕組み作りが必要です。	効果(成果)判定	-
令和6年度			評点	70
			評点	-
			評点	-
介護支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	介護支援専門員が作成したケアプランが、自立支援のための適切なプランになっているかを検証確認するケアプラン点検を実施しています。この点検を通じて介護支援専門員の気付きを促すとともに、質の向上をはかっています。令和5年度は町内及び町外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(16人)が作成したケアプランについて実施しました。	介護支援専門員が作成するケアプランは利用者の生活に大きく影響します。ケアプラン点検が、介護支援専門員の資質を向上させるとともに、利用者へのサービスに繋ぐことができるかが課題です。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			評点	-
令和6年度	介護支援専門員が作成したケアプランが、自立支援のための適切なプランになっているかを検証確認するケアプラン点検を実施しています。この点検を通じて介護支援専門員の気付きを促すとともに、質の向上をはかっています。令和6年度は町内及び町外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(14人)が作成したケアプランについて実施しました。	介護支援専門員が作成するケアプランは利用者の生活に大きく影響します。ケアプラン点検が、介護支援専門員の資質を向上させるとともに、利用者へのサービスに繋ぐことができるかが課題です。	効果(成果)判定	-
			評点	70
			評点	-

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	地域ささえあい連絡協議会や地域活動に出向くことで、様々な活動をしている方と関り、地域の担い手となりうる方と会う機会が増えてきました。 ボランティアセンターではあらゆる人が地域で活躍できるようボランティアのスタートをサポートしたり、地域で活動している方の交流の機会を設けるなど人材確保の支援を行っています。 有償家事援助や在宅移送など、在宅支援サービスでは、地域の方々が必要な研修や連絡会を経て、支え合いの活動に参加しています。	人と人がつながる機会を増やし、地域活動の大切さを伝えていく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
	ボランティアセンターでは、年齢問わず地域で活動が出来るよう支援し、情報交換ができる場を設け、人材確保や資質向上に向けて情報収集を行いました。 在宅福祉サービスでは、有償家事援助では協力会員の連絡会を開催し、情報交換や情報共有を行い、資質向上に努めました。 東部高齢者支援センターでは、多くの高齢者と関わりますが、そこで介護サービスだけでなく、サロンや通いの場等の地域活動を紹介し、その中で担い手になりうる方にはボランティア活動等につなげています。	長く働き続けるシニア世代も多く、地域活動に充てられる時間が少ない状況がみられます。空いた時間やすきま時間でも活動ができる「ちょいボラ」をうまくコーディネートしていく必要があります。 また、人と人がつながる機会を増やし、地域活動の大切さを伝えていく必要があります。	効果(成果)判定 - 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係	B	70	C	50	B	70	-	-	-	-	-
介護支援係	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
社会福祉協議会	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

3-(7)-④	取組名	ささえあう地域づくり					
取組の内容	地域の担い手として多様な世代が主体的に参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるような体制の整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあうことが可能な環境づくりをめざします。						
地域包括ケア推進係			取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	引き続き、高齢者もサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなるよう、介護予防リーダー養成や生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業ヘルパー養成研修を実施しました。また、都営地区の住民主体の生活支援グループ「ちょこっと支援旭が丘」では、継続して、ゴミ出し、買い物支援等の活動実績がありました。町営住宅では健康体操の活動が継続され、松山町でささえ合いに向けた地域懇談会を、生活支援コーディネーターが中心となり実施し、自主的な通いの場の活動が開始しました。	サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備が、ますます必要となります。引き続き、都営地区や町営住宅、松山町での住民主体の取組やささえ合いの検討会を、他地区の状況に合わせて実施できるよう検討・調整します。	効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	高齢者もサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなるよう、介護予防リーダー養成や生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業ヘルパー養成研修を継続して実施しました。また、各地区での住民主体の生活支援グループや体操の活動、居場所づくり活動が継続して実施され、生活支援コーディネーターが中心となり、自主的な通いの場としての活動継続支援を実施しました。	サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備が、ますます必要となります。引き続き、各地区での住民主体の取組やささえ合いの検討会・活動を、他地区的状況に合わせて実施できるよう検討・調整します。	効果(成果)判定	-	評点	-	
社会福祉協議会			取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	生活支援コーディネーターは地域活動に出向き、人材の把握とマッチング、人と人がつながる地域づくりを進めています。町営住宅では、地域懇談会を経て、軽体操を行う集まりの場が立ち上がりました。駒形町では、町内会有志が駒形集会所に集まりの場を創設しました。松山町では、地域懇談会を経て、松山町集会所にて集まりの場を創設し、買い物支援についても検討しています。都営住宅では、生活支援グループの活性化を検討し、東京都のプロボノ支援を受け協力者・希望者共に募集するチラシを作成して頂きました。地域ささえあい連絡協議会では、地域のあらゆる方が地域の担い手となるべく、地域関係者が情報交換をし、地域でのつながりの構築を推進しました。	地域のあらゆる方が担い手になりうることを、様々な場面で住民に周知啓発していくことが必要です。生活支援コーディネーターとして、また地域ささえあい連絡協議会等で、多くの方に情報提供し、地域のつながりを増やしていくことも必要です。	効果(成果)判定	A	評点	90	
令和6年度	地域つながり推進連絡会では、地域で活動している人々がつながり、ささえあいの活動について意見交換を行っています。「みずほつながりたい」の取り組みは、つながりを大切にする意識を広めるシンボルマーク(缶バッヂ・ステッカー)の普及を通して、町内全体でつながりの意識を高めていきます。生活支援コーディネーターは地域活動に出向き、人材の把握とマッチング、人と人がつながる地域づくりを進めています。松山町では、地域懇談会を経て、松山町集会所にて集まりの場を創設し、買い物支援について移動スーパーを呼ぶことができ、地域の高齢者同士のつながりや情報交換ができるようになりました。富士山町では、今後アンケート調査などを行い、地域課題解決に向けての取り組みを進めていきます。	地域のあらゆる方が担い手になりうることを、様々な場面で住民に周知啓発していくことが必要です。生活支援コーディネーターとして、また地域つながり推進連絡会で、多くの方に情報提供し、地域のつながりを増やしていくことも必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
社会福祉協議会	A	90		B	70	A	90	-	-	-	-

基本目標4	いきいきと暮らすための健康づくり
-------	------------------

基本施策	母子保健の充実		
今後の方向性	妊娠前から妊娠中及び出産前後に向けての支援を切れ目なく行います。		
4-(1)-①	取組名	母子保健事業の推進	
取組の内容	国が定める「健やか親子21(第2次)(平成27年度～令和6年度)」及び「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」と整合性をとりながら各事業を推進します。		
保健係(R6.10母子保健係)		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	第4次計画の評価指標の乳幼児健康診査受診率の達成を目標として、各種母子保健事業に取り組みました。健康診査未受診者は、受診を促すとともに、状況把握を確実に実施しました。	引き続き母子保健事業の推進と健診受診率維持につとめ、発育発達の遅滞の早期発見が必要です。一方、未熟児や長期の里帰り、要支援家庭の増加により、健診の受診が難しい家庭が増えています。未受診者には個別に面接等を実施し、状況把握を継続し、必要な支援につなげることが求められます。 また、令和6年度は区市町村に「こども計画」の策定が求められており、母子保健事業の計画についても「こども計画」と一体的に定める必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	第4次計画の評価指標の乳幼児健康診査受診率の達成を目標として、各種母子保健事業に取り組みました。健康診査未受診者は、受診を促すとともに、状況把握を確実に実施しました。	令和6年度に作成した「瑞穂町子ども計画」は母子保健事業計画と一体的に作成されています。この計画に基づき引き続き母子保健事業の推進と健診受診率維持につとめ、発育発達の遅滞の早期発見が必要です。 一方、未熟児や長期の里帰り、要支援家庭の増加により、健診の受診が難しい家庭が増えています。未受診者には個別に面接等を実施し、状況把握を継続し、必要な支援につなげることが求められます。	効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
保健係(R6.10母子保健係)	B	70	B	70	B	70	－	－	－	－	－

4-(1)-②	取組名	疾病予防・健康増進事業の推進		
取組の内容	疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進をはかります。幼少期から望ましい生活習慣の定着をはかります。			
保健係(R6.10母子保健係)		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	乳幼児健診や発達健診等を通じて、疾病や異常を早期発見し専門機関へつなげました。また、育児相談・栄養相談・歯科相談等により指導・助言を行うことで望ましい生活習慣の定着をはかりました。 3歳児健康診査では、屈折検査機器による視覚検査を行っています。屈折検査機器の導入でスクリーニングが容易になり、弱視が疑われる児を確実に精密検査につなげています。	精密検査の受診勧奨や疾病等による異常を指摘すると、過敏に反応する保護者や指導・助言が入りにくい保護者もいるため、引き続き丁寧な対応が求められます。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	乳幼児健診や発達健診等を通じて、疾病や異常を早期発見し専門機関へつなげました。また、育児相談・栄養相談・歯科相談等により指導・助言を行うことで望ましい生活習慣の定着をはかりました。 3歳児健康診査では、屈折検査機器による視覚検査を行っています。屈折検査機器の導入でスクリーニングが容易になり、弱視が疑われる児を確実に精密検査につなげています。	精密検査の受診勧奨や疾病等による異常を指摘すると、過敏に反応する保護者や指導・助言が入りにくい保護者もいるため、引き続き丁寧な対応が求められます。また、町内に小児科医師が少ないため医師の確保も課題となっています。 子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援につなげられるよう、国は5歳児健康診査の実施を強く推奨しています。令和8年度以降の実施に向け調査・研究が必要です。	効果(成果)判定	- 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
保健係(R6.10母子保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

4-(1)-③	取組名	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進									
取組の内容		妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連部署との連携体制を強化します。									
保健係(R6.10母子保健係)					取組内容の進捗状況		4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	保健センター内に設置している、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業(母子保健型)を実施していますが、国が打ち出した「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」も合わせて行い、面談やアンケート等による状況把握を一層推進するとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携強化をはかりました。また、1歳の誕生日を迎えるお子さんのいる家庭を対象としたバースデーサポート事業を開始し、要支援者の把握機会を拡充させ、相談支援体制と経済的支援のさらなる強化をはかりました。				育児と仕事の両立が求められ、子育て家庭が抱える問題が複雑化しています。また、外国人の家庭が少しずつ増加しています。十分なアセスメントにより課題やニーズを的確に把握するため、信頼関係の構築と連絡手段の確保が必要です。児童福祉法等の改正により、市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置につとめる必要があります。		効果(成果)判定	B			
	保健センター内に設置している、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業(こども家庭センター型)を実施していますが、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」も合わせて行い、面談やアンケート等による状況把握を一層推進するとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携強化をはかりました。子ども家庭センターを開設する10月には、精神保健福祉士の資格を持つ困難事例対応職員(母子保健ワーカー)を任用し、困難ケースへの対応強化をはかりました。				外国人家庭や共働き家庭の増加等、子育て家庭が抱える問題が複雑化しています。令和6年10月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援体制が構築されました。相談支援を効果的に実施できるよう運営方法等の検証は必要であり、状況に応じて運営方法の見直し等、対応が必要な場合もあります。なお、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」は、制度化により令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」という事業名に変わりますが、相談支援と経済的支援を一体的に行っていくことはこれまでと同様で変更はありません。		評点	70			
効果(成果)判定		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
保健係(R6.10母子保健係)		B	70	B	70	B	70	-	-	-	-

4-(1)-④	取組名	食育の推進		
取組の内容	子どもが、生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な身体と豊かな心を育むために、家庭や地域等と連携をはかり、子どもが食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、食育を推進します。			
保健係(R6.10母子保健係)		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題
令和5年度	離乳食講習会や栄養相談などの機会を通じて、管理栄養士による指導・助言を行いました。それにより正しい食習慣や食事の楽しさを伝えています。	必要な人員(管理栄養士等の有資格者)の確保とともに、教育部門など他部署や関係機関との連携も必要です。	B 評点 70	効果(成果)判定
令和6年度	離乳食講習会や栄養相談などの機会を通じて、管理栄養士による指導・助言を行いました。それにより正しい食習慣や食事の楽しさを伝えています。	離乳食講習会は新型コロナウイルス感染拡大時とほぼ同じプログラムで実施しているため、プログラムの見直しを検討する必要があります。 健康課と連携し、必要な人員(管理栄養士等の有資格者)を確保するとともに、教育部門など他部署や関係機関との連携も視野に入れる必要があります。	- 評点 -	効果(成果)判定

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
保健係(R6.10母子保健係)	B	70	B	70	B	70

基本施策	健康増進の充実	
今後の方向性	各種健康相談や健康診査、がん検診の実施体制を充実し、疾病の予防ができるよう健康教育や健康新規などの充実をはかります。	

4-(2)-① 取組名		健康増進事業の推進	
取組の内容		「瑞穂町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性をとりながら事業を推進します。 がん検診については、国の指針に基づき、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、その精度管理をすすめます。	
健康係(R6.10成人保健係)		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	生活習慣病予防、若い世代からの健康意識の向上、がん検診の受診率向上を目標に、各種健診・検診の充実をはかりました。 健診等の受診率向上に資するスマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業を令和5年度も継続実施しました。また、令和5年度から国が実施しているがん検診の受診勧奨策等実行支援事業の研修に参加し、効果的な受診勧奨方法について学ぶとともに、実施しました。しかし、評価指標に掲げたがん検診は目標の達成には至りませんでした。	健康寿命の延伸をはかるためには、引き続き各種健診・検診の受診率向上に資する取組と、生活習慣病予防の啓発を継続することが必要です。 国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められています。町のシステム改修等は実施しており、必要情報を適切に入力しています(副本登録)。 引き続き動向を注視し、マイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	生活習慣病予防、若い世代からの健康意識の向上、がん検診の受診率向上を目標に、各種集団健診・検診の申込みに電子申請による方法を取り入れ、申込みのハードルを下げる取組を継続しています。 また、健診等の受診率向上のため、スマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業でのポイント付与を令和6年度も継続実施しました。しかし、評価指標に掲げたがん検診の受診率目標の達成には至りませんでした。 がん検診の精密検査対象者への受診状況調査、受診勧奨等により、精度管理をはかりました。	健康寿命の延伸をはかるためには、引き続き各種健診・検診の受診を促し、生活習慣病予防の機会づくりを継続することが必要です。 国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められています。町のシステム改修等を適宜実施し、必要情報を適切に反映(副本登録)し、引き続きマイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。 がん検診の実施体制の評価がより適切となるよう定期的な点検が必要です。	効果(成果)判定 - 評点 -
保健係(R6.10成人保健係)		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	生活習慣病予防のための啓発事業として、腎臓病予防講演会など各種講演会・講座を開催しました。講演会はオンライン受講を可能にするなど受講しやすい環境を整備しました。 また、若い世代からの健康意識の向上のため、骨密度測定を実施し、望ましい生活習慣の定着に向けた意識改善をはかりました。令和5年度も乳がん・子宮頸がん検診と骨密度測定の同日実施日を設け、多くの方に利用いただきました。 がん検診日と同日実施の骨密度測定(2回 130人)	若い世代に健康増進事業への参加を呼び掛けても、なかなかねらいどおりの関心を持っていただけていない状況です。引き続き特定健康診査結果による個別の参加勧奨等あらゆる手段で対象者への声掛けが必要です。健康ポイントアプリを通じた周知、ポイントの付与の工夫が必要です。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和6年度	生活習慣病予防のための啓発事業として、動脈硬化予防講演会など各種講演会・講座を開催しました。参加率の向上策として、オンラインでの講演会の受講も可能としました。 また、若い世代からの健康意識の向上のため、骨密度測定を実施し、望ましい生活習慣の定着に向けた意識改善をはかりました。令和6年度も乳がん・子宮頸がん検診と骨密度測定の同日実施日を設け、多くの方に利用いただきました。 がん検診日と同日実施の骨密度測定(2回 144人)	健康増進事業への参加率が低い若い世代の参加を促すため、引き続き特定健康診査結果による個別の参加勧奨や健康ポイントアプリでの周知が必要です。 一方で、集団形式以外の日常の取組を促す仕組を健康ポイント事業を通じて構築し、インセンティブの付与を組み合わせた工夫が求められます。	効果(成果)判定 - 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係(R6.10成人保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-
保健係(R6.10成人保健係)	B	70	A	90	B	70	-	-	-	-	-

4-(2)-②	取組名	望ましい生活習慣の確立							
	取組の内容	定例の健康相談、保健師による随時の面接、電話相談等、生活習慣改善につながる相談体制や相談業務のさらなる充実をはかります。更に、健康診査等の受診率向上のための勧奨や、受診の結果を生活習慣病予防に生かすための取組をすすめます。望ましい生活習慣の確立のため、広報みずほやホームページ等を通して健康に関する情報提供を行い、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動をすすめます。							
	健康係(R6.10成人保健係)	取組内容の進捗状況				4			
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	健康診査の機会を通じて健診受診の意義とメリットを訴え受診勧奨しています。がん検診の集団検診は、申込みをしやすくするため、電子申請を継続しています。特定健康診査は、個別健診終了後の11月に集団健診の日程(終日実施)を設定し、受診環境を整えました。また、受診率向上に資するスマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業を令和5年度も継続実施しました。 特定健康診査(受診者数2,617人 受診率47.38%) (令和5年度速報値)	健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上のため、継続した受診・参加勧奨の実施が必要です。 国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められています。町のシステム改修等は実施しております、必要情報を適切に入力しています(副本登録)。 引き続き動向を注視し、マイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。				効果(成果)判定		B	
令和6年度	紙やデジタルツールの広報媒体、乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券の一定年齢への配布を通じて健診受診の意義とメリットを訴え受診勧奨しています。がん検診の集団検診は、申込みをしやすくするため、電子申請を継続しています。特定健康診査は、個別健診終了後の11月に集団健診の日程を設定し、受診環境を整えました。また、受診率向上や健康に関する情報提供に資するスマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業を令和6年度も継続実施しました。 特定健康診査(受診者数2,449人 受診率46.08%) (令和6年12月末現在)	健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上による生活習慣改善の機械づくりのため、継続した受診・参加勧奨の実施が必要です。国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められています。町のシステム改修等を適宜実施し、必要情報を適切に反映(副本登録)し、引き続きマイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。				効果(成果)判定		-	
令和5年度	健康係(R6.10成人保健係)	取組内容の進捗状況				4			
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題							
令和5年度	定例の健康相談や、保健師による随時の面接・電話相談、健康づくり推進委員と協働で実施した健康ミニ集会等及び町の広報やホームページ等による健康に関する情報提供等を行い、住民が望ましい生活習慣についての知識を得られるようつとめました。更に、健康診査の結果により対象になった方へ健診結果個別相談会や特定保健指導を案内するとともに、特定保健指導実施率向上のため集団健診での当日保健指導などを実施しました。 特定保健指導(対象者数305人実施者66人実施率21.64%)(令和5年度速報値)	生活習慣病の予防が必要な方向けの事業について、事業内容を適宜見直し、住民の疾病傾向に合わせた事業展開が必要です。 また、健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上のため、継続した受診・参加勧奨の実施、ICTの活用が必要です。 さらに、妊娠前の健康管理(プレコンセプションケア)の考え方や国がすすめるパーソナルヘルスレコード(PHR)の動向を注視し、必要に応じた対応が求められます。				効果(成果)判定		B	
令和6年度	定例の健康相談や、保健師による随時の面接・電話相談、健康づくり推進委員と協働で実施した健康ミニ集会等を継続しました。住民が望ましい生活習慣についての知識を得られるよう町の広報やホームページ等による健康に関する情報提供等を行いました。更に、健康診査の結果により対象になった方へ健診結果個別相談会や特定保健指導を案内するとともに、特定保健指導実施率向上のため集団健診での同日の保健指導を実施しました。 特定保健指導(対象者数253人実施者19人実施率7.51%)(令和6年12月末現在)	生活習慣病の予防が必要な方向けの事業について、住民の健康課題を把握し、より効果の見込めるよう事業内容を適宜見直した事業展開が必要です。 また、健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上のため、継続した受診・参加勧奨の実施、健康ポイントアプリなどのICTツールの活用が必要です。				効果(成果)判定		-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
健康係(R6.10成人保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-
保健係(R6.10成人保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-

4-(2)-③	取組名	食生活の維持・改善						
取組の内容		関係各課や機関等が連携し、地産地消の推進、学校給食を通じた望ましい食習慣を定着させるため、子どもの頃からの食育を推進します。保健事業に参加しづらい子育て世代・若い世代を中心に望ましい食習慣を普及させるため、ホームページ等を利用して適正な栄養の摂り方等を啓発していきます。 また、管理栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育を推進します。						
保健係(R6.10成人保健係)					取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題			
令和 5 年 度	各種保健事業の中で、望ましい食習慣について普及・啓発、相談を行うとともに、広報紙や「みずほ健康ポイントあるってこ」のアプリ内のコラムでも望ましい食習慣について普及・啓発をはかっています。 また、関係機関との会議等を行い、効果的な啓発方法について情報共有を行いました。				望ましい食習慣について普及・啓発、相談を継続して行う必要があります。特に高齢期において、食事の摂取量が減ることで、栄養の摂取不足がもたらす筋力や筋力量の減少が健康に及ぼす影響に着目して、引き続き、関係各課と連携して、取組を実施することが求められます。			効果 (成果) 判定
								B
								評点
								70
令和 6 年 度	各種保健事業の中で、望ましい食習慣について普及・啓発、相談を行うとともに、広報紙や「みずほ健康ポイントあるってこ」のアプリ内のコラムでも望ましい食習慣について普及・啓発を継続しています。 管理栄養士資格のある栄養指導専門員を任用し、栄養相談の体制を引き続き構築しました。				特に高齢期において、食事の摂取量が減ることによる栄養の摂取不足がもたらす筋力や筋力量の減少が健康に及ぼす影響に着目し、高齢期前からの食習慣の改善が図られるよう関係各課と連携した取組の工夫が求められます。			効果 (成果) 判定
								-
								評点
								-

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
保健係(R6.10成人保健係)	B	70	B	70	B	70	-	-	-	-	-

4-(2)-④	取組名	身体活動・運動の実践		
取組の内容	住民を対象とした研修会や教室を通して、身体活動・運動についての正しい知識の普及・啓発をはかります。また、健康づくり活動の住民参加によって、日常的な身体活動・運動の必要性について広く周知をはかります。			
保健係(R6.10成人保健係)		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	<p>各種保健事業を通じて、身体活動・運動の正しい知識の普及・啓発につとめました。</p> <p>健康づくり推進委員の活動でもウォーキング事業をはじめ、身体活動・運動の実践を取り入れた健康ミニ集会を開催しており、日常的な身体活動・運動の必要性について普及・啓発しました。</p> <p>10月14日 健康ミニ集会(認知症予防) 12月2日 健康ミニ集会(インターバル速歩) 2月25日 ヘルスウォーキング(雨天のため中止)</p>	<p>日頃から身体活動・運動を行う意識を高めるため、運動に関連した事業を実施している各課と協力し、今後も引き続き、身体活動・運動についての知識の普及と実践を促すことが必要です。健康ポイントアプリによる情報提供やポイント付与の工夫による意欲喚起も必要です。</p>	効果(成果)判定	B
			評点	
			70	
令和6年度	<p>健康づくり推進委員の活動で、ウォーキング事業をはじめとした身体活動・運動の実践を取り入れた健康ミニ集会を開催しており、日常的な身体活動・運動の必要性について普及・啓発しました。</p> <p>9月21日 健康ミニ集会(インターバル速歩) 12月7日 健康ミニ集会(健康食品の基礎知識) 2月22日 ヘルスウォーキング</p> <p>また、健康ポイント事業の一環で西東京市、青梅市、和歌山県有田市と電子版のウォークラリーを開催し、参加者の平均歩数の向上が図られました。</p>	<p>日頃から身体活動・運動を行う意識を高めるため、運動に関連した事業を実施している各課と協力し、今後も引き続き、身体活動・運動についての知識の普及と実践を促すことが必要です。デジタルツールの長所をいかし、集合形式以外の日常の身体活動運動の実践を促す仕組みを健康ポイント事業を通じて構築し、インセンティブ付与と組み合わせた工夫が求められます。</p>	効果(成果)判定	-
			評点	
			-	

効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
保健係(R6.10成人保健係)	B	70	B	70	B	70

4-(2)-⑤	取組名	喫煙・飲酒・薬物と健康被害									
	取組の内容	<p>喫煙や受動喫煙の健康への被害について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、公共施設における禁煙や分煙の推進、喫煙者に向けた禁煙・節煙の支援、児童・生徒等に対し喫煙防止教育を実施します。</p> <p>保健事業を通じて、節度ある飲酒について普及・啓発につとめます。また、未成年者への飲酒防止教育、多量飲酒者やアルコール関連疾患の本人や家族等への支援を行います。</p> <p>薬物乱用について、生徒や保護者等に対しその危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取組ます。</p>									
	健康係	取組内容の進捗状況				4					
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題									
令和5年度	広報みずほ、薬物乱用防止啓発事業、各種保健事業を通じて、知識の普及・啓発につとめました。	<p>子どもの健康への影響が大きい妊婦や子育て世代の喫煙率が高い傾向にあり、その低下に向け、引き続き啓発推進に取り組むことが求められます。</p> <p>また、がん教育を通じて若い年代から喫煙や受動喫煙の影響に関する知識を啓発することが必要です。</p>				効果(成果)判定		C		評点	
						50					
令和6年度	広報みずほ、産業まつり会場での薬物乱用防止啓発事業、各種保健事業を通じて、知識の普及・啓発につとめました。	<p>子どもの健康への影響が大きい妊婦や子育て世代の喫煙率が高い傾向にあり、その低下に向け、引き続き啓発推進に取り組むことが求められます。</p> <p>また、がん教育を通じて若い年代から喫煙や受動喫煙の影響に関する知識を啓発することが必要です。</p>				効果(成果)判定		-		評点	
						-					
効果(成果)判定	評点	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度					
健康係	C	50	C	50	C	50	-	-	-	-	-

4-(2)-⑥	取組名	休養・心の健康づくり								
	取組の内容	心の健康に影響する睡眠や休養の、正しい知識の普及につとめます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンで気軽にアクセスし、情報や相談機関を知ることのできるシステムにより情報提供をします。また、自殺予防行動計画を実行し、自殺に追い込まれる前に相談機関につながるように工夫していきます。								
	健康係	取組内容の進捗状況				4				
	この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行ってきました。また、自殺予防行動計画に基づき、庁内連携会議の開催、また、新任職員を対象とした講義形式によるゲートキーパー研修を行いました。	近年、女性の2年連続の自殺者数の増加、小中高生の自殺者数が過去最多になるなど、新型コロナウィルス感染症等をはじめとした、生活様式の変化などにより、心の健康を害するリスクが高まっています。このような背景から、国の自殺総合対策大綱、東京都の自殺総合対策計画が改定され、「困難を抱える女性への支援」、「若年層の自殺防止」が重点項目に掲げられています。町の「いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」についても、改定を進めるとともに、計画に基づく、対策を進めることができます。				効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行ってきました。自殺予防行動計画に基づき、庁内連携会議の開催、新任職員を対象とした講義形式によるゲートキーパー研修を行いました。また、令和6年度から住民向け事業として、NPO法人から提供を受けたゲートキーパー研修動画の町ホームページでの公開を始めました。現在、「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」の策定に向けて、作業を進めています。	令和6年度に策定した「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」に基づき、全庁的に各種施策(事業)を推進していく必要があります。また、各施策(事業)については、毎年度評価、点検を実施し、計画の見直しに反映させる必要があります。				効果(成果)判定	-	評点	-	
保健係(R6.10成人保健係)	取組内容の進捗状況	4				結果を踏まえた今後の課題				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)										
令和5年度	健診結果個別相談会等の相談事業で、休養や心の健康づくりの正しい知識の普及につとめました。また、広報紙や「みずほ健康ポイントあるってこ」のアプリで「睡眠」をテーマにしたコラムを掲載しました。	アフターコロナとなりましたが、生活様式の変化などもあり、孤独感や強いストレスを感じるなど心の健康を害するリスクが懸念されます。きめ細やかな対応と関係機関との適切な連携が大切です。				効果(成果)判定	B	評点	70	
令和6年度	定期的の健康相談等の相談事業で、休養や心の健康づくりの正しい知識の普及につとめました。窓口や電話での個別相談に対して、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応しました。	厚生労働省が提唱している健康づくりのための睡眠ガイド2023の普及啓発を通じ、社会情勢や生活様式の変化などによる孤独感や強いストレス等の心の健康を害するリスクの軽減が求められます。				効果(成果)判定	-	評点	-	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
保健係(R6.10成人保健係)	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

4-(2)-⑦	取組名	歯・口腔の健康づくり							
取組の内容	歯周疾患の予防を目的に、30~40歳の若い世代も対象に、意識啓発を行います。また、乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処置率も高いため、指導内容の充実をはかり、予防・治療の両面からの意識啓発を行います。								
健康係	取組内容の進捗状況								4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	成人歯科検診の受診率向上をはかるため、受診対象者のうちの未受診者に対し、再勧奨通知を実施しました。	歯周疾患の予防意識を高めるため、成人歯科検診の受診勧奨を継続することが求められます。歯科検診の対象年齢の変更への対応、また、国民皆歯科健診等の国の動向を注視する必要があります。							
		効果(成果)判定							
		C							
		評点							
		50							
令和6年度	成人歯科検診の受診率向上をはかるため、受診対象者のうちの未受診者に対し、再勧奨通知を実施しました。歯科検診の対象年齢の拡大(20歳、30歳の追加)は、歯科医師会と調整上、令和6年度から開始することができました。	歯周疾患の予防意識を高めるため、成人歯科検診の受診勧奨を継続することが求められます。令和5年度に改定された歯周病健診マニュアルへの対応、また、国民皆歯科健診等の国の動向を注視する必要があります。							
		効果(成果)判定							
		-							
		評点							
		-							
保健係(R6.10母子保健係)	取組内容の進捗状況								4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	保健センターで幼児歯科健診、歯科相談等の事業を実施し、正しい知識の普及等の予防処置を実施しました。妊婦歯科健診は、令和5年度から町内の指定医療機関で個別に実施する方式に改め、利用者の利便性を高めることで受診率の向上をはかっています。	乳幼児のう歯罹患率は都や近隣市と比較しても高い状態が続いているため、事業を継続し、保護者に指導内容を適切に実施していただく等、意識を高めることが必要です。							
		効果(成果)判定							
		B							
		評点							
		70							
令和6年度	保健センターで幼児歯科健診、歯科相談等の事業を実施し、正しい知識の普及等の予防処置を実施しました。妊婦歯科健診は、町内の指定医療機関で個別に実施し、利用者の利便性を高めることで受診率の向上をはかっています。	乳幼児のう歯罹患率は都全体や近隣市と比較しても高い状態が続いているため、事業を継続し、保護者に指導内容を適切に実施していただく等、意識を高めることが必要です。							
		効果(成果)判定							
		-							
		評点							
		-							

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係	C	50		C	50	C	50	-	-	-	-
保健係(R6.10母子保健係)	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

基本施策		医療体制の基盤づくり						
今後の方向性		すべての住民が安心して医療を受けられる基盤づくりをはかります。						
4-(3)-① 取組名		救急医療体制の確保						
取組の内容		今後も休日夜間診療をはじめとする救急医療体制の確保につとめながら、小児救急医療体制を継続していきます。						
健康係				取組内容の進捗状況			4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題				
令和5年度	福生市・羽村市の医療機関と連携し実施している休日準夜診療について、広報みずほやお知らせを医療機関に掲示し、周知をはかりました。 また、令和5年度から休日・休日準夜診療体制の見直し(往診型救急診療事業者による診療の一部導入等)を行ったことから、事業周知のため、チラシの全戸配布を行いました。公立福生病院の夜間小児救急外来について、ポスターを掲示し周知をはかりました。 令和6年度以降の休日診療・休日準夜診療体制について、関係機関と調整を行い、体制を確保することができました。				近隣市、地区医師会及び民間事業者と協力し、継続可能な実施体制の整備(協議、検討)を行うほか、診療情報を継続して周知することが必要です。 また、往診型救急診療事業者による診療の一部導入を行っていることから、令和6年度の診療報酬の改定(往診料)の動向を注視することが必要です。			効果(成果)判定
								B 評点 70
令和6年度	福生市・羽村市の医療機関と連携し実施している休日準夜診療について、広報みずほやお知らせを医療機関に掲示し、周知をはかりました。 令和5年度から検証事業として実施している、往診型救急診療事業者による診療について、令和6年度に診療報酬(往診料)の改定があったものの、受託者と調整を行い、受診者への影響を最小限に抑えて、事業を実施することができました。 また、公立福生病院が主体となり実施している、小児初期救急夜間平日診療事業を維持するため、補助金を交付するとともに、町ホームページやポスターの掲示を通じ、周知をはかりました。 令和7年度以降の休日診療・休日準夜診療体制について、関係機関と調整を行い、体制を確保することができました。				近隣市、地区医師会及び民間事業者と協力し、継続可能な実施体制の整備(協議、検討)を行うほか、診療情報を継続して周知することが必要です。			効果(成果)判定 － 評点 －

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係	B	70		B	70	B	70	－	－	－	－

4-(3)-②	取組名	地域医療体制の基盤づくり		
取組の内容		人口構造の変化に伴う医療需要の質・量を踏まえ、町内医療機関と公立福生病院、周辺市との連携を強化しながら、訪問診療、在宅医療や安全性と信頼性を踏まえた遠隔診療を視野に入れて地域医療体制の確保につとめます。		
健康係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和5年度	定期予防接種や町で実施した健康診査及び各種検診を、かかりつけの医療機関で受診することで、身近な主治医から結果説明を受けたり、相談をすることができるメリットの周知につとめました。西多摩地域の地域医療構想調整会議への参画、また、西多摩医師会との情報交換を通じ、西多摩保健医療圏の医療体制の課題について把握しました。 一部の休日に休日診療として、往診型救急診療事業者による往診、オンライン診療の検証を実施しました。	かかりつけ医療機関の必要性を広く周知していくとともに、町医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続することが必要です。 町内の医療資源の確保とともに、他地域の医療資源又は新たな手法の検証も必要となっています。また、往診型救急診療事業者による診療の一部導入を行っていることから、令和6年度の診療報酬の改定(往診料)の動向を注視することが必要です。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	定期予防接種や町で実施した健康診査及び各種検診を、かかりつけの医療機関で受診することで、身近な主治医から結果説明を受けたり、相談をすることができるメリットの周知につとめました。西多摩地域の地域医療構想調整会議への参画、また、西多摩医師会との情報交換を通じ、西多摩保健医療圏の医療体制の課題について把握しました。 一部の休日に休日診療として、往診型救急診療事業者による往診、オンライン診療の検証を継続実施しました。	かかりつけ医療機関の必要性を広く周知していくとともに、町医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続することが必要です。 町内の医療資源の確保とともに、他地域の医療資源、民間事業者の活用、また、国の動向を注視しつつ、新たな手法の検証も必要となっています。また、国の示す医師偏在の是正に向けた対策の動向に注視が必要です。	効果(成果)判定	- 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係		B	70	B	70	B	70	-	-	-	-

4-(3)-③	取組名	関係機関との連携		
取組の内容	町医師会・町歯科医師会や薬剤師会との協力により、健康診査や予防接種事業、歯科保健事業等を実施していきます。西多摩医師会や西多摩歯科医師会とも協議会等を通じて連携をはかっていきます。			
健康係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題	
令和5年度	地域の健康課題に応じた保健サービスが実施できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携の推進をはかりながら、事業を実施しました。 特に新型コロナワクチン接種事業、高齢者インフルエンザワクチン接種は、医師会の協力を得て、実施しました。	町医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を継続することが必要です。 また、令和6年度から新型コロナワクチン接種が定期接種化されることから、近隣市との連携も考慮することが必要です。	効果(成果)判定	B 評点 70
令和6年度	地域の健康課題に応じた保健サービスが実施できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携の推進をはかりながら、事業を実施しました。 令和6年度から新型コロナワクチン接種が定期接種化されましたが、西多摩地域の市町村、西多摩医師会と協議、連携し、高齢者インフルエンザワクチン接種と同様に相互乗り入れによる接種を実施しました。	町医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を継続することが必要です。 令和7年度以降の新型コロナワクチン定期接種について、国・都の動向を注視するとともに、引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩医師会との協議、連携が必要です。	効果(成果)判定	- 評点 -

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-

基本施策		健康危機管理対策の推進													
今後の方向性		生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態の発生時に、関係機関との連携のもとに対処できる体制をめざします。													
4-(4)-①		感染症予防事業の推進													
取組の内容		住民一人ひとりの日常からの感染症予防策の啓発を継続し、新たな感染症発生時には東京都と連携した対策をすすめます。 国が接種を推奨する定期接種と合わせ、任意接種の中でも特に必要と考えられるものに対して、その接種費用の助成等を実施し、予防接種の確実な実施をはかっていきます。													
健康係		取組内容の進捗状況			4										
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題													
令和5年度	定期予防接種の案内を適正な時期に対象者へ発送するとともに、就学時健診の案内に予防接種の案内を同封し、接種を促しました。 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の定期接種の対象者への自己負担額の軽減を行いました。また、令和5年度から、帯状疱疹ワクチン任意予防接種事業を開始しました。自己負担額を軽減し、接種を促進することで、疾病予防対策をはかりました。 新たにHPVワクチン9価が定期接種化されたことから、医療機関との調整、また、適切に周知をはかったことにより、円滑に接種を実施することができました。モバイルサービスの利用促進をはかり、保護者の予防接種のスケジュール管理の負担軽減をはかりました。					適正な時期に予防接種が行えるよう、継続した対象者への周知が必要です。 また、感染症拡大防止には、手洗い、マスクの着用などの標準的予防策の啓発が必要です。新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し及び新たな感染症に対するワクチン接種の体制を構築し、円滑に実施することが求められます。			効果(成果)判定						
									B						
令和6年度	定期予防接種の案内を適正な時期に対象者へ発送するとともに、就学時健診の案内に予防接種の案内を同封し、接種を促しました。 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の定期接種の対象者への自己負担額の軽減を行いました。また、令和6年度から定期接種化された、新型コロナウイルスワクチン接種についても、国・都の補助を活用し、自己負担額の軽減を行いました。その他、帯状疱疹ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種に対する助成を行い、接種を促進することで、疾病予防対策をはかりました。 モバイルサービスの利用促進をはかり、保護者の予防接種のスケジュール管理の負担軽減をはかりました。					適正な時期に予防接種が行えるよう、継続した対象者への周知が必要です。 また、感染症拡大防止には、手洗い、マスクの着用などの標準的予防策の啓発が必要です。新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し及び新たな感染症に対するワクチン接種の体制を構築し、円滑に実施することが求められます。			評点						
									70						
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度			
健康係		B		70		B		70		-		-		-	

4-(4)-②	取組名	健康危機発生時の体制づくり							
取組の内容	住民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生や流行、大規模災害に備え、感染症の予防・まん延防止、医療提供体制の整備等の対策を推進します。東京都、保健所等との連携により、健康危機発生時には迅速に対処できる体制づくりを推進します。								
健康係	取組内容の進捗状況 4								
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	住民の健康に影響を及ぼす感染症の発生や流行、大規模災害に備え長岡コミュニティセンターで避難所訓練を実施しました。また、災害に医療救護所となる保健センターで、初めてとなる医療救護所設置訓練を実施しました。年3回関係機関との災害医療連携会議を実施し、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で、緊急医療救護所の設置訓練を実施しました。より実効性を高めるため、令和4年度に設置された緊急医療救護所設置訓練実務者会議において、訓練内容や必要備品等について検討を行いました。	感染症の発生や大規模災害に備え関係機関との訓練を実施し、医療従事者との顔の見える関係づくりにより、更に連携を取っていくことが必要です。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	災害時に医療救護所となる保健センターで、2回目となる医療救護所設置訓練を実施しました。1回目の訓練時に三師会の医師等からいただいた意見を反映させ、必要物品等を購入しました。また、年3回関係機関との災害医療連携会議を実施し、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で、緊急医療救護所の設置訓練を実施しました。より実効性を高めるため、令和4年度に設置された緊急医療救護所設置訓練実務者会議において、設置・運営に関するマニュアル、訓練内容や必要備品等について検討を行いました。	感染症の発生や大規模災害に備え関係機関との訓練を実施し、医療従事者との顔の見える関係づくりにより、更に連携を取っていくことが必要です。	効果(成果)判定	-	評点	-			
保健係(R6.10母子保健係)	取組内容の進捗状況 4								
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)	結果を踏まえた今後の課題								
令和5年度	保健センターで実施した医療救護所設置訓練と同日に健康課の保健師が中心となり保健活動拠点設置訓練を初めて実施しました。その中で災害時の保健師活動に必要な物品を確認したり、実際の活動の流れを確認したりするなど、保健師間で情報共有につとめました。また、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で実施した緊急医療救護所の設置訓練に保健師も参加したり、庁内で勉強会を開催し、全ての保健師がオンライン研修を受講することで具体的な保健活動をイメージできました。	感染症流行時には、住民に対しても正確な情報を伝えるとともに、適切な手洗い、消毒の仕方などの標準的予防策についても、実践的な学習の機会を提供する必要があります。また、災害時の保健活動についても、健康課以外の部署に所属する保健師も含めて引き続き勉強会等で情報共有を進めるとともに、より実践的な準備をする必要があります。	効果(成果)判定	B	評点	70			
令和6年度	令和5年度に引き続き2回目の保健活動拠点設置訓練を医療救護所設置訓練と同日に実施しました。今回の訓練では、災害担当以外の保健師でも保健活動拠点を設置できるようにすることを目標に訓練を実施しました。その中で災害時の保健師活動に必要な物品を確認したり、実際の活動の流れを確認したりするなど、保健師間で情報共有につとめました。また、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で実施した緊急医療救護所の設置訓練に保健師も参加したり、庁内で勉強会を開催することで具体的な保健活動をイメージできました。	感染症流行時には、住民に対しても正確な情報を伝えるとともに、適切な手洗い、消毒の仕方などの標準的予防策についても、実践的な学習の機会を提供する必要があります。また、災害時の保健活動についても、子ども家庭センター課以外の部署に所属する保健師も含めて引き続き勉強会等で情報共有を進めるとともに、より実践的な準備をする必要があります。	効果(成果)判定	-	評点	-			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-
保健係(R6.10母子保健係)	B	70		B	70	B	70	-	-	-	-